



平成31年 第1回  
本別町議会定例会会議録

自 平成31年 3月 5日  
至 平成31年 3月22日

本別町議会

# 平成31年本別町議会第1回定例会会議録（第1号）

平成31年3月5日（火曜日） 午前10時00分開会

---

## ○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第 7号	平成30年度本別町一般会計補正予算（第15回）について
日程第 7	議案第 8号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について
日程第 8	議案第 9号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
日程第 9	議案第10号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について
日程第10	議案第11号	平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）について
日程第11	議案第12号	平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第12	議案第13号	平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第13	議案第14号	平成30年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について
日程第14	議案第15号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について
日程第15		平成31年度町政執行方針・教育行政執行方針

---

## ○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	諸般の報告
日程第 5	行政報告

日程第 6	議案第 7号	平成30年度本別町一般会計補正予算（第15回）について
日程第 7	議案第 8号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について
日程第 8	議案第 9号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
日程第 9	議案第10号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について
日程第10	議案第11号	平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）について
日程第11	議案第12号	平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第12	議案第13号	平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第13	議案第14号	平成30年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について
日程第14	議案第15号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について
日程第15		平成31年度町政執行方針・教育行政執行方針

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	菊地敦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	田西敏重	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	大槻康有	企画振興課長	高橋哲也

老人ホーム所長 井戸川 一 美  
総務課主幹 小坂 祐 司  
建設水道課長補佐 小出 勝 栄  
教育次長 久保 良 一  
学校給食共同調理場所長 坪 忠 男  
代表監査委員 畑 山 一 洋

国保病院事務長 藤野 和 幸  
総務課長補佐 三品 正 哉  
教 育 長 佐々木 基 裕  
社会教育課長 阿部 秀 幸  
農委事務局長 郡 弘 幸  
選管事務局長 村 本 信 幸

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開会宣告（午前10時00分）

---

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、平成31年第1回本別町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、方川一郎議員、及び石山憲司議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長方川一郎議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 報告いたします。

平成30年12月12日第4回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、3月5日から3月25日までの21日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、3月7日正午をもって締め切ることにいたしました。

次に、議会の運営に関する事項、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに、5件の提出がありました。

商工会に対する平成31年度市町村補助金についての要望。全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情。奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書。日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情。辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議。

以上、5件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻、議員の回覧に供することといたします。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、議案第21号平成31年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上、9件の議案については、議長を除く、11名の委員で構成する、平成31年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り運びを予定いたしました。

以上報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、3月5日から3月25日までの21日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月5日から3月25日までの21日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎休会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議事の都合により、3月6日から11日、15日から21日、23日から24日の計15日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から11日、15日から21日、23日から24日の計15日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

監査委員から平成31年1月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成30年度学校林現況報告が町長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生各常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成30年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成30年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とから広域消防事務組合議会の平成30年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静について、平成30年第4回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第5 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 平成30年度各会計の予算執行状況について報告いたします。

1月末現在の一般会計の執行状況につきましては、歳入が予算額69億9,015万1,000円に対し、収入済額49億6,038万3,000円で71.0パーセントの執行率となっております。歳出は、支出済額47億113万8,000円で67.3パーセントの執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比4.7パーセント、額にいたしまして1億2,653万6,000円減の25億4,272万2,000円になる見込みであります。交付税財源の不足分を、地方が直接借入れをしております臨時財政対策債は前年度比4.3パーセント、742万1,000円減の1億6,375万7,000円で、普通交付税を加えました総額では、前年度を4.7パーセント下回る結果となっております。特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。現予算では18.5パーセント減の2億6,543万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入が予算額12億5,245万4,000円に対し、収入済額9億1,435万7,000円で73.0パーセントの執行率で、国保税の収納率は現年度が85.4パーセント、滞納繰越金分が18.9パーセントとなっております。歳出は、支出済額8億7,784万7,000円で70.1パーセントの執行率となっております。歳出総額の64.8パーセントを占めます。保険給付費と国民健康保険事業納付金は、それぞれ67.5パーセントと90.0パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入が予算額1億2,730万3,000円に対し、収入済額が1億911万1,000円で85.7パーセントの執行率となっております。歳出は、支出済額1億767万7,000円で84.6パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入が予算額10億2,285万9,000円に対し、収入済額は7億3,649万6,000円で72.0パーセントの執行率となっております。このうち、介護保険料につきましては、調定額2億34万9,000円に対し、収納額が1億6,586万9,000円で82.8パーセントの収納率となっております。歳出は、支出済額7億2,624万8,000円で71.0パーセントの執行率となっており、このうちの保険給付費については、6億4,261万円で、支出済額の88.5パーセントとなっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入が予算額2億9,667万2,000円に対し、収入済額は1億8,683万4,000円で63.0パーセントの執行率で、サービス収入の収納率は99.9パーセントとなっております。歳出は、支出済額2億4,014万5,000円で80.9パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入が予算額1億818万9,000円に対し、収入済額が5,378万7,000円で49.7パーセントの執行率となっております。歳出は、支出済額7,087万3,000円で65.5パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入が予算額4億7,110万円に対し、収入済額2億1,191万6,000円で45.0パーセントの執行率となっております。歳出は、支出済額2億3,918万1,000円で50.8パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告をいたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は1億6,995万6,000円で、支出見込額は1億6,995万6,000円となる見込みであります。また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が230万円、支出見込額は6,035万3,000円で、不足額5,805万3,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、患者数の動向であります。平成31年1月末現在の延べ患者数は、入院患者が1万2,696人、前年同期比1,766人、12.2パーセントの減、外来患者が3万4,

673人、前年同期比で2,276人、6.2パーセントの減となっております。次に、収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は11億278万2,000円、支出見込額は12億6,049万9,000円となる見込みで、収益から費用を差し引きました1億5,771万7,000円が純損失となる見込みであります。また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が8,706万2,000円、支出見込額が1億2,094万2,000円で、不足額3,388万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。

以上、平成30年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、防災行政無線更新事業について報告をいたします。

本町では、災害発生時など住民に避難情報などを伝えるため、防災行政無線を整備し、屋外拡声器と戸別受信機により住民に対し防災情報を一斉放送しております。現在使用しているものは平成8年度に更新、平成9年3月からの運用と20年以上経過しております。機器の老朽化に加え、電波がアナログ方式のため、将来使用ができなくなりますことから、デジタル方式への切り替えを含めて、防災行政無線を更新する方向で検討してまいりました。

更新機器の選定にあたりましては、3種類の帯域について比較検討を行ない、価格や運用面において最も本町の実情に即した周波数60メガヘルツ帯の機器を選定し、平成30年度に電波伝搬調査を含めた実施設計業務を行ない、電波到達範囲や中継設備の設置個所など、導入に向けたシステム調査を実施し、この調査結果を基に平成31年度から2カ年をかけて整備を進めてまいりたいと考えております。

整備内容につきましては、1年目に親局設備と中継局を3局、戸別受信機800台を整備し、2年目に屋外拡声子局16局と戸別受信機2,200台を整備し、その後、現在のアナログ設備を撤去して、デジタル化に移行していく予定としております。

戸別受信機の設置箇所につきましては、1年目に避難所、土砂災害警戒区域に居住されている世帯、自治会長、消防団員、関係機関などに設置することとし、平成31年度中に住民への周知を行ない、戸別受信機希望の有無を確認をして、2年目となります平成32年度に各戸に設置をしていきたいと考えております。また、戸別受信機を希望される世帯につきましては、無償で貸与するものとして、メーカーの保証期間が終了してからの修理費等については、利用者の皆さま方に御負担いただく条件で運用を図ってまいりたいと考えております。

今後も、防災に向けた取り組みにつきまして、一層の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたします。また、関連予算を本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議を願いたいと思っております。

次に、本別町医療職員養成修学資金貸付制度の創設について報告をいたします。

本町ではこれまで、町民の皆さまや関係機関との連携のもと、住みなれた地域で暮らし

続けることができるまちづくりとして、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりました。地域包括ケアシステムにおいては、本町の基幹病院であります国保病院の果たす役割は大きく、これまで、町民の皆さまのニーズにこたえる病院とするため、病院改革プランの策定に取り組んでまいりました。

国の推計では、団塊の世代が後期高齢者となります2025年、平成37年には、看護職員は196万人から206万人必要であるとされております。現状では、3万人から13万人が不足すると考えられております。現在、本町におきましては、看護師のみならず、保健師、臨床検査技師、理学療法士などの医療職員の確保が非常に難しい状況となっております。国保病院のみならず、本町における将来的な医療職員確保に向けた施策として、大学又は看護師養成所等に進学される方に対する修学資金の貸付制度として、医療職員養成修学資金貸付事業の創設について検討を進めてまいりました。この制度は、本町の医療職員として医療業務に従事しようとする方に対して必要な修学資金を貸付けをし、資格取得後、町内の医療機関等に一定期間勤務をされた場合には、貸付金の全額を償還免除とするもので、平成31年度より実施をしたいと考えております。

今後も地域医療を担う人材の確保、育成、定着を推進するため、引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。なお、これも関係条例を本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、勇足ゆうあいの里に併設する高齢者向け住宅の整備について報告いたします。

自宅での生活が困難となられました高齢者の方が、見守りや食事の提供を受けながら、できるだけ在宅に近い居住環境の中で生活を継続することにより、施設に入所することなく地域で暮らし続けることのできる環境として、小規模居宅介護事業所と高齢者向け住宅を一体的に運営することによる効果は大きいことから、平成30年3月に策定いたしました第7期銀河福祉タウン計画におきまして、本別町社会福祉協議会が運営する勇足ゆうあいの里、仙美里陽だまりの里の小規模多機能型居宅介護事業所に併設して、高齢者向け住宅の整備を計画したところであります。この計画を受けまして、平成30年7月に仙美里地区の高齢者向け住宅が開設され、仙美里地区の方を中心に現在7名の方が入居されております。

勇足地区の高齢者向け住宅につきましては、平成31年度の秋ごろに開設を目指し、勇足ゆうあいの里に併設した7戸の住宅整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、高齢者向け住宅につきましては、本別町社会福祉協議会が運営母体となりますことから、本別町社会福祉協議会が金融機関より借り入れる勇足高齢者住宅建設事業資金にかかわる元利償還の助成に関する債務負担行為の設定につきまして、本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、本別町立へき地保育所の現状について報告いたします。

本町のへき地保育所につきましては、児童福祉法第39条に規定する、保育所を設置す

ることが著しく困難である地域に設置することができる施設として、厚生労働省通知の、へき地保育所設置要綱に基づき運営しており、2歳児から5歳児の児童をお預かりして、就学前の教育、保育施設として、国が定めます保育所保育指針、本別町へき地保育所における教育・保育計画を定めて運営しているところであります。

全国的に人口減少が進む中で、少子化の波は本町にも大きく押し寄せておりまして、特に仙美里地区においての就学前児童の減少が著しく、現在、仙美里へき地保育所に入所をいただいている児童は5歳児が3名、4歳児が3名、2歳児1名の計7名の入所に止まっているところであります。

このようなことから、先般、仙美里へき地保育所の保護者の皆さま方と懇談させていただき、幼児期の教育、保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものがありますことから、市街地、へき地を問わず、子どもたちが健やかに成長できる、また希望するすべての子どもに質の高い就学前教育、保育を提供していく旨を説明し、さらには、少人数での教育、保育におけるメリット、デメリットについて説明をさせていただいたところです。その後も、毎月、第1月曜日に行なわれます、保育所に入所する前の保護者、児童を対象としました保育所開放日に地域の保護者に個別に御案内をさせていただき、担当が出席するとともに、訪問されました保護者と個別に懇談をさせていただいているところであります。

本日現在、平成31年度の仙美里へき地保育所への入所児童数は、5歳児が3名、3歳児が2名の計5名を予定しているところです。今後の仙美里へき地保育所につきましては、現在通所中の保護者の皆さま、これから通所することとなる保護者の皆さま、地域自治会、さらには、子ども・子育て会議などの関係団体の思いを受け止めながら、子どもの最善の利益となることを第一義として、そのあり方について協議を進めてまいりますので、町民の皆さまをはじめ、議員各位の御理解、御協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、地籍調査事業について報告を申し上げます。

国土交通省が策定いたします、第6次国土調査事業十箇年計画、計画期間は平成22年度から31年度ですが、この地籍調査の進捗状況は、計画目標面積2万1,000平方キロメートルに対しまして、現在、平成31年度末における目標達成率は5割程度となる見込みとなっております。現在、今後10年間の国の方針、方向性が検討されておりまして、ことしの秋ごろには第7次国土調査事業十箇年計画、計画期間が平成32年度から41年度の、この案が明らかになる予定となっております。

本町における地籍調査事業の取り組みにつきましては、第7次国土調査事業十箇年計画を基本として、平成31年度は、国の計画などの情報収集及び事業着手に向けた経費を積算し、平成32年度には、地籍調査事業基本計画書の策定や地籍調査支援システムの導入、住民説明会を開催するなど、本格的な準備作業を進め、平成33年度に事業着手できるように準備を進めてまいります。

また、地籍調査事業を円滑に進めていくためには、地権者であります地域住民の協力が不可欠でありまして、実施地区ごとに地域住民によります地籍調査推進のための協議会等を組織していただくこととなり、また、本別町農業協同組合の協力もいただきながら、地籍調査事業を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、議員各位の特段の御理解、御支援を賜りますようお願いいたします。

以上、本別町議会第1回定例会行政報告とさせていただきます。議員各位におかれましては、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

---

### ◎日程第6 議案第7号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第7号平成30年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第7号平成30年度本別町一般会計補正予算（第15回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴います道営美蘭別地区営農用水事業、住宅改修費等補助金の調整など、平成30年度事業の完了に伴います係数整理が主な内容であります。その他補正の主なものといたしましては、歳入では町税の増額、歳出では担い手確保・経営強化支援事業、企業誘致奨励事業の増額、財政調整等基金への積立金の増額などがございます。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,601万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,820万1,000円とする内容であります。

それでは歳出から御説明いたしますが、先ほど申し上げましたとおり、今回の補正の大部分が事業確定に伴います執行残等の係数整理でございます。

25ページ、26ページをお開きください。2、歳出でございますが、各科目にわたります、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費については、73ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、2段目の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節報償費、記念品代、ふるさと納税250万円の減額は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金の収納見込みによる調整であります。

27ページ、28ページをお開きください。一番下段にあります、8目企画費7節賃金、

嘱託賃金240万8,000円の減額補正は、地域おこし協力隊の採用者数が予定より1名減となったことによる調整であります。

飛びまして、31ページ、32ページをお開きください。一番下段にあります、14目基金費25節積立金1億2,374万1,000円の増額補正は、基金積立金として財政調整基金に1億1,932万1,000円、農業振興基金に1千万円を積み立て、個性あるふるさとづくり基金500万円を減額するものであります。

なお、財政調整基金は当初3億3,000万円を取り崩しておりますが、前回までの計上分と合わせて1億1,933万7,000円を積み戻すこととなりますが、現時点での基金残高は2億1,054万3,000円の減となる見込みであります。農業振興基金につきましては、30年度末で1億2,946万1,000円となる見込みであります。

今回の積み立てにより、土地開発基金を除く全基金の現時点での現在高は、前年度より2億5,716万円の減、31億8,713万2,000円程度となる見込みであります。

なお、3月末に特別交付税が確定をいたしますので、平成30年度末の最終現在高は変更となる予定でございます。

33ページ、34ページをお開きください。一番下段にあります、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費20節扶助費、自立支援医療1,056万3,000円の減額補正は、生活保護費受給者の人工透析患者数が1名減となったことなど、執行見込みによる調整であります。

37ページ、38ページをお開きください。中段にございます、3目介護保険費28節繰出金中、一番下の介護老人福祉施設事業1,194万9,000円の増額補正は、特別養護老人ホームにおける施設介護サービス給付費収入の減額に伴う調整であります。

39ページ、40ページ、中段にあります、3項児童福祉費1目児童福祉総務費20節扶助費、施設型給付、特定教育・保育施設1,089万3,000円の減額補正は、執行見込みによる調整であります。

飛びまして、45ページ、46ページをお開きください。3項上水道費1目水道公営企業費19節負担金補助及び交付金、収益収支不足分688万7,000円の増額補正は、決算見込みによる収支不足分を補てんするものであります。

下段の4項病院費1目病院公営企業費19節負担金補助及び交付金2,991万9,000円の増額補正は、繰入基準に基づく調整であります。

47ページ、48ページをお開きください。中段の6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金中、中ほどにあります、経営体育成支援事業240万円の増額補正は、強い農業づくり補助金事業として、勇足東1、中地区にコンバイン1台を導入するものであります。

3つ下にあります、担い手確保・経営強化支援事業490万円の増額補正は、強い農業づくり補助金事業として、美蘭別地区にGPS自動操舵システム一式、真空播種機1台を導入するものであります。

一番下段の4目畜産業費、49ページ、50ページをお開きください。上段にあります、19節負担金補助及び交付金中、酪農施設電源確保緊急対策事業補助金108万7,000円の減額補正は、平成30年度内での完了予定戸数に変更となったことに伴う調整であります。

2段下の6目営農用水管理費19節負担金補助及び交付金、道営美蘭別地区営農用水事業負担金2,848万1,000円の減額補正は、事業の決算見込みによる調整であります。

一番下段の2項林業費2目林業振興費、51ページ、52ページをお開きください。上段にあります19節負担金補助及び交付金中、未来につなぐ森づくり推進事業補助金116万1,000円の増額補正は、事業内容の変更に伴う調整であります。

下段の7款1項商工費2目商工業振興費19節負担金補助及び交付金中、中小企業融資、利子補給、補助金172万円の増額補正は、融資件数及び額の確定による調整であります。

その下、企業誘致奨励事業補助金397万7,000円の増額補正は、件数及び奨励金の金額確定による調整であります。

53ページ、54ページをお開きください。8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費18節備品購入費、除雪ダンプ585万円の減額補正は、除雪ダンプ及び除雪トラックの事業費の確定による調整であります。

55ページ、56ページをお開きください。中段にあります、4項都市計画費2目公園費7節賃金400万円の減額補正は、都市公園作業員賃金の決算見込みによる調整であります。

下段の5項住宅費1目住宅管理費、57ページ、58ページをお開きください。中ほどにあります、19節負担金補助及び交付金、住宅改修費等110万円の減額及び住宅新築助成事業140万円の減額補正は、執行見込みによるもの。木造住宅耐震改修等102万円の減額補正は、事業実績によるものであります。

2段下の3目空き家等対策費19節負担金補助及び交付金、空き家住宅等除却支援事業補助金110万5,000円の減額補正は、補助対象事業費の確定によるものであります。

下段の9款1項消防費1目常備消防費19節負担金補助及び交付金、とちまち広域消防事務組合本別分負担金143万2,000円の増額補正は、災害、救急出動の増加による超過勤務手当の増、及び人事院勧告による人件費の調整が主なものであります。

その下の2目非常備消防費9節旅費、費用弁償50万円の減額補正は、消防団員の災害出動の減によるものであります。

59ページ、60ページをお開きください。中段にあります、10款教育費1項教育総務費4目諸費19節負担金補助及び交付金中、一番下にあります、本別高校の教育を考える会補助金227万円の減額補正は、事業の執行見込みによる調整であります。

下段の2項小学校費1目学校管理費11節需用費中、61ページ、62ページをお開きください。5行目にあります、学校施設修繕料124万2,000円の増額補正は、仙美里小学校自動火災報知設備の修繕を行なうものであります。

飛びまして、71ページ、72ページをお開きください。12款1項公債費2目利子23節償還金利子及び割引料969万円の減額は、平成29年度借入債の利子額確定によるものであります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を説明いたします。

9ページ、10ページにお戻りください。1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分3,186万8,000円の増額補正は、個人所得割で、給与所得、農業所得が当初見込額より増額となったことによるもの、2目法人1節現年課税分820万9,000円の増額補正は、法人税割で支店法人農業関連法人等の課税標準額が増額になったことによるものであります。

2項1目固定資産税1節現年課税分453万9,000円の増額補正は、償却資産の課税標準額が当初見込額より増額となったことによるものであります。

一番下段にあります、9款1項1目地方交付税1,243万7,000円の増額補正は、普通交付税の確定によるもので、決定額は25億4,272万2,000円、前年度対比4.7パーセントの減となっております。

11ページ、12ページをお開きください。11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金227万2,000円の減額補正は、畜産担い手総合整備事業の事業実績により調整するものであります。

下段の2項負担金1目民生費負担金1節老人福祉費負担金41万5,000円の減額補正は、養護老人ホーム入所者が3名減となったことによるものであります。

飛びまして、15ページ、16ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金528万2,000円の減額補正は、歳出で説明いたしました生活保護費受給者の人工透析に係る更生医療費の減額に伴うものであります。

中段の2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金、地方創生推進交付金127万5,000円の減額補正は、とちぎ東北広域連携事業等の執行見込みによる調整であります。

下段の2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金中、保育補助者雇上強化事業補助金142万8,000円の減額補正は、補助対象経費の執行見込みによる調整であります。

下段の4目土木費国庫補助金3節住宅費補助金、公営住宅整備事業等483万2,000円の減額補正は、栄町団地公営住宅建替事業、向陽町団地及び新町団地公営住宅改善事業、空き家等対策事業の事業費確定に伴い調整するものであります。

17ページ、18ページをお開きください。中段にございます、14款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金1節社会福祉費補助金中、地域づくり総合交付金、高齢者等の冬の生活支援事業50万円の増額補正は、福祉灯油等事業に対する交付金の内示決定によるものであります。

2段下にあります、4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金中、強い農業づくり事

業補助金、経営体の育成240万円、担い手確保・経営強化490万円の増額補正は、歳出で説明いたしました補助金事業に対するものであります。

19ページ、20ページをお開きください。一番下段にあります、15款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入1節土地売却収入90万4,000円の増額補正は、旧ふるさと銀河線跡地106平方メートルを売り払うことによるものです。

21ページ、22ページをお開きください。16款1項1目寄付金1節総務費寄付金500万円の減額補正は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金の見込みにより調整であります。

下段の17款繰入金2項基金繰入金5目1節農業振興基金繰入金2,146万2,000円の減額補正は、基金充当事業のうち、酪農施設電源確保緊急対策事業108万7,000円の減、農業振興資金貸付金2千万円の減など、事業費の確定見込みにより調整するものであります。

次の7目1節町有林振興基金繰入金350万円の減額補正は、町有林造林事業の執行見込みによる財源調整であります。

23ページ、24ページをお開きください。下段の20款1項町債1目1節総務債中、過疎地域自立促進特別事業債3,580万円の増額、及び6目1節臨時財政対策債485万3,000円の減額補正は額の確定によるもの、その他の町債は事業費の確定によるものであります。

以上で歳入を終わらせていただき、6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。

4款衛生費2項清掃費、十勝圏複合事務組合、下水道建設負担金、污泥処理設備更新分2万円は、事業主体である北海道が工事費の繰越しを行うことによるものであります。下段の8款土木費2項道路橋りょう費、本別町管内橋梁長寿命化事業1,400万1,000円は、国の指示により翌年度に繰り越すものであります。

下段の第3表、債務負担行為補正は、1、変更。事項、農業振興基金貸付金に対する利子補給。限度額、利子補給対象額4千万円に対する利率年1.4パーセント以内の利子相当額を、利子補給対象額2千万円に対する利率年1.0パーセント以内の利子相当額に変更するもので、期間の変更はございません。

2、廃止。事項、農地流動化資金に対する利子補給ですが、借入がなかったため廃止をするものです。

7ページの第4表、地方債補正であります。1、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的。公営住宅建設事業、限度額7,320万円を6,950万円に、一般補助施設整備等事業、限度額970万円を930万円に、緊急防災、減災事業、限度額3,510万円を3,490万円に、8ページをお開きください。辺地対策事業、限度額2,470万円を2,120万円に、過疎対策事業、限度額2億7,400万円を2億7,570万円に、

臨時財政対策債、限度額1億6,861万円を1億6,375万7,000円にそれぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成30年度本別町一般会計補正予算（第15回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

まず、歳出からとし、一括とします。

25ページから75ページまで。

ありませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） まず27ページ、28ページ。第2款総務費第1項総務管理費7目交通防災対策費1節報酬、及び11節需用費についてお伺いいたします。こちらですね、9月6日、いわゆるブラックアウト以降ですね、適時、適当、適切に防災会議等が実施されてきた上での減額補正という認識でよろしいのでしょうか。

続きまして51ページ、52ページ。第6款農林水産業費第2項林業費2目林業振興費19節負担金補助及び交付金、未来につなぐ森づくり推進事業、こちら内容変更に伴う調整という御説明をただいまいただきましたが、どのように変わられたのか具体的なことについてお答えいただきたい。

続きまして第7款商工費第1項商工費2目商工業振興費19節負担金補助及び交付金、企業誘致奨励事業についてお伺いいたします。こちら件数及び金額確立の調整という御説明をただいまいただきましたが、詳細についてお答えいただきたい。以上です。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 防災会議の関係ですけれども、今回9月6日の震災に対しましては、備品購入とか、各課集めまして、停電に関するものを購入する形で済ませておりました。今後は防災会議を開くのに、ほかの面でいろいろ防災の本部を、ハザードマップでいったら役場庁舎がその間に入るとか、代理の場所とかいろいろ、タイムラグとかで時間的なものを今後決めていかなければならない話でして、今年度でなくて31年度にその辺全体を見直しして防災会議をやる予定としております。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 私のほうから、未来につなぐ森づくり事業の内容について御説明をさせていただきます。今回、事業内容につきまして、これは民有林の植林の事業に対する、道と町の上乗せの事業となっています。公共の造林事業で68パーセントの補助事業で実施をして、その植林の部分、新植、植え付けの部分に対する、道と町の上乗せという形の事業になっております。内容的には森林の新植に関する地ごしらえですとか、それと植え付けですね、そういった内容について補助をするものなのですが、今回当初、準備地ごしらえプラス植栽、いわゆる木を植えるというのを、25ヘクタール予定をしておりました。実績として今回37.5ヘクタール、12.5ヘクタールふえた分の増額となっ

ております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の御質問にお答えいたします。企業誘致奨励事業の増額の内容でございますけれども、今回補正予算で提案させていただきましたのは、国道沿いに製材工場さんが経営していた事業者さんが、今回工場を新たに別の土地に移転しまして、新設ということでございまして、今回その企業誘致条例に基づく3千万以上の投資ということに該当いたしまして、その部分の算定した部分が、今回補正として提案させていただいている内容となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 2款の総務費のところでもう一度お伺いいたします。ただいま住民課長より御答弁いただいた中では、31年度に防災会議をとというふうに認識できたのですけれども、30年度、9月6日以降はどのような状態だったのか、実態としてですよ、あったのかということをお伺いしたい。

それとですね、7款商工費の部分、その製材工場ですか、こちらの移転ということで御説明ただいまいただきましたけれども、移転、新設というお言葉がありました、増設ということではなくて、移転ということでの認識でよろしいのでしょうか。

以上2点お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 梅村議員の、9月6日以降の対応という・・・

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 防災会議につきましては、防災計画について審議いただくところの組織でありまして、30年度につきましては、防災計画の見直しは、していませんので、31年度について、今回の9月6日のブラックアウトとか、今業務継続計画等、新しくそういうのが含んできて、その辺を31年度に考えて防災計画を見直しして、防災会議を31年度に開催する予定としております。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の御質問にありました、移転し、新設するののかということでありましたが、そのとおりでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 総務費の部分についてのみお伺いいたします。ただいまの田西住民課長の御答弁によりますとですね、平成30年度は計画の見直しをしていないと、防災計画の見直しをしていないというような御答弁をいただきましたけれども、あの9月6日の

ブラックアウト以降、それをする必要がないというような御認識のもと、本減額補正を上げていただくと。当然計画の必要性もないし、ガイドブックの更新とか、冊子、そうしたものも必要ないからということの減額補正の認識でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） ガイドブック自体は3月に配布する予定で、しております。

防災会議につきましては、今停電あとというのは、こちらの判断では各課集まって、停電による対策等を考えまして、12月補正や新年度予算のほうに反映しております。受けまして、そのあと31年度に防災計画を見直す予定で考えております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 4点質問いたします。まず26ページでございます。これは総務費の一般管理費の1節の報酬でございます。これ3,000円減額とか3万3,000円とか、あらゆる委員の方々の報酬の減額でございますけれども、これは回数の減額なのか、行なっていなかったのか、はたまた人が来るのが、定数5人いたとすれば、3人だけで1回で終わったのか。予算つけてこういう審議会等々やっていただくのは非常に結構なことだと思うのですが、この3月の年度末でどのような対応をしたのか、23万円ほどでございますけれども、税金の使い道でございますので、その辺を明快にさせていただきたいというのが1点目でございます。

続きまして46ページになります。中ほどでございます、衛生費でございます。これは病院のほうで質問すれということであれば、それでも構いませんけれども、病院公営企業費ということで、負担金の中で3千万円ということの金額が出てございます。これについて、どのような考えなのか。また、病院の事業会計のほうで説明するというのであれば、それなりの答弁でも構いませんけれども、その辺の見解としてお伺いいたします。

次ですが、52ページでございますか、この今、前段でほかの議員の方が説明した部分でございますが、19節の補助金でございます。397万7,000円が、今、御答弁では移転して新築したということでございます。これは、明快にお答えいただきたいのですが、今まで我々が携わってきた、お聞きしている企業誘致条例の3千万円に基づくものではないということなのか、そうなのか。それとか、300万円を限度としている、起こすほうの起業家支援にかかわること出そうとしているのか。全然違うことであれば、それなりの御答弁をいただきたい。ただ、先ほどの答弁の中で、移転して新築だということになれば、この移転する原因となるのが、公共事業での補償移転ということになるのでしょうか。それであれば、補助金としての使い方として、ちょっとどういう見解で支出しているのか、その辺をお伺いしたい。質問の内容、理解いただいていますか。

最後ですが、60ページの中ほどでございますけれども、これは教育費の諸費でございます。本別高校の教育を考える会、227万円の減額ということで補正が上がってきてございます。当初予算では、昨年の予算審議の中でも相当議論させていただいた部分での中

身だと思いますが、2,700万円ほどでしたか、3千万円弱の予算の中ですから、約1割弱を減額するということでございます。この年度末で、使わなかったからということでしょうけれども、どういうことを使わなかったのか、その辺の中身について詳細をお知らせいただきたい。以上4点でございます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 大住議員から御質問のございました、一般管理費の報酬の関係でございます。まず委員会の開催をして、委員さんの欠席等で執行残、今回調整をさせていただいておりますのが、1節の一番上でございます、功労者選考諮問委員会委員、これは8月13日に委員会を開催しております。欠席の方がいらっしゃいましたので、その分今回調整をさせていただきました。それと6行目でございます、行政改革推進委員会でございますけれども、これにつきましては、当初5回を予算として計上しておりましたけれども、現時点で開催は1回なのですが、今後もう1回行革の会議も予定しておりますので、3回分を今回ここで調整しております。

それ以外の部分でございますけれども、これまでに開催の実績はございません。複数回、例えば2回等予定をしているのですが、今回はその1回分を減額補正させていただきました。今後3月の末までに、もし必要な場合については対応していきたいということで、今回予算のほうを調整しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） ただいまの大住議員からの質問にお答えいたします。46ページの負担金補助金のうちの負担金の不採算地区病院運営経費3千万円の考え方でございますけれども、こちらにつきましては一般会計から病院事業会計への繰出金でございますが、総務省の通知の繰出基準の中に、不採算地区病院の運営に要する経費についてということがございまして、こちらで不採算地区病院といたしますのが、病床数、つまりベッド数が150未満で、あと最寄りの一般病院までの到着距離が15キロメートル以上の病院が、不採算地区病院に該当するところでございます。その中で、今回3千万円の基準に基づきまして3千万の増額でございますが、従前、不採算地区病院の運営経費につきましては1億円を予算計上しているところですが、今回3千万円を補正いたしまして、1億3千万円の繰出金、病院から見ますと繰入金というところでございますが、こちらにつきましては当院、へき地に立地しておるといようなことで、医師の確保等に、若干給与等が高くなるということで、その分を一般会計のほうで補助するといいますが、医師の給与の増数分を補助する、あと医師の医学研修手当、こちらについても一般会計の中から病院会計の繰出金で補助するということで、まず医師の給与の分につきましては総額1億6千万円、そのうちの1億1,200万円程度を医師給与増数分、あと医学研修手当につきましても2,500万円程度増いたしまして、総額1億3千万円の繰出金となったということでございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。大住議員お見込みのとおり、今回の補助金の補正予算につきましては、本別町企業誘致条例に基づく案件でございます。3千万円以上の投資ということに該当したものでございます。

工場移転の関係でございますけれども、これも大住議員おっしゃられていました公共事業、国道、都市計画道路の拡幅によるものが1つの原因ということになってございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 久保教育次長。

○教育次長（久保良一） 大住議員の4点目の質問の、本別高校の教育を考える会の227万円の減額についてお答えをいたします。まず、大きな部分で3点ほどあります。通学支援としまして、音更線の減額が97万1,000円。入学準備支援、これは制服の購入費であります、それが76万6,000円。遠距離通学の関係につきましては、6キロ以上の生徒さんに援助をしておりますけれども、この部分が53万3,000円となっております。

先ほどの通学支援の音更線に関しましては、当初音更から来られる生徒さん、その部分で本別町に近い緑南中学校というのがありますが、それ以降の共栄中学校、音更中学校という路線を見込んでおりました。その距離が57キロということで、当初は1,034万8,000円を見込んでおりました。実際、本別高校に入学していただいたのは緑南中学校の生徒さんでしたので、その距離が51キロに縮まったということで、実際937万7,000円の金額を現行支出しているところであります。

あと、入学準備支援といたしましては、先ほど申し上げました制服購入でありますけれども、当初男女合わせて42名の入学の見込みをしておりました。実際は32名の入学しかありませんでしたので、その分が76万6,000円であります。

それと遠距離通学、先ほど申し上げました6キロ以上の生徒、現行では39名いらっしゃいましたけれども、当初45名を見込んでおりましたので、その分の減額であります。以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 再質問いたしますが、報酬の関係でございます。この中で、今細かく説明いただきましたが、報酬の分について、報酬額の小さい大きいは別にして、辞退されるという方がおられるのか、であれば当初予算もそのようになっているかと思いますが、そういうことであれば、ほかの審議委員の皆さん方との調整といいますかね、生じてくるのではないかと。これは今回の予算に直接関係はございませんけれども、辞退されている方がいるとすればですよ、その辺はどのようにお考えになっているのか、その部分だけでございます。

それと企業の関係でございますが、国道拡幅の街路事業でということで、細かく事業名でありました。これは、拡幅するということは当然、補償物件対象になっているかと思うのです。これは当然、国の事業でございますから、街路事業でやったか、国の直営でやったか別にいたしまして、いずれにいたしましても税金を投入しての補償案件だったと思

います。それに伴いまして300万円ですか、今回出しているということになると、その辺の補助金を運用して移転していただいた所に、新たに町からその部分を出すということは、補助金の適正化法案といいますかね、適化法等々に抵触しないのかするののか。これは法人格であろうが個人であろうが、税金の所得申告したときに、当然出てくる話になってくるものですから、事前にそういうお話をしておかないと、私はあとで大変なことになるのではないかと、それを全部調整はしているのですか。その辺だけ確認をさせていただきたいということでございます。

それと病院の関係でございます。これ事務長のほうから今、細かく説明いただきましたが、私が聞いていることはそういうことではございません。3千万円を一般会計から出して、今お話になりました、ちょっと聞き取れなかった分があるのですが、給料にということだったと思いますが、それならそれとして、この部分の3千万円の大きな部分は給料に充当するんですと。それだけいただければ、あと病院の会計に移ったときにそれなりのお話をさせていただければいいのであって、その辺の再確認をさせていただきたいということでございます。

それと本別高校の件については、人数が動けばということでございますから、ことしも、こないだの議員協議会で39でしたか8でしたか、そういうことになっていきますので、ちょっと残念な思いはいたしますけれども、人数での減額ということでの今回の減額処置ということでもよろしいのかどうか、その確認だけということでございます。以上。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 大住議員の再質問にお答えをいたします。まず報酬の辞退の関係でございますけれども、今回執行しております功労者選考諮問委員会、それと行政改革推進委員の関係でございますけれども、このどちらにも辞退された方はいらっしゃらないです。その辞退の場合の考え方なのでございますけれども、予算を編成するとき、基本委員会の委員数分の報酬、費用弁償は計上いたします。と申しますのも、現時点で委員になられている方が、年度途中で代わられる方も当然想定されますので、予算上は、予めはっきりしている部分以外は、委員の人数分の報酬等を予算で計上することとしております。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。大住議員、御質問の中でおっしゃられましたとおり、当然補助金の部分については、大住議員御心配されていたようなことのないように、当然その部分については、今回該当する企業の方とも予めそういった話もさせていただいて、そういったことのないように留意しながら進めているところでございます。

内容といたしましては、具体的にはその補償費の部分については当然除かさせて、算定させていただいているということでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤野国保病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 大住議員の再質問にお答えいたします。3千万円の関係でございますが、こちら給与を、都市部の医師よりも高額になるということで、医師の給料、あと管理職手当、期末手当、勤勉手当等のボーナス、あと共済関係の負担金等につきましてもすべて病院の、高額になってまいりますので、その部分について総務省の基準に基づきまして、あと医学研修手当というのもございまして、こちらにつきましても繰出基準の中に含まれておりまして、こちらを3千万円ということで今回増額補正し、収支の調整を図っているところでございます。

○議長（高橋利勝） 久保教育次長。

○教育次長（久保良一） 大住議員の質問にお答えさせていただきます。いわゆる人数での減額かということでございますが、先ほど1点目申し上げた通学支援につきましては、距離の変更による減額、57キロを当初見ていたのですけれども、51キロになったということで、その分が減額されております。ここは人数が多いものですから、ワゴン車で運行している状況であります。

入学準備支援の関係につきましては、制服ですけれども、これは入学時1回のみ支出させてもらっております。先ほど当初42名、実際は32名の入学ということで、ちょっと細かいことを申し上げますと、男子の制服で3万6,000円ほど、女子の制服で6万3,000円ほど1回支給をしております。

それと最後に遠距離通学、当然浦幌、池田、本別町内の生徒さんが通学する際の定期券でございますが、その分が先ほど申し上げた、45名当初見ていましたけれども、実際は39名で30年度は運用しているというような状況であります。以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） ほとんどの事項で理解いたしました。最後でございますので1点ないし2点になりますけれども、1つ目といたしましては企業の関係でございます。再三にわたりまして国道拡幅ということで説明いただいております。この場で確認しておきたいのは、地権者の方に財産を、移転した人にきちんと説明をしていて、あとの部分については地方税法上もですね、補助金適正化法についても、すべて問題ないということの解釈でよろしいのですかというのが1つ目の確認です。

それと2点目ですが、病院の関係ですが、御答弁いただきました。給与等々が入っているということでございますので、この部分については、大きな部分は給料がということでございますので、大きく言えば給料のほかという解釈でよろしいのか、ほかにもいっぱいお話しなりましたけれども、それについては病院の中でまたお話しできると思いますので、3千万円の大部分を占めるのは給料ということの解釈でよろしいのでしょうか。その2点だけ。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問でございますけれども、先ほど御心配いただきました税法の関係含めましては、基本的にはその企業の代表の方とも協議させてい

ただきまして、こういった書類、確認するときには税理士さんを通じてですね、そういった部分もやりとりさせていただいておりますので、その辺は大丈夫だというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤野国保病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 総額、今回の補正で1億3千万円の繰出金、不採算地区病院の運営に要する経費として繰り出すこととなりますが、そのうちの2,522万4,000円を、およそ2,500万円ですが、医学研修手当ということで、給与とは別に支給しております。ですから、残り1億500万円程度が医師の給与に充当される繰出金ということになっております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで歳出を終わります。

次に、歳入に対する質疑を行ないます。

歳入は、一括とします。

9ページから24ページまで。

ありませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） まず歳入の20ページの一番下段の町有地売払収入で、旧ふるさと銀河線跡地売払いということで、たびたび予算等でも話題になりますが、なかなか売れないというような話も含めてあったと思うのですが、今回のこの中身について概略、どのような状況で、どの辺りがどのように売れたのかということ伺いたしたいと思います。

次、22ページの寄付金の関係で、総務費寄付金の指定寄付金、個性あるふるさとづくり基金の関係で、減の見込みということでした。ふるさと納税も含まれている中身だと思いますので、その内容について再度伺いたしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 阿保議員の御質問にお答えいたします。今回の町有地売払収入の、旧ふるさと銀河線跡地の売払いの関係でございますけれども、ここにつきましては本別町内の市街地の部分でございます。該当地区は北7丁目の区画になります。面積といたしまして、106平方メートルを売却した1件の内容となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 阿保議員の御質問にお答えをいたします。個性あるふるさとづくり基金、ふるさと納税の関係でございますけれども、この部分につきましては、当初予算では5千万円を計上いたしまして、昨年9月の補正予算で新しいポータルサイト設置をさせていただきまして、その際この寄付金額も1,500万円増額補正をさせていただいたところでございます。その導入以降、2月末までの状況等を見まして、予算が今6,5

00万円なのですが、最終的な寄付金の額といたしましては6千万円まで届くかどうかという現状でございます。それらを勘案いたしまして、今回予算のほうを500万円減額補正といたしたところでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） まず20ページの、ふるさと銀河線跡地の関係なのですが、ずっと言われているとおり、市街地は割と動くんですけども、農村部に行くとなかなか厳しいということで、今回も北7丁目ということで、市街地が動いたということだと思っておりますけれども、取り組みとして農村部の関係なのですが、どうだったのかなということ伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 阿保議員の御質問にお答えいたします。旧ふるさと銀河線跡地につきましては、北の町境から南の町境までこの間、仙美里地区、勇足地区等、それぞれ隣接する方々にこれまで売却をしてきた経緯がございます。市街地以外についてはひととおり、基本的には町で管理して残さざるを得ない土地以外につきましては、すべて売却対象ということで、この間進めてきたところでございます。ただ、それぞれ仙美里地区、勇足地区等につきましては、これまで希望を伺ってきた中で一定の売却行為については終了してきたのかなというふうに思っています。ただ、この間も、また再度希望があればとか、そういった部分についてはこれからも変わらず、そういった要望には応えてまいりたいというふうに思いますし、市街地についても、そういった需要があったときには適宜そういった対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで歳入を終わります。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正及び地方債補正に対する質疑を行ないます。

6ページから8ページまで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号平成30年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号平成30年度本別町一般会計補正予算(第15回)については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第8号

○議長(高橋利勝) 日程第7 議案第8号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重) 議案第8号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業終了及び交付金等の額の確定に伴う計数整理などが主な内容でございますが、国民健康保険税を決算見込み及び保険給付費充当のため増額調整したほか、歳入歳出不足分については、財政調整分として基金から繰り入れを行っております。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,657万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,588万2,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料10万円の増額は、福祉医療のレセプト併用化に伴う国保連合会設置のシステム改修費用です。

下段の2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費3,855万5,000円の減額、2目退職被保険者等療養給付費408万6,000円の減額は受診件数の減によるものです。

10ページ、11ページをお願いします。2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費937万円の減額、2目退職被保険者等高額療養費189万1,000円の減額は受診件数の減によるものでございます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。

4ページ、5ページをお願いします。1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税1,157万8,000円の増額は保険給付費充当によるもので、2目退職被保険者等国民健康保険税37万7,000円の減額は、決算見込によるものでございます。

下段の3款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金1節保険給付費等交付金、普

通交付金 7,207万6,000円の減額は、歳出でも申し上げましたが、診療件数の減及び道保険給付費額の確定によるものです。

2節保険給付費等交付金、特別交付金20万3,000円の増額は、歳出でも申し上げましたが、福祉医療のレセプト併用化に伴う国保連合会設置のシステム改修費用及び健康管理センター健康管理事業変更によるものでございます。

6ページ、7ページをお願いします。中段の5款繰入金2項1目基金繰入金500万円は、歳入歳出不足分を保険給付費支払準備基金から繰り入れるものでございます。

以上、議案第8号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第9号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第9号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第9号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業終了に伴う計数整理などが主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,103万4,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金373万1,000円の増額は、広域連合保険料等の決算見込によるものでございます。

続きまして歳入でございます。

3ページ、4ページをお願いいたします。1款1項1目後期高齢者医療保険料373万1,000円の増額は、決算見込によるものでございます。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金8,000円の減額、6款広域連合支出金1項広域連合交付金、2目高齢者医療特別調整交付金8,000円の増額は、額の確定によるものでございます。

以上、議案第9号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 歳入の4ページの滞納繰越金が5万9,000円、滞納繰越分が歳入として上げられておりますけれども、この時点での滞納繰越の状況はどのようになっているのでしょうか。これで全て滞納繰越がなくなったということではないと思うのですけれども、それぞれの事情はあると思いますが、わかれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田西住民課長の答弁からとします。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 平成30年度の繰越金額ですけれども、繰越金額は11万9,780円。きのう現在の収納金額が9万1,380円で、収納率は76.3パーセント、未納額は2万8,400円となっております。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 内容の状況はというふうに聞いているので、件数もしわかれば伺いたいのですけれども。

後期高齢者の医療の保険料というのは、年金から払うという方法の、これは普通徴収と

いうのですよね、確かね。それとあと、その他の現金窓口でというのは特別徴収ということで、年金の方は年金から自動的にような形で差し引かれているから、滞納繰越になっている、あと2万8,400円が残っている中身だと思うのですけれども、もしわかれば件数、それから徴収の仕方というのがわかれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 分納で納付している方が2件ありまして、その2件の金額が2万4,800円です。

あと2件の方で2,400円なのですけれども、その方は別の市町村で、生活保護を受けている世帯、もう1件が1,200円なのですけれども、相続人がいない方が、今探しているのですけれども、いない方が1件の、5件となっております。

○議長（高橋利勝） よろしいですか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 徴収方法はわかりませんか、ここでは。普通徴収か、特別徴収か。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 今未納になっている方というのは普通徴収の方で、年金からという方は年金から引かれますので、特別徴収の方は今のところはいないです。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第10号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第10号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第10号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び介護給付費の執行見込みに伴う介護給付費負担金等の調整、事業の完了等に伴う計数整理などが主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ512万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,773万7,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。2、歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金54万3,000円の減額は、介護人材確保に係る事業確定見込みにより減額するものです。

2段下の3項介護認定審査会費2目認定調査等費7節賃金144万8,000円の減額は介護認定調査員が中途退職した後、あらたに採用できなかったことによる減額です。

下段の2款介護給付費1項介護サービス諸費1目介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金のうち、居宅介護サービス費483万3,000円は執行見込みによる減額です。

10ページ、11ページをお開きください。2款保健給付費1項介護サービス諸費4目特定入所者介護サービス費19節負担金補助及び交付金380万円の増額は、特定入所者介護サービス利用者の増加によるものです。

一番下の段の4款1項1目基金積立金25節積立金173万5,000円の減額は、平成29年度決算による基金積立金の調整によるものです。

4ページ、5ページをお開きください。1、歳入ですが、1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料378万3,000円の増額は、決算見込みによるものであります。

3段目の3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費国庫負担金491万9,000円の増額は、給付見込みに基づく国庫負担金の内示によるものです。

次の段の2項国庫補助金1目調整交付金446万6,000円の減額は、介護給付費の給付見込みにより調整するものです。

4目保険者機能強化推進交付金167万7,000円は、保険者機能強化推進交付金の交付内示による増額です。

次の段の4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金730万5,000円の減額は、介護給付費の給付見込みにより調整を行なうものであります。

6ページ、7ページをお開きください。7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金240万8,000円の減額は、歳出でも御説明いたしました、介護人材確保に係る事業の執行見込み、及び介護認定調査員の中途退職等により財源調整を行なうものです。

以上、平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第11号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第11号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 議案第11号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入は介護給付費収入、自己負担金収入の見込みによる調整、歳出は職員手当等や賃金の調整、その他は執行見込み及び執行残の係数整理が主な内容でございます。

それでは予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,653万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により補正の主なものについて歳出から説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開き願います。2、歳出ですが、1款介護サービス事業費1項1目

施設介護サービス事業費7節賃金のうち、7行目のパート等賃金調理員26万3,000円の増額、及びその下パート等賃金介助員20万8,000円の減額は執行見込による調整であります。

11節需用費中、消耗品費介護材料57万1,000円の増額は、感染症予防を徹底するための資材購入、その下、燃料費A重油55万8,000円の増額は、単価改定によるものであります。その他につきましては執行見込による調整でございます。

7ページ、8ページをお開き願います。2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費3節職員手当等39万8,000円の減額は時間外手当の調整で、9ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

下段2目介護予防支援事業費28節繰出金15万3,000円の減額は、居宅予防支援サービス計画費収入の実績見込みによる調整でございます。

次に3ページ、4ページにお戻り願います。1、歳入ですが、1款サービス収入1項1目介護給付費収入1節施設介護サービス費収入713万7,000円の減額は、利用者入院等の空床率の増加によるものであります。

2節短期入所生活介護費収入329万6,000円の減額は、定期的に利用される方の移動による利用者数及び利用日数の減少により調整するものであります。

4節居宅予防支援サービス計画費収入21万9,000円の減額は、利用件数の減少により調整するものであります。

2目自己負担金収入1節施設介護利用者負担金収入34万2,000円の減額、並びに2節短期入所生活介護利用者負担金収入54万6,000円の減額は、先ほど介護給付費収入で述べました理由によるものでございます。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金1,143万8,000円の増額は、1款のサービス収入減少に伴う執行見込みにより補填するものでございます。

以上で、平成30年度介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第12号

○議長(高橋利勝) 日程第11 議案第12号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長(大槻康有) 議案第12号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正の概要ですが、事業費確定及び決算見込みによる減額、水道使用料の増額及び一般会計繰入金の減額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億725万5,000円とする内容であります。

次に事項別明細書により、主なものについて、歳出から説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。1款1項簡易水道費1目一般管理費11節需用費、光熱水費21万円の増額は、電気料金の燃料調整費の値上がりによるものでございます。その他の補正は、事業費確定及び決算見込みによるものでございます。

3ページ、4ページにお戻りください。歳入でございますが、2款1項使用料及び手数料1目水道使用料1節現年度分45万7,000円の増額は、主に業務用及び営農用の使用水量の増額によるものでございます。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金139万2,000円の減額は、収支の調整によるものでございます。

以上、平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号平成30年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第12 議案第13号

○議長(高橋利勝) 日程第11 議案第13号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長(大槻康有) 議案第13号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正の概要ですが、薬品購入費の増額、機器故障による修繕費の増額、事業費確定及び決算見込みによる減額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ408万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,701万5,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により主なものについて、歳出から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。1款総務費2項施設管理費1目管渠管理費11節需用費中、修繕料10万7,000円の増額は、北部マンホールポンプ所動力制御盤内の水位検出リレーユニット故障による修繕を行なうものでございます。

2目処理場管理費11節需用費消耗品費66万5,000円の増額は、塩素及び凝集剤の在庫不足になる見込みによる薬品購入によるものでございます。光熱水費44万7,000円の増額は、電気料金の燃料調整費の値上がりによるものでございます。

修繕料99万9,000円の増額は、処理場機器のナンバー2脱水機電動機故障等による修繕によるものでございます。

2款土木費1項下水道費2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費36万8,000円の減額は、執行残によるものでございます。設置基数は7基設置しております。

3款1項公債費1目元金及び2目利子453万5,000円の減額は、借入実行による額の確定と利率確定によるものでございます。その他の補正は、事業費確定及び決算見込みによるものでございます。

4ページ、5ページにお戻りください。歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項分担金56万円の増額は、個別排水受益者分担金の一括納入が多かったためによるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料1節現年度分117万8,000円の減額は、使用水量の減によるものでございます。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金337万7,000円の減額は、主に町債償還額の減によるものでございます。

7款1項町債1目土木債60万円の減額は、事業費確定によるものでございます。

3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正、1、廃止は、平成30年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係わる利子相当分負担及び債務の損失補償が発生しなかったため、廃止するものでございます。

第3表、地方債補正、1、変更。

起債の目的、個別排水処理施設整備事業の限度額2,230万円を2,170万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上、平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）

については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 3 議案第 1 4 号

○議長（高橋利勝） 日程第 1 3 議案第 1 4 号平成 3 0 年度本別町水道事業会計補正予算（第 2 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第 1 4 号平成 3 0 年度本別町水道事業会計補正予算（第 2 回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正の概要ですが、水道使用料の減額、収支不足による一般会計補助金の増額、消費税納付額確定によります増額、事業費確定及び決算見込みによる減額が主なものでございます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第 2 条、平成 3 0 年度本別町水道事業会計予算、以下予算という。

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する内容でございます。

収入の第 1 款水道事業収益第 1 項営業収益を 2 8 5 万 5, 0 0 0 円減額補正し、第 2 項営業外収益は 6 8 8 万 7, 0 0 0 円増額補正し、収入の総額を 1 億 6, 9 9 5 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

支出の第 1 款水道事業費第 1 項営業費用を 4 5 万 9, 0 0 0 円減額補正し、第 2 項営業外費用を 4 4 9 万 1, 0 0 0 円増額補正し、支出の総額を 1 億 6, 9 9 5 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

予算説明書により主なものについて説明をさせていただきます。

3 ページ、4 ページをお開きください。収入の 1 款水道事業収益 1 項営業収益 1 目給水収益の 2 6 9 万 4, 0 0 0 円の減額は使用水量減によるものでございます。

2 項営業外収益 2 目他会計補助金 6 8 8 万 7, 0 0 0 円の増額は収支の調整による一般会計補助金でございます。

支出の 1 款水道事業費 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費、備消耗品費 9 万 6, 0 0 0 円の増額は、プリンタートナーなど、消耗品がなくなる見込みであるため、急遽購入するものでございます。

修繕費 2 2 万 7, 0 0 0 円の増額は、中次垂注入配管の目詰まりによる一部配管を交換することによるものでございます。

動力費、電気料 1 5 万円の増額は燃料調整費の値上がりによるものでございます。

2 目配水及び給水費、動力費、電気料 1 2 万 4, 0 0 0 円の増額は燃料調整費の値上がりによるものでございます。

次のページ、5 ページ、6 ページをお願いいたします。2 項営業外費用 1 目支払利息及

び企業債取扱諸費 72万9,000円の減額は、平成29年度債の借入利率確定によるものでございます。

2目消費税及び地方消費税 522万円の増額は、消費税納付額確定によるものでございます。

1ページにお戻りください。中段の資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中、5,869万3,000円を5,805万3,000円に、5,727万6,000円を5,668万円3,000円に、141万7,000円を137万円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款資本的支出第1項建設改良費は64万円を減額補正し、支出の総額を6,035万3,000円とするものでございます。

補正の内容は事業費の確定によるもので、予算説明書の説明は省略をさせていただきます。

第4条、他会計からの補助金であります。予算第11条に定めた補助金の金額を688万7,000円増額補正し4,039万8,000円に改めるものでございます。

第5条、たな卸資産の購入限度額であります。予算第13条中666万6,000円を660万8,000円に改めるもので、量水器売却の減額によるものでございます。

以上、平成30年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号平成30年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号平成30年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第15号

○議長（高橋利勝） 日程第14 議案第15号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 議案第15号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では、収益の決算見込み、及び給与費、材料費、経費等の最終的な調整を行ない、資本的収支では、事業費確定に伴う調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を1,936万4,000円増額、第2項医業外収益を2,973万6,000円増額し、収益の合計を11億278万2,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を749万円増額、第2項医業外費用を11万3,000円増額し、費用の合計を12億6,049万9,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、3,399万円を3,388万円に、3,169万4,000円を3,157万6,000円に、229万6,000円を230万4,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入を464万1,000円減額し8,706万2,000円に、支出の第1款資本的支出を475万1,000円減額し1億2,094万2,000円とするものであります。

次、1ページ下段から2ページにかけてですが、第4条、企業債については、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額1,400万円を、事業費の確定により1,200万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を245万3,000円増額し、7億8,106万4,000円とするものであります。

第6条、他会計からの補助金は、一時借入金支払利息を11万3,000円増額し14万1,000円、退職手当組合事前納付金を2万7,000円減額し651万8,000円、基礎年金拠出金公的負担経費を5万6,000円減額し1,675万4,000円とするものであります。

第7条、たな卸資産の購入限度額ですが、1億6,496万4,000円を1億7,170万1,000円に改めるものでございます。

次に5ページ、6ページをお願いします。補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益1,999万9,000円の増額につきましては、上期の実績を勘案した12月補正後の予算と対比いたしますと、入院の1日平均患者数で1.7人増の41.6人の見込みとなり、現予算を上回る見込みとなることから今回補正するものであります。

補正後数値を前年度決算と比較いたしますと、入院で5,277万1,000円の減、外来では1,156万1,000円の減が見込まれ、入院、外来収益を合わせた減収見込み額は6,433万2,000円となり、入院、外来収益の決算見込み額は6億5,868万4,000円、8.9パーセント減となる見込みでございます。

3目その他医業収益、1節室料差額収益63万5,000円減額は決算見込みによるものです。

次、下段の2項医業外収益2目他会計補助金3万円の増額、及び3目負担金交付金3千万円の増額については、入院、外来収益の状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき、繰入れを行なうものであります。

今回の補正による実質繰入額は3億6,165万4,000円となり、前年度3億2,995万4,000円と比較しますと3,170万円、9.6パーセント増の繰入額となります。

一番下段の7目繰入金29万4,000円の減額は国保調整交付金の事業費の減額によるものでございます。

次に7ページ、8ページの支出であります。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、245万3,000円の増は執行見込みによる人件費の調整で、11ページから12ページに給与費明細書を添付しておりますので、増減等の説明は省略させていただきます。

続きまして2目材料費1節薬品費540万3,000円及び2節診療材料費133万4,000円の増額につきましては決算見込みによるものです。

3目経費7節光熱水費66万6,000円減、15節委託料243万円の減はいずれも決算見込みによるものです。

6目資産減耗費1節固定資産除却費61万4,000円の増額は、医療機器の更新や廃棄に伴う固定資産を除却するために残存価格を計上するものでございます。

2節たな卸資産減耗費78万2,000円増額は、使用期限切れとなった薬品等を廃棄するものです。

一番下段、2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱い諸費2節一時借入金利息11万3,000円の増は、借入額の増によるものです。

次に9ページ、10ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。収入では、1款資本的収入1項企業債200万円の減、2項出資金1目他会計出資金200万円の減、3項負担金1目他会計負担金11万1,000円の減及び4項繰入金2目医療施設等整備基金繰入金53万円の減は、いずれも事

業費確定に伴い調整を行なったものであります。

支出では、1 款資本的支出 1 項建設改良費 3 目固定資産購入費 4 7 5 万 1, 0 0 0 円の減額につきましても、事業費確定に伴い調整を行なったものであります。

以上、平成 3 0 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

大住議員。

○6 番（大住啓一） ただいま細かく説明をいただきました。一般会計のときの負担金でも質問させていただいたのですが、3 回ということの制限がございましたので、最後のくだりのほうが明確になっていなかったものですから、この場面で再度質問させていただきますけれども、一般会計から 3 千万円入って、いろいろ支出の部分細かく説明ありました。おおまかにどこにあてたかということを一一般会計で聞いているものですから、3 千万円に、一般会計から入った中身で一番充当しているのはどこかということを確認にお答えいただければよろしいのではないかと思うのですが。質問している内容を御理解いただいていますか。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 大住議員の質問にお答えいたします。この 3 千万円が具体的にどこに充当されたかということの質問かと思えますけれども、今回 3 千万円の増額につきましては、あくまでも不採算地区病院の運営に要する経費の中での増額でございますが、大住議員御承知のとおり、病院会計非常に苦しい中で、今運営を行なっている中でございます。ただ今回、不採算地区病院の運営に要する経費と申し上げますのは、午前中も申し上げましたが、あくまでも医師の給与費、及び医師の研究研修費に充当するものという総務省の基準がございますので、今回の 3 千万円の増額につきましては、やはり不採算地区病院の運営に要する経費として繰り入れておりますので、医師の給与費の分と、医師の研究研修費への充当ということになります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6 番（大住啓一） 当然、公の国保病院でございますから、国で決められている以外に云々ということには当然ならないと思うのですね。今の事務長の御答弁でいいと思うのですが、私どもとしては、審議させていただく側として、どこに主だった所に使ったかという簡単な質問をさせていただいているつもりなの。ですから、国のルールだとか厚生労働省がどうしたということは、当然わかっている話なものですから、今確認させていただきたいのは、1 2 月もお話させていただいたように、今回の 3 千万円、前回の 4, 3 0 0 万円なりを、病院の経営が苦しいから人件費等にあてたんだという考え方でよろしいのですかということを再三申し上げている。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 今、大住議員がおっしゃったとおり、人件費のほうにあてていただいたということでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 平成31年度町政執行方針・教育行政執行方針

○議長（高橋利勝） 日程第15 平成31年度町政執行方針・教育行政執行方針の説明を行ないます。

まず、町政執行方針について、高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 平成31年町議会第1回定例会の開会にあたりまして、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

私は、就任以来、一貫して町民の皆さまと歩んできた協働のまちづくりを基本理念に、未来ほんべつの創造をめざし、将来を担う子どもたちの健やかな成長および教育の充実と、暮らしの安全、安心を守る健康、福祉、介護、医療、防災など、町民生活を原点にサービス基盤の整備を全力で推進してまいりました。

この間、町民の皆さまをはじめ議員各位の御支援、御協力を賜り、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスの維持、向上を図り、創意と活力に満ちたまちづくりが推進できましたことに対し、改めて敬意を表し、深く感謝を申し上げる次第であります。

さらなる本別町の発展を目指して、全力を傾注してまいりますので、町民の皆さまをはじめ議員各位の御支援、御協力をお願いいたします。

まず、町政に臨む基本姿勢であります。現下の我が国の経済は、アベノミクスの推進により、雇用、所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつあるとされ、個人消費は穏やかに回復していると言われておりますが、いまだ力強さを欠いた状況となって

おりまして、今後の地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと思われています。

国の予算編成におきましても、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、新経済、財政再生計画で位置付けられました、社会保障改革を軸とします基盤強化期間の初年度となる予算でありまして、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを進め、地方においても、国の取り組みと基調を合わせて徹底した見直しを進めるとしております。

地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要となります一般財源の総額につきましては、前年度比1.0パーセント増を確保し、地方交付税の総額は7年ぶりの増となり、前年度比1.1パーセント増の1兆6,809億円とされたところであります。

一方、地方自治体では、高齢化が進行する中での医療、介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、防災、減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しておりまして、地方財政を取り巻く環境は、依然、厳しい状況が続くものと予想されております。このような状況のもとにおきまして、政府は引き続き、経済再生なくして財政健全化なしを基本とし、人づくり革命と成長戦略の核となります生産性革命に最優先で取り組み、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていくとしています。

本町といたしましても、人口減少の克服、地方創生に資する喫緊の課題に対し国の取り組みと十分に連携し、自らの地域の将来は自ら決めるという理念のもと、全力でこの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上のことを踏まえ、平成31年度の町政執行にあたりましては、行財政改革の推進、中期的視野に立った地方創生の取り組みにより、できる限り有利な財源の確保に努め、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定を図りながら、地域の活性化や諸課題解決に向けた取り組みを推進し、新年度の予算編成にあたりましては、第6次本別町総合計画を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまち本別町を発信できるよう、あわせて初心を忘れることなく、職員一丸となってスピード感、説明責任、法令遵守をしっかりと心に刻みながら、町民の皆さまが思う、町を元気にしたいという気持ちと、時代のニーズを的確に捉え、様々な事業に対し積極的に取り組んでまいります。

まず、平成31年度、主要な施策推進の基本的な考え方であります。

1つ目に、生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくりであります。町民の皆さまが、安全、安心、活力と夢あふれる生活を創造していくために、行政や各関係機関、団体などとの協働による町づくりを推進しますとともに、次代を担う子どもたちが多様化する社会変化にも対応でき、郷土に誇りを持ちながら、個々の主体性を尊重し創造力豊かで新しい時代を切り拓いていくことができるよう、家庭、学校、地域が一体となって日々学ぶ、ほんべつ学びの日宣言の理念のもと、関係機関、団体と連携を図りながら、4つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

また、第8次社会教育中期計画に基づきまして、学びからの人づくりを社会教育推進の核として、大人と子どもが共に学びへの関心を高め、心豊かに生涯にわたり生きがいある学習活動を行ない、学習機会を選択して学ぶことができる充実した生活を営むため、社会教育活動の充実を図ってまいります。

さらに、その学習成果が人づくり、地域づくりへと進み、生涯を通じて町民の皆さまが潤いのある生活を送ることができ、地域で活躍できる実践活動につながるように、多様な学習機会や学習情報提供の充実など、学習環境の整備に努めてまいります。

2つ目、地域資源を生かした豊かなまちづくりであります。本町の農林業は、国土の保全、環境の維持など多面的機能を発揮しながら、町民の生活を守り地域経済を支え、農業においては、日本における食料生産、供給基地として、その役割と本町経済、生活基盤の中心を担う重要な基幹産業かつ貴重な資源となっています。しかしながら、昨年12月のTPP11、ことし2月の日欧EPAの発効、さらには日米FTA交渉など自由貿易化の政策により、農業分野での市場開放や関税の撤廃などにより、農業を取り巻く情勢が大きく変化しています。

今後は農畜産物の国内価格の低下が予想され、それに伴う農業所得の減少などにより、北海道の農業や地域経済への影響が大きく危惧されるところであります。

本町といたしましても、農業の基本であります土づくりを中心に、安全、安心な農産物の生産と基盤づくりに向けて、国の施策や事業を積極的に活用し、コントラクター事業やTMRセンターの稼働など、労働力、営農支援組織の整備や経営規模拡大への取り組みに対し、農業者や農業関係機関と連携し支援を図っていきます。しかし一方で、その担い手や労働力の確保が大変厳しく、農業経営や施策、事業を推進するにあたっての大きな課題となっております。そのことから、今後も人口減少対策や雇用創出の施策と連動し、農業を中心とした新規就農対策、農作業支援対策を推進し、農業経営基盤の維持拡大、さらなる雇用の拡大を図るとともに、農業者の声を聞きながら、担い手や農業労働力の確保に向け、関係組織、機関で連携協力し、人材育成や担い手確保に向けた取り組みの推進を図ってまいります。

次に、酪農畜産業におきましては、今後の経営規模の拡大を促進しますとともに、バイオガスプラントを中心とした糞尿処理方法が不可欠となってきますことから、本別町家畜ふん尿利活用対策協議会を中心に十勝バイオガス関連事業推進協議会と連携し、売電の可能性を含めた具体的な取り組みの推進と事業の方向性を検討してまいりたいと考えています。

次に、農地の基盤整備であります。圃場の生産性及び作業効率の向上に向けて、町全体を2地区に分けて今年度および平成33年度に道営畑地帯総合整備事業として実施をいたします。明渠排水につきましても、計画的な施設管理を図り、改修および整備を進め施設の維持を進めてまいります。

次に、林業振興であります。本町の主要樹種であります、カラマツ人工林が利用期を迎

えていますことから、町有林の計画的な伐採及び植栽を図ってまいります。民有林におきましても、森林整備の適切な実施及び集約化を進めるため、本年度から運用が開始される林地台帳の精度の向上や、森林経営管理制度に基づきます、森林所有者への経営管理の意向調査を実施しますとともに、担い手の育成、確保に努め、森林の持つ多面的機能が十分に発揮される森づくりと循環型林業の構築を図ってまいります。

次に、商工業につきましては、消費者ニーズや流通の多様化に加えまして人口減少、少子高齢化による消費購買力の減少等により依然厳しい状況にありますが、消費者と商業者が共感できる愛町購買環境の向上を目指し、消費者にとって安心、安全で魅力ある商店街づくりの支援と同時に、今後も商業を担う人材育成に努めてまいります。また、消費者対策といたしまして、複雑化、悪質化する消費者被害の未然防止の取り組みを継続してまいります。さらに、引き続き本別町企業誘致条例、及び起業家支援要綱による新規開業や新分野での事業活動、工場等の新設、増設に対し、積極的な支援を行ない、雇用の創出と安定化を図りますほか、本別町しごと体験交流館の供用開始により、農業、商工業の発展、振興に不可欠な人材確保により事業所総体の維持、振興に努めてまいります。

次に、観光の振興につきましては、農業を基幹産業とする本別ならではの魅力ある地域資源である食の活用を積極的に進めますとともに、義経の里本別公園や道の駅などの施設運営や観光イベントの充実を図り、北海道横断自動車道の延伸による長所を活かし、交流人口の増加を促してまいります。活力ある地域づくり推進のため、地域の豊かな資源や地域産業の魅力を発信し、交流人口の拡大や移住促進につなげていくことが必要であります。関係機関、近隣自治体等と連携を図りながら、インターネット、ケーブルテレビなどの多様なメディアを活用したプロモーションにより、移住、観光など地域情報の提供等、求められる有意性の高い情報発信に努め、圏域外からの交流人口の誘引、移住、交流の促進に取り組んでまいります。

3つ目、ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくりであります。本町の高齢者人口は、今後、徐々に微減していくと見込んでおりますが、後期高齢者が今後も増加する超高齢社会を迎える中で、健康長寿のまちづくり条例を基本に、町民参画によります創造的な福祉施策に取り組んでまいります。ともに支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちを願い、町民の総意により宣言していただきました、福祉でまちづくりを合言葉に、福祉サービスの基盤整備、子育て支援や生きがいづくり、地域の見守りや日常生活支援など、地域住民、福祉団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、重層した福祉サービスの充実に努めてまいります。また、近年の社会経済環境の変化に伴い、問題が深刻化しております生活困窮者の自立支援体制につきましては、本別町地域生活支援事業検討会による関係機関との情報共有や包括的な相談、支援体制を構築してまいります。さらに、社会的孤立や孤立死などを防ぐ地域づくりを目指しました、在宅福祉ネットワーク活動への支援に努めてまいります。

次に、子育て支援につきましては、子どもはいつの時代にあっても、どこの地において

も、かけがえのない存在です。次代を担う本別の宝である子どもたちが、生き生きと健やかに育つことは、私たちの願いであり、責任でもあります。本別町子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策を総合的かつ効率的に推進してまいります。また、昨年から第2期計画の策定に着手しており、その基礎資料となりますアンケート調査の結果を踏まえ、計画に盛り込むべき新たな施策について検討を進め、関係団体からの聞き取り調査等を行ないつつ、子ども・子育て会議での御議論をいただきながら、今年度中に取りまとめ、引き続き、すべての子どもの健やかな成長を支え、充実した子育て環境の整備を図ってまいります。加えて、全国的に子どもの貧困が大きな社会問題となっておりまして、本町といたしましても各自治体の取り組み状況を把握しているところでありますが、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、第2期計画に有用な施策を盛り込んでまいります。

幼児教育の無償化につきましては、国は本年10月に予定されております、消費税率の引き上げによる財源を活用して、認定こども園、保育所等の利用者負担額を無償化する予算案を現通常国会に提出しており、その後、子ども・子育て支援法の改正案の成立をもって幼児教育の無償化を進めるとしてまいります。本町におきましても、関連する町条例の改正、それに伴います補正予算につきましては、町議会に御審議いただき、幼児教育の無償化をスタートさせてまいります。

高齢者福祉及び介護保険事業につきましては、第7期銀河福祉タウン計画に基づき、高齢者福祉施策の充実を図りますとともに、介護保険事業の安定した運営に努めるため、関係機関や町民の皆さまと協力して推進してまいります。

介護人材の確保につきましては、本町にとって喫緊の課題でありますことから、介護サービス事業所等の現状や意向を踏まえながら、引き続き総合的な介護人材確保対策を推進しますとともに、多様な人材の介護分野への参入を促進するため、これまで開催してきた介護職員初任者研修とあわせて、介護職場入門研修を開催いたします。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、認知症施策、在宅医療、介護連携の推進に向け、町内外の関係機関と連携を図りながら事業を推進してまいります。また、認知症行方不明者等の早期発見、保護のため、スマートフォンアプリを活用した検索システムの運用を足寄町、陸別町、上士幌町、池田町、浦幌町との連携により共同実施いたします。

権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会と連携しながら、法人後見事業の取り組みや担い手の育成、町民からの各種相談や生活課題等に対応する、あんしんサポートセンターの運営に対する支援に努めてまいります。

次に、障がい者福祉につきましては、第1次障がい福祉総合計画に基づき、住みなれた地域で生き生きとした生活が送れるよう、障がい福祉サービスの相談支援や切れ目のないマネジメント体制の充実に努めますとともに、障がいを理由とする差別解消の推進、農業分野と連携した就労支援システムの構築に取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、乳幼児から高齢期まで、町民一人一人が健やかに安心した生活が送れるよう各種検診事業や予防接種などの普及啓発に努め、特に生活習慣病の予防を重点に取り組んでまいります。

成人保健につきましては、特定健診の受診勧奨に努め、データヘルス計画、特定健診実施計画との整合性を図りながら、効果的な予防活動を行なってまいります。

母子保健につきましては、第2次母子保健計画の最終年度になりますことから、計画の最終評価をして、第3次母子保健計画の策定を行ないます。また、安心して子どもを生み育てられるよう、妊産婦への助成事業、乳幼児健診や保健指導等の実施、子育て包括支援センターを中心に関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行なってまいります。

心の健康づくり事業につきましては、月1回心理カウンセラーによります心のほっと相談を継続して、町民のメンタルヘルスの向上に努めてまいります。

老人ホームの運営につきましては、利用者の状態に応じたサービスを適切かつ効果的に提供して、利用者の持つ力を最大限発揮いただき、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

また、職員の持つ介護等の知識や技術をより磨き、質の高い施設サービスを提供しますとともに、地域貢献活動を積極的に実施しながら地域、町民に求められます、また利用者、家族、職員や関係機関と協働の開かれた施設運営に努めてまいります。

介護基盤の整備につきましては、勇足地区において社会福祉協議会が運営いたします、小規模多機能型居宅介護事業所ゆうあいの里に併設して、7戸の高齢者向け住宅を整備し、本年秋頃の入居開始に向けて連携を図ってまいります。

次に、国民健康保険につきましては、都道府県への広域化になり2年目を迎えます。国民健康保険加入者の負担増などを考慮し、平成31年度は税率改正を行わず、国保税や国、道からの交付金等で北海道への納付金を賄えるよう健全運営に努めますとともに、今後の動向を注視してまいります。

後期高齢者医療につきましては、今後も高齢者等にかかる医療制度の情報収集に努め、運営主体であります広域連合と連携を図ってまいります。

次に、病院事業につきましては、平成29年度に策定いたしました病院改革プランを推進し、地域医療の確保を図りますとともに、地域包括ケアの構築を進めてまいります。

また、病院の運営につきましては、外来患者数及び病床稼働率の維持、向上による収益確保を図りながら、材料費、維持管理費などの経費節減に努め、経営体質の強化に努めてまいります。

診療体制は、内科、外科の基礎診療科を中心に診療機能の充実を図り、1.5次医療として耳鼻咽喉科、眼科など、町民の医療ニーズに応えた専門診療科の充実を努め、町民の皆さまに信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

次に、防災対策につきましては、防災行政無線の更新に向けて、平成30年度に調

査、実施設計を行ない、電波の到達範囲や中継設備の設置など、導入に向けたシステム調査を行なっております。その調査結果を基に、平成31年度から2カ年計画で60メガヘルツ帯を利用するデジタル防災行政無線の整備を進めてまいります。戸別受信機につきましては、設置を希望される世帯に無償で貸与することにより、防災行政無線システムの充実強化を図ってまいります。

昨年9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震によります停電の影響で、日常生活に大きく支障をきたすこととなり、ライフラインの1つであります電力の供給がされない状況における、私たちの生活の脆弱さをまざまざと思い知らされました。この災害を教訓として、非常用電源設備や通信手段を整備し、地域防災計画や災害用備蓄品の見直しを進めますとともに、関係機関との連携を深めながら地域防災力の強化を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、交通事故や飲酒運転撲滅に向けた啓発運動に力を入れ、関係機関の協力をいただきながら推進してまいります。

4つ目、快適でやさしさのあるまちづくりであります。安全で快適な生活環境の基本となります生活道路の整備は重要であります。本年度の町道整備につきましては、新規事業1路線、継続事業5路線の道路改良、舗装工事及び橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

交通手段を持たない町民の足を確保するため、ふるさと銀河線代替バス、生活維持路線バス、浦幌・本別線、太陽の丘循環バスや町有バスなどの公共交通機関の安定的な運行に努めてまいります。

次に、循環型地域社会の推進につきましては、新エネルギー、省エネルギーの普及促進のため、身近な自然エネルギーの活用を図る住宅用太陽光発電システム導入費助成事業に取り組みますとともに、公共施設においても積極的に新エネルギー、省エネルギー施策を推進してまいります。

水道事業につきましては、町民生活や経済活動を支える施設として重要な役割を担っております。このため施設の整備や維持管理を計画的に進め、安全で良質な水を安定的に供給できるように努力してまいります。下水道事業につきましては、施設の整備と維持管理に努め、水洗化の促進を図り、公共下水道区域外で実施しております浄化槽整備事業につきましても、引き続き事業の推進を図ってまいります。また、水道、下水道料金の見直しに向けて検討を進めてまいります。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るために本別町住宅政策推進計画を基本に実施してまいります。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園をはじめ、その他の公園施設についても効率的な維持管理を行ない、町民の憩いとふれあいの場として快適な環境づくりに努めてまいります。

都市計画につきましては、本町の有効な土地利用を図るため、本別町都市計画マスタープランの見直しに向けて検討を進めてまいります。

また、住宅の改修や新築住宅に対します助成事業、既存木造住宅の耐震性向上を図る耐震改修等助成事業、空き家住宅等除去支援事業を引き続き実施しますとともに、本別町居住支援協議会による居住福祉の推進に努め、空き家等対策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

次に、ごみ収集事業の推進につきましては、平成31年4月から資源ごみと小動物以外は、十勝圏複合事務組合が運営いたします帯広市のくりりんセンターへの搬入が開始されます。ごみの出し方が、燃やすごみ、燃やさないごみに変更になることで、町民の皆さまには大変御迷惑をおかけいたしますが、1日も早く慣れていただけるよう、ごみ収集業者と連携を取りながら周知を図ってまいります。地域、団体の御協力により推進しております資源集団回収事業では、ごみの減量化や資源化の向上に努めるため、継続して実施してまいります。

5つ目の町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりであります。地域コミュニティ意識が多様化する社会に対応するため、引き続き協働の視点で、町民の皆さまや関係団体などと連携し、これまでに培ってきた町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進めてまいります。あわせて、わかりやすい情報の発信に努め、町政の透明性を高めてまいります。

現在の第6次本別町総合計画の計画期間が平成32年度で満了しますことから、平成31年度より次期総合計画の策定準備に入ることとし、その手法はこれまでと同様、町民の皆さまとの協働を基本に現計画の検証を行ない、今後歩んで行くべき方向を見定め、計画づくりを進めることといたします。

地方創生につきましては、5年目を迎え、引き続き本町における人口ビジョンや地方版総合戦略に基づき関連事業を展開することとし、町民の皆さまや関係団体へ進捗状況等を説明し、いただいた意見や評価を踏まえますとともに、他の施策との整合性に留意するなどして、適切に対応してまいります。

次に、行財政改革につきましては、第5次行財政改革大綱と推進計画に基づき、本別町の将来展望を見据え、行財政運営のあり方を模索し、簡素で効率的な行政執行を推進してまいります。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金、ふるさと納税につきましては、本町の取り組みを全国にPRするとともに、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、本町の観光資源、地域資源を活用した返礼品、特産品の充実を図り、寄付金のより一層の有意義な運用を図ってまいります。

国際交流、地域間交流活動につきましては、姉妹都市オーストラリアミッチェル、友好都市徳島県小松島市との親善訪問、相互派遣事業など相互の友好関係発展と、日常とは異なる環境における体験活動を通じて豊かな感性を醸成するため、今後も積極的に交流活動を進めてまいります。

結びにあたりまして、平成31年度の町政に臨む所信を申し上げます。本町を取り巻

く環境は一段と厳しさを増しておりますが、これまでと同様、町民の皆さまと築いてきましたまちづくりの実績を大切に、町を支える町民の皆さまの頼もしい力をいただきながら、より一層、確かな信頼関係を積み重ねられるよう努力しますとともに、本別町の個性と元気が発信できるよう、あわせて地方創生及び人口減少対策を意識して、安心と活力と夢あふれるまちづくりを目指してまいります。

町民の皆さま、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます、執行方針といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、教育行政執行方針について、佐々木教育長、御登壇ください。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕 平成31年町議会第1回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。

近年、急速に進む少子高齢化、人工知能をはじめとする技術革新や、グローバル化の一層の進展などにより、教育行政におきましても、次代を担う子どもたちには、こうした社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、未来を切り拓く力を身に付けていくことが求められています。こうした中で、本町が将来にわたって持続、発展していくためには、一人一人が主体的に社会と関わり、次代を創り出していく人材育成が必要であり、教育が果たす役割はますます重要になってきています。

本別町教育委員会といたしましては、これらの社会情勢をしっかりと見極めながら、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界に視野を広げ、多様性を尊重し共に支えながら、創造力豊かで新しい時代を主体的に切り拓いていく人づくりを目指して、関係機関、団体等と連携を図りながら町民皆さまの信頼に応えるよう、学校教育の充実、社会教育の振興、文化、スポーツの推進に取り組んでまいります。また、地域の子どもは地域で育てるを念頭に、コミュニティ・スクールの全町的な取り組みと、本町ならではの取り組みである、ほんべつ学びの日のさらなる普及と推進事業の充実を図ってまいります。

次に、平成31年度の教育行政を推進するにあたり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

学校運営の推進につきましては、地域全体で子どもたちの学びを育むために、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを勇足地区に続き、本別、仙美里地区でも本格導入するほか、本別総体のコミュニティ・スクールの導入を目指します。また、子どもたちの発達段階に応じた能力や個性等を最大限に伸ばすため、同一校種間の連携事業を進めるとともに、幼児教育から高校教育までを連続的につなぐ異校種間連携事業を推進します。

義務教育の推進につきましては、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、授業の工夫、改善を図るために引き続き町派遣教員を小学校に派遣し、よりきめ細かな指導の充実に努めます。また、学習指導要領の改訂にともない、小学校で次年度に外国語の英語が教科化され、中学年及び高学年で大幅に授業時数が増加することから、移行措置として前年度に引き続き授業時数を確保するとともに、英語指導助手を学校に派遣するなど、英語教

育の充実に努めてまいります。さらには子どもたちに、コンピューターに意図した処理を行うように指示することができるプログラミング教育の導入を図ります。また、老朽化したスクールバス1台を更新し、児童生徒の通学の安全確保を図ります。さらには本別中央小学校が開校50周年記念を迎えることから、記念事業を取組みます。

国際理解教育の推進につきましては、本別の学びの主軸に位置付けしている英語教育のさらなる充実を図るため、昨年度に引き続き英語教諭を任用し、義務教育や生涯学習の場で活用します。

特別支援教育につきましては、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、引き続き全ての学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援をしてまいります。

いじめや不登校の根絶に向けた取り組みにつきましては、引き続き中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、年2回のアンケート調査や定期的に学校指導訪問を実施するなど、未然防止、早期対応に努めてまいります。

本別高校への支援につきましては、少子化や生徒が希望する進路先の多様化等により、入学生の確保が大変厳しい状況にあります。地元中学生の本別高校への進学率の向上に努め、今後における本別高校への支援の在り方等について、関係機関と連携し、その方向性を見出していきます。

食育の推進につきましては、食の安心、安全を確保するとともに、地場産農畜産物、地場加工食品を積極的に使用し、美味しく栄養バランスに配慮した学校給食を提供し、栄養教諭が各学校に出向いて、食育に関する指導及び授業を行なってまいります。また、増加傾向にあります食物アレルギーに対しましても、除去食や代替食により対応してまいります。引き続き子育て支援策として、本別町立小、中学校及び本別高校に在籍している同一世帯の3人目以降の児童生徒に対して、学校給食費の無料化を行ないます。

社会教育の推進につきましては、第8次社会教育中期計画に基づき、大人と子どもが共に学びへの関心を高める学習機会の提供と生涯各期における社会教育を充実するため、学び合う環境づくりに努めてまいります。

少年教育では、ジュニアリーダーを育成する本別・南三陸ふるさと交流研修会を軸に、自主性や協調性を培い生きる力を身につけることを目的に、3から6年生を対象にした、ほんべつ元気学宿を継続するとともに、新たに1、2年生を対象にしたプレ元気学宿を開催してまいります。

ふるさと学習ほんべつ学では、地域の文化、歴史、自然、産業など本別をもっと良く知り、町の魅力を再発見するとともに郷土愛を育むことを目指し、誰もが気軽に学べる環境づくりを推進してまいります。

高齢者自らが積極的に学び、教養、見聞を深める学習機会として義経教室も引き続き開設してまいります。

町民文芸沖積土は、昭和45年創刊号の発刊以来、第50号を数え、第49号に引き続き特集テーマを戦争として、戦争体験者の聴き取りや体験の有無にかかわらず戦争に対する思いを収録した記念号を発刊してまいります。

ほんべつ学びの日の取り組みにつきましては、学びの日総合事業、学びフェスタを通して学びの日の理念を普及するとともに、家庭、学校、地域、行政が連携して4つの風、光風、祈風、夢風、実風事業を展開してまいります。

文化振興につきましては、文化祭をはじめ吹奏楽合同演奏会、音楽祭、舞踊と民謡の祭典等を開催するほか、関係団体と連携して舞台芸術の公演など、町民の皆さんに優れた芸術、伝統文化に触れる機会を提供してまいります。また、公民館施設の老朽化した備品を計画的に更新し、町民が利用しやすい環境を整えます。

図書館につきましては、ファーストブック事業を継続、推進するとともに、本のまち夢づくり講演会や出前授業の開催、学校や幼児、高齢者施設での読み聞かせなど読書の普及と、読書で言葉の力、創造力、心の発達を育む取り組みを家庭や学校、ボランティアと協働で進めてまいります。

歴史民俗資料館につきましては、戦争を体験されている方から見た戦争の恐ろしさや平和の大切さを未来へ継承する、7月15日本別空襲を伝える企画展をはじめ、本別まめ知識展と関連講座を開催するなど、あらゆる世代が学び合える場となるよう努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、引き続き健康スポーツ週間事業や義経の里スポーツフェスティバル等の開催をはじめ、年齢や体力に応じたスポーツ教室、講習会等を開催するなど、町民の皆さんがスポーツに親しみ健康な日々を送ることができるよう、町民皆スポーツの推進に努めてまいります。また、体力増進センターの老朽化した器具も更新してまいります。

以上、平成31年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちが、様々な社会変化にも対応できるよう、また、本町の自然や文化、観光、産業などの教育資源を活用した学習や、確かな学力や豊かな心、健やかな体を身に付け、自らの人生を切り拓いていける人材に育つよう、あわせて、町民の皆さまが芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしとなりますよう教育行政を全力で推進してまいりますので、町民の皆さまをはじめ、町議会議員の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、平成31年度教育行政執行方針といたします。

---

### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日、3月6日から11日までの6日間は休会であり、3月12日午前10時、再開で

あります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は3月7日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後3時01分）

# 平成31年本別町議会第1回定例会会議録（第2号）

平成31年3月12日（火曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## ○出席議員（12名）

- |     |       |           |     |       |         |
|-----|-------|-----------|-----|-------|---------|
| 議 長 | 1 2 番 | 高 橋 利 勝   | 副議長 | 1 1 番 | 藤 田 直 美 |
|     | 1 番   | 水 谷 令 子   |     | 2 番   | 柏 崎 秀 行 |
|     | 3 番   | 梅 村 智 秀   |     | 4 番   | 石 山 憲 司 |
|     | 5 番   | 篠 原 義 彦   |     | 6 番   | 大 住 啓 一 |
|     | 7 番   | 山 西 二 三 夫 |     | 8 番   | 黒 山 久 男 |
|     | 9 番   | 方 川 一 郎   |     | 1 0 番 | 阿 保 静 夫 |

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者の職氏名

- |                     |           |               |         |
|---------------------|-----------|---------------|---------|
| 町 長                 | 高 橋 正 夫   | 副 町 長         | 大和田 収   |
| 会 計 管 理 者           | 花 房 永 実   | 総 務 課 長       | 村 本 信 幸 |
| 農 林 課 長             | 菊 地 敦     | 保 健 福 祉 課 長   | 飯 山 明 美 |
| 住 民 課 長             | 田 西 敏 重   | 子 ども 未 来 課 長  | 大 橋 堅 次 |
| 建 設 水 道 課 長         | 大 槻 康 有   | 企 画 振 興 課 長   | 高 橋 哲 也 |
| 老 人 ホ ー ム 所 長       | 井 戸 川 一 美 | 国 保 病 院 事 務 長 | 藤 野 和 幸 |
| 総 務 課 主 幹           | 小 坂 祐 司   | 総 務 課 長 補 佐   | 三 品 正 哉 |
| 建 設 水 道 課 長 補 佐     | 小 出 勝 栄   | 教 育 課 長       | 佐々木 基 裕 |
| 教 育 次 長             | 久 保 良 一   | 社 会 教 育 課 長   | 阿 部 秀 幸 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 坪 忠 男     | 農 委 事 務 局 長   | 郡 弘 幸   |
| 代 表 監 査 委 員         | 畑 山 一 洋   | 選 管 事 務 局 長   | 村 本 信 幸 |

## ○職務のため議場に参加した者の職氏名

- 事 務 局 長 鷺 巢 正 樹 総 務 担 当 主 査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長方川一郎議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 報告いたします。

議会の運営に関する事項、請願書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに1件の提出がありました。

スクールバス利用距離要件見直しについての請願書については、22日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

---

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

2番 柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、防災の拠点、役場庁舎の今後の方向性の質問については、この場での質問を保留し、長期休暇の行政サービスと今後についての質問をいたします。

質問事項、長期休暇の行政サービスと今後について。

ゴールデンウィークや年末年始の長期休暇による行政サービスのあり方と、今後、国や道や市などと休暇を合わせていく方向性はあるのかを伺います。

1、ことしのゴールデンウィークは、新天皇の即位に伴い、10連休になると国が示しています。

本町も、4月27日から5月6日の長期休暇になると思いますが、行政サービス、病院やごみ収集、保育所、窓口等の対応をどう考えているのかを伺います。

2、年末年始の休暇は、これまで町の条例で決められていましたが、管内でも市や幾つかの町村は国や道に合わせている状況の今、本町も将来的に考えていく考えはあるのかを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 柏崎議員の、長期休暇の行政サービスと今後についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の質問であります。今般、5月1日の新天皇即位に伴いまして、5月1日が祝日とされ、祝日法の規定によりますと、4月30日と5月2日が休日となりますことから、これら合わせて10連休となることとなりました。

この間の病院、また、ごみ収集等の行政サービスの対応であります。2月4日に開催いたしました課長等会議におきまして、住民生活全般にかかわる対応について、各課で検討するように指示を行ってまいりました。

その結果をもとに、3月4日の課長等会議でその対応について協議を行い、次のとおり実施することといたしましたので、まず報告、答弁をさせていただきます。

まず、町の国保病院につきましては、4月30日及び5月2日の2日間、外来診療を行うことといたしまして、太陽の丘薬局も対応いただくこととなっております。

また、太陽の丘循環バス、へき地患者輸送バスにつきましては、民間の医療機関も4月30日から5月2日までの3日間、開院するということになりましたので、この期間、循環バス、へき地患者輸送バスにつきましては、運行を行うことといたしました。

また、一般家庭のごみ収集につきましては、従来どおり土曜日と日曜日を除き、収集を行います。

さらには、5月2日に戸籍の臨時窓口を開設をして、住民票、印鑑証明などの各種証明書の発行、また、住民異動届の受理、転出証明書の発行、パスポートの交付などを行うこととしております。

子育て支援といたしましては、へき地保育所及び学童保育所につきましては、4月30日から5月2日までの期間において、保育を希望する世帯を対象に、希望保育の実施を予定しています。

さらに、地域包括支援センターにつきましては、4月30日と5月2日に開所して、窓口や、また、電話の相談対応をすることといたしました。

なお、大型連休にかかわります各種行政サービスの対応につきましては、4月1日の暮らしの情報紙かけはしでお知らせをする予定となっております。

2点目の、年末年始の休暇についてであります。十勝管内では、帯広市と2町、幕別と池田というふうに理解していますが、ここで実施をされていますが、あと1町は協議中と聞いています。

本町における実施に向けた考え方ではありますが、現時点では、年末年始の休日を国等の機関に合わせていく予定はしておりませんが、今後、管内町村の実施状況、また、町民の皆様の声や、町内各団体、機関等の意見を踏まえて、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま町長のほうから御答弁いただきました。3月4日の課

長等会議で決まり、かけはしに載せるという御説明がありました。

10連休はなかなかないなという中で、町民はどういうふうになるのだろうという中で、今回、かなりいろいろな、国保病院、介護、ごみ、臨時、へき地、学童、いろいろなところで配慮いただいて、行政サービスをやっていただくという中で、もうちょっと早く、かけはしではなく、広報で大がかりに知らせたほうがよかったのではないかなとはちょっと思ったのですけれども、その辺、最後、スピードとしてどうだったかというのを1点、お願いしたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 4月1日号ですから、広報と一緒にかけはしということで、通常でしたら4月1日の広報と15日のかけはしということですが、4月1日に合わせて、そのかけはしで、改めてこれらの内容を周知をすると、こういうことで、しっかり対応していきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 5番篠原義彦議員。

○5番（篠原義彦） 議長の許可をいただきましたので、2問中1問について、本町の労働力については保留させていただきます。

それでは、バイオガス発電プラントの早期建設についてを質問いたします。

酪農畜産業において、ふん尿処理は大きな労働力であります。

町長の町政執行方針でも示されましたが、今後の進め方について、考え方を伺います。

国の指導で、堆肥舎の建設等がございました。近年、増頭により、年間の生産されるふん尿の半分も処理できない現状が続いています。労働力の軽減、環境汚染などを考えるときに、早期の建設が必要と思ひますが、町の考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 篠原議員からの、バイオガス発電プラントの早期建設についての質問の答弁をさせていただきます。

本町での取り組みということではありますが、平成27年の8月に、本別町家畜ふん尿利活用対策協議会、これを農協、また、農業者を中心に、町、農業委員会、普及センターの関係機関で設立をして、家畜ふん尿の処理対策についての検討、調査を行ってきたところであります。

平成28年度には、本別町家畜ふん尿利活用対策協議会において、本町に適したバイオガスプラントの設立の可能性を調査するために、コンサル会社に委託をして、地域新エネルギー導入の可能性の調査を実施してきたところであります。

調査結果といたしましては、農業者からの要望が多い集中型プラントで、本別町内を美里別地区と美蘭別地区の二つに区分して、2カ所のプラントを設置する計画と、

また、町内全域を対象として、1カ所で大型のプラントを設置する、この二つの案が提案されました。

施設の建設や運営につきましては、副産物であります電気を電力会社に売電する固定価格の買い取り制度を活用いたしました提案となっております。また、現在稼働しております十勝管内のバイオガスプラント施設の多くがこの制度を活用した事業運営となっているところでありまして、本町におきましても、電気を売電する固定価格買い取り制度を活用した施設の設置を前提とした計画でありまして、この計画に基づき、北海道電力と協議を進めていたところでもあります。

しかしながら、昨年の春ごろまでの北海道電力との協議の中では、電力を受け入れる可能性はあるとの回答をしていたところではありますが、昨年の9月には、道東エリアの送電網の空き容量が少ないということで、電力の受け入れができないとの北電からの通告、また、報道がありまして、本町だけではなくて、同様に売電方式によるバイオガスプラントの建設を計画しておりました管内20基以上のプラントの建設の計画が、ただいま全部ストップしているという状況になっています。

こういう状況を受けまして、十勝では、昨年の10月に、11団体で構成します十勝バイオガス関連事業の推進協議会を設立いたしまして、11月には中央省庁等に対して、政府が策定いたしますエネルギー計画に酪農畜産の再生可能エネルギー源としての位置づけや、バイオガスをベースロード電源、要するに安定供給のできる電源として明記をすることなど、酪農畜産によるバイオガス発電所建設の必要性と早期実現を求めて、地域から再生エネルギーの利活用に関する要請活動を行ってきたところがあります。

国でも、新たな再生エネルギーに対する検討が図られていますことから、そうした国の動きを注視して、情報収集を行いながら、今後の対応を図ってまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、本町の酪農業は、フリーストールによるパーラー搾乳ロボットの導入によりまして、1戸当たりの飼養頭数が多くなりまして、かつ、家畜ふん尿の環境対策も、これは今まで以上に必要になってきているというふうに認識をしているところであります。

十勝バイオガス関連事業推進協議会や、民間企業、官公庁等で構成されますバイオマス産業都市推進協議会などと連携をして、本別町の家畜ふん尿の利活用対策協議会を中心として、バイオガスプラントの施設の調査、研究、また、今後の方向について、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 何点か再質問させていただきます。

今、町長のほうから、十勝全体、国全体の取り扱いについて御説明がございまして、

非常に厳しい状況かなと思っております。

しかし、今、十勝管内でも認可されたところがほとんどの地域でぼつぼつ決定をされて、進んでいる状況です。

本別町も27年からその話が出て、農協だとか関係者で話が進んでいるようですが、やはり基幹産業である農業なものですから、収入を上げるには、やっぱり3分の1程度の労働力がかかっているふん尿処理が一番の問題だと思っておりますし、そのことが解決することによって、消化液の利用等で畑作地帯に還元するというのであれば、畑作は収量の増はそんなに見込めませんが、経費の削減につながって、所得向上になるかと思っております。

酪農経営はまだ伸びしろが十分ございます。今、年間の粗収入が畜産部門で72億円ぐらいございますけれども、これはTMRセンターの建設によって乳量が大体6カ月で10パーセント以上伸びているのが現状です。このことも進んで、ふん尿を進めば、100億円近い畜産収入があるかなというふうに思っております。町の財政にも何ぼか寄与できるかと思っておりますけれども、今後、やっぱり早い時期にこのことが計画実施されるよう希望いたしますけれども、その辺、町長の考え方を伺いたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 昨年のブラックアウトで急に情勢が変わったということになっているのです。それまでは、先ほども答弁させていただきましたけれども、それぞれ各地区、特に本別に限定しますと、本別のプラントの構想を、売電も伴わなければ、なかなか後の維持管理も含めてということで、当然、集中型にしますと大きな発電になりますから、それで、この売電の話もFITの制度を利用して実施するというところで協議をしていたのですが、それはおおむね了解といいますか、その方向で進んでいたのですが、勢い、昨年のブラックアウト以降、どの地域も送電網が容量がいっぱいであると。それで、今計画している20基を超える十勝管内のやつは全てそれはできませんと。その送電網を変えたとしたら、600億円以上の財源を投入して、10年から15年かかると、送電網の容量を、要するにわかりやすく言えば送電網を太くするにはかかると、鉄柱を立てて。ゆくゆくは、この東北北海道というか、十勝を含めて東側は、北本連携という、本州と北海道の連携の送電網が日高沖から出ているらしいのです。そこを直すとなったら600億円もかかって、10年から15年かかるとなると、これは財源もそうですし、期間がえらい長い話ですから、これだったら酪農の振興にも、基幹産業の振興にえらい影響があると。そういうことでは、やっぱりこれは成り立たないということを含めて、それで協議会をつくって、オール十勝できちっとこの問題について対処していこうということで、もちろん、この中には、北海道、十勝総合振興局もしっかり加わりながら、国、道、市町村、また、それぞれ農業団体、一体となってこの要請をしていこうということで、農水省、それから経産省、環境省と、それぞれ要請しながら進めてきているところなのですが、十勝管内で今、

手を挙げて、計画して、それから進んでいないというのが二十数基ですから、これらを実施しなければ、御質問にありますように、当然、大きな酪農畜産を抱えている町村はまだありますので、それは本当に環境問題含めて、また、基幹産業の農業の、酪農の振興含めて、大変な打撃を受けるということで、相当力を入れてこれを要請していこうというふうに考えて、今行動しているところであります。

先日、環境省から、また、新エネルギー庁から、それぞれ幹部の皆さんが十勝にもおいでいただいて、実態を見ていただいたり、また、農業団体との講演にも参加していただいたりしたのですが、それら含めて、直接現地の理解をいただきながら、十勝が逆に国の今のような方向の中でモデルとなるぐらいの地域であるということもそれぞれ訴えながら、今、早期にこれらの問題の推進に向けて全力を上げていくということでもあります。

ただ、これは先ほど言いましたように、かなりハードルが高いということも事実でありますから、それとあわせて、やっぱりこれからは地域エネルギーというか、地元でつくって、地元で消費して、地域エネルギーという形も考えながら、しっかり進めていこうということになっています。

ただ、今、スタートしたばかりですから、この厳しい状況、突然、送電網が細い、なかなかできないということでも言われてしまっても、これはできませんので、その理由は何かという、ちょっと答弁が長くなりますけれども、太陽光を推進して入れたときに、太陽光を申請している事業者というか企業は相当多いのです。ここが5年たってもまだ実施していないということになると、ここを1回、期限を切ったらどうですか。期限を切って、今実施しているところは別ですけれども、これからやるかやらないか、申請だけして、まだ着工していないところがたくさんあるものですから、それをきちっと整理すれば、まだ送電網の空き容量が出てくることがありまして、畜産の関係については、全体の送電量の3パーセントから5パーセントというぐらいの量ですから、これはそこら辺の整理をしていただくと、送電可能であるということも含めて、全体の中で、今、要請しながら、実態もきちっと把握しながら要請していくということでありまして、まだ結果としては答えは来ていませんが、それらの要請も含めて、今、農水省、経産省、環境省を中心に、何とかこれの打開に向かって努力していただくというところまでいっているということでもあります。

ただ、本当に先ほども言いましたけれども、かなりハードルの高いことでもありますので、すぐことし、来年というわけにはなかなかいかないかもしれませんが、少しでも早くこれらの対応ができるように、全力を尽くしていきたいなど、こういうことが十勝全体で、そして本別町の今計画しているこの計画もしっかり推進できるように努めていきたいなというふうに思っています。

以上申し上げて、答弁とします。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 実情はよく理解しております。

道は計画の中に、ブラックアウトの後、内地のほうから送電網を引っ張る計画を持っているようですけれども、自前でできるのであれば、多額な経費をかけて内地から引っ張らなくても、道内に金をかけて、そのことが解決できるのでないかなというふうに、私個人、勝手に思っております。このことが早く解決して実施できれば、地産地消ですから、町内でハウスだとかそういうものをつくって、野菜だとかいろいろなものができれば、農福連携も兼ねた中で、学校給食費、将来は無償だということに早くつながっていけばいいと思うのですけれども、町長は十勝の町村会長でもございますけれども、ことしの年頭の挨拶で、行動ファーストという言葉を使っております。一日も早い行動を起こしてほしいと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 篠原議員の御質問と同じ思いではありますし、そのとおり、行動して結果を出していかなければ、これだけのスピード感のある世の中の変化だとか、また、国際的な、また、流通の状況などを見たときに、やっぱりしっかり早く早く、本当にスピード感を持ってものごとをしなければならぬというふうに思っています。

それで、私も今、篠原議員の御質問の中にあつたように、特に北海道の発電の状況を聞きますと、せっかく発電して、そこで効果が出て、そこから付加価値が生まれたとしても、その70パーセントぐらいは海外にってしまうのですね。要するに石炭や何かを輸入するわけですから。それを、今、議員の質問のとおり、地産地消で、地域エネルギーで確保できるとしたらどうなのだろうという、そういう講習、勉強も大分進んできています。

その中では、この十勝は特にそのモデルとなるような地域であろうと。太陽もすごいし、また、水力も、また、畜産のバイオガスは、これは無尽蔵に、それこそさっき言いましたように、安定的に供給できる最大の発電になるということでもありますから、そうすれば、それら全てが地元に戻元できるということです。これらも含めて、こういう逆にブラックアウト以降の経過を含めて、逆に教訓として、これをまた契機に、地産地消のできる地域エネルギーの活用というようなものを全力で進めていこうということで、今、協議会の中でもそういう協議で、また、十勝全体でまたそういう認識を持ってもらう講習、講演もしようということに実はさせていただいているのですが、ただ、今早急にやるには、送電網を何としても復活させようということのほうを先行していくということでもありますから、それとあわせて、地産地消のエネルギーというのは、将来的にこの十勝で限定して安定的に電力も熱も、そして環境問題の処理も含めて、全てが解決できる、そういうエネルギーのあり方に向かって、最大限のエネルギーを傾注すべきだなど、私もそういう意向を持っておりますので、この辺はしっかりとあわせて、早く、電力はもちろんですが、酪農、畜産が本当に安定的に、この熱源も利用して、また、それを利用した新しい農産物や、増頭している畜産の現場を

さらに省力化、また、環境問題含めてしっかり取り組めるように、これは十勝挙げて、全体の課題として取り組んでいますので、あわせてこれは推進をしていくと、こういうことで努力していきたいなと思っています。あわせて、農業団体も、農協も含めて、関係団体含めて、これに向かつては気持ちを一つにして取り組んでいくことであります。

もう一つつけ加えさせていただくと、集中型の大型ももちろんいろいろ地域の中では計画としては希望が多いところではありますが、できれば個別完結の、乾式型で設置することも、コストの面、さらに維持管理の面、そして送電網の面からいうと、ここもひとつ大いに検討すべき事項かなど、こんなことを思いながら、それぞれこれも実現できるかできないか、また北電の事業所ともしっかり協議しながら進めていければなというふうに思っておりますので、そういうことで、本町の特に酪農家は、今、増頭もそうですけれども、現状でどうするかということも非常に大きな課題になっておりますので、全力で取り組んでいきたいなというふうに思います。

以上であります。

○5番（篠原義彦） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、6番大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

なお、町税未納被害の状況と対応はについての項目は、この場での質問を保留し、高齢者就労センターの閉所についての質問を行います。

冒頭に、昨年9月6日未明に起きました北海道胆振東部地震から半年が過ぎ、さらに、東日本大震災が起こってから、昨日、3月11日で8年を迎えました。亡くなられた方々、被害を受けた方々に御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、1問目の高齢者就労センターの閉所についてお伺いいたします。

高齢者就労センターは、昭和62年の開設から31年もの長きにわたり、町民の皆さんの中に溶け込んだ施設、仕組みと申しまししょうか、そのようなものでございました。

本年3月31日に閉所するとのことですが、閉所に至った経緯と、今後の対応についてお伺いいたします。

高齢者就労センターの就労内容は、約20名の会員の方々が、除雪や草刈り、庭木の剪定、農作業などであり、年間約200件の依頼を受けた中で、依頼主の方との信頼関係が構築されたすばらしい仕組みを培った31年間であったと思っております。

行政が直接実施していた事業ではございませんが、超高齢化社会を迎えた現在、同世代の方々が心を通い合わせることができる施策をやめてしまうことが残念でなりません。

閉所するに至った経緯と、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員御質問の、高齢者就労センターの閉所についての質問に答弁させていただきます。

まず、高齢者就労センターの閉所に至る経緯と今後の対応についてであります。高齢者の能力と経験を生かして、また、退職後、それぞれ希望する仕事を通じて、また、生きがいと社会参加を図るといふ、こんな目的で、本町に、社会福祉協議会が昭和62年5月22日に高齢者就労センターとして設置をしたところであります。

就労内容につきましては、御質問にありましたように、草刈り、除雪、庭木の剪定、農作業、畑おこし、庭の草取りなど、地域の日常生活に密着した、補助的、また、短期的な仕事を提供してまいりました。

昭和62年の開設時点での就労会員の登録数は36人でありましたが、年々会員が増加をして、平成13年度がピークでありましたが、このときには86人の会員数となったところであります。

また、それぞれ請負金額も3,000万円を超えるというような状況でもあったところでもあります。

その後、徐々に会員数が減少をたどり、平成26年度の末にはピーク時の約半分の42人、平成28年度には30人、昨年4月の総会時点では22人の会員となりました。やむなくお断りをしながら、できる範囲内での就労派遣を行ってきたところがあります。

この間、社会福祉協議会が発行します社協だよりや、新聞の折り込み等によって、会員募集のチラシの配布、各種会議や就労センターの会員みずからも会員募集を続けてまいりましたが、会員減少には歯どめがかからず、就労センター運営委員会においても、3年前から存続の有無について議論を続けながら、毎年、就労センター会員に意向確認を行う中で、事業を存続したところでもあります。

解散に至るきっかけとなりましたのは、昨年の11月に3人の会員の方から就労の辞退の申し出がありました。男性が13人、女性が6人の19人となりまして、20人の会員を割り込んだことから、会員の平均年齢が76歳と高くなりまして、新規会員の加入が見込めないなどから、今後の方向性について早急に結論を出す必要があるため、就労センター会員への緊急の意向調査を実施してきました。

意向調査の結果では、19人中12人が解散やむなしとの意向となりまして、解散後の就労の意思につきましては、除雪や草刈りなどについて、高齢による就労の継続が困難な業務を除きまして、就労が可能な範囲で、個人間での請け負いにより就労の継続を希望する結果となりました。

昨年11月12日に就労センター会員で構成いたします親睦会の役員会、また、11月21日に親睦会の臨時総会を開催して、継続の是非について協議を行ってきたと

ころですが、就労センターの事業継続については非常に難しいとの意見が多く出されまして、社会福祉協議会の理事及び監事と親睦会の役員で構成します運営委員会を12月3日に開催をして、審議をいただく中で、平成31年3月末をもって解散すべきとの結論に至ったところでもあります。

この結果を受けまして、12月12日開催の社会福祉協議会第3回理事会に就労センター廃止についての審議をいただきましたが、運営委員会での結論と同様に、平成31年3月31日をもって解散することを正式に決定をしたところでもあります。

解散の決定後は、就労会員の意向を踏まえながら、個人間での請け負いや、他事業者への移籍などによる就労の場の確保と、個人や企業からの請け負い要請に対する役務の提供を確保するため、社会福祉協議会事務局及び就労センターの会員、役場内の関係部局による協議を行う中で、今後の対応について協議を進めてまいりました。

現段階では、個人や企業の発注によります草刈りと除雪、畑おこしの業務については、就労センターの会員が個人事業者へ移籍するほか、個人事業者内の職員対応と職員の増員によりまして、業務に対応する調整を進めています。

また、農作業や草刈りなどの軽作業、庭木の剪定につきましては、就労センター会員によります受注グループをつくって、本年度の発注者に対して、業務に対応する調整を進めています。

なお、役場発注によります公園の草刈り業務、また、福祉の除雪業務は、個人事業者への移籍、本別公園のボートの管理業務につきましては、観光協会への移籍によりまして対応を行ってまいります。

町民への周知につきましては、社協だよりの1月号において、突然の解散の周知となりましたことから、利用者からの問い合わせも多く、今後の草刈りや庭木の剪定など、業務の継続を要望する声もあると聞いておりますので、本年度、就労センターが個人、また企業から受注を受けました226件の業務につきましては、就労センター会員によります個人グループでの対応、就労センター会員の個人事業者への移籍や、個人事業者の増員確保に対する支援を行いながら、本年度受注した全ての業務を引き続き提供できるように、就労センター会員及び業務の移管先となります個人事業者との最終調整を行っているところであります。

調整の整いました業務につきましては、3月15日以降、順次、個人や企業に対して、業務の引き受け先となりますグループや企業名を郵送により個別に通知する予定となっております。

また、就労センターの事務所となっております現在の清流町のあいの里交流センターでは、4月以降も引き続き常駐する職員が、電話や来所によります相談対応を行いますほか、業務の引き受け先となります事業者への引き継ぎ作業や相談対応を一緒に進めるために、移行作業が落ちつく当面の間、事務所スペースの提供を行うこととしていることなど、個人、また企業の引き続き就労を継続する就労センター会員に対

する対応を万全に進めてまいりますので、これらについてもまた御理解いただきながら、また御支援もいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長のほうから相当細かく御答弁いただきました。

それまで細かく答弁いただいてまことに恐縮でございますけれども、なぜ1月の社協だよりもA版の半分だけの周知で、これまでの事業を簡単にやめてしまうのか。今、るる説明がありましたが、最大会員数が86名から20名を切ってきたと。これは私のほうからお話しさせていただくと、短絡的という言葉しか使えないですね。なぜ町長も執行方針で述べていますように、ともに支え合い、安心安全に暮らせるまちづくりということで銘打っているはずですが。これは、先ほどの答弁の中にも町長のほうからありましたように、高齢の方々が今まで培ってきたものを後世に残していくのだとか、若い方々だとか、一緒に仕事をしてやっていくという、これは格調高い理念だと思うのです。これを、人が少なくなったから、お金がなくなったからというようなニュアンスで閉所していくというものではないと思うのです。

それで、今、細かく説明がありましたけれども、このようないきさつを、町民の皆さんの大多数の方は、社協のこのお知らせしかわからないのです。どういういきさつでというのはわからないと思う。まず町民の皆さんに周知するのをどのように考えているのか、それを再度お伺いするというのと、後段、ナイター議会で、篠原議員のほうから、仕事に関する、雇用に関する質問も出ますので、そのときの論議になるかと思うのですが、新しくできましたしごと館、南保育所の関係ですね。その中でも相談窓口が云々ということでも、議員協議会等々で話が出ています。今、あいの里にこれからの部分についても相談の窓口を設けるということでございますけれども、仕事をするしごと館の部分と、高齢の方の就労センターとは違うのだということになれば、これは言葉で、一言で言えばそれで終わりですけれども、そのような考え方でなくて、もうちょっと高齢の方でも生まれ育ったまちに貢献できるのだという考え方を多くの方が持っていると思うのです。そして、自分の庭の草刈り等々をその方々に頼んで、今までずっと31年もの長きにわたって行ってきたことを、簡単にやめてしまうというのがちょっと理解できないので、そのやめてしまういきさつは今お聞きしたとして、これから町民の皆さんにどのようにお知らせしていくのかということと、民間の方をお願いするのだと。この民間の方に全部をお願いするような形になるのではないですか。行政がやらなければならないことは行政がやらなければならない。民間の方がやるところは民間の方がやる。これは当たり前の話であって、個人の経営者の方がこれを受けるということになれば、これは受けてくれと言えば受けるかもしれませんが、その辺の考え方、再度、3点ほどありましたけれども。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 当初、一番最初は、私の認識では、行政のほうというか、町の

ほうで、シルバー人材センターという形でまず組織を持ったということが記憶にあるのですが、この高齢者就労センターをつくったときに、私もかかわらせてもらった一人でありますけれども、これは、今御質問のように、高齢になっても、働くことの喜びだとか、社会参加だとか、そういうことを含めて、こういう就労センターという役割が必要であろうと、こういうことで、当時はまだまだ事業所もたくさんありましたし、また、大型の事業を発注していただくこともたくさんありました。それで、安定的というか、夏の間ですけれども、そういうところでたくさんの方が就労に登録いただきながらその業務を担ったということではありますが、年々、それぞれまちの構造の変化も含めて、その受注も少なくなってきた、また、限定されてきた。特に必要などころには、逆にそういう就労の人員を派遣できない、こういうようなことも起きてきて、社会福祉協議会の中でも大分苦慮しながら進めてきました。

これは突然なくなったのではなくて、もう数年前から、このことについては社会福祉協議会で毎年、どうする、どうするという、そういう悩みの中で協議をしながら進めてきました。

なおかつ、それぞれ国の制度の改正で、これらの事業所にまた課税をされると、そういうような状況にもなって、とても今の財源ではこれが継続できないというふうなことも含めて、ここ数年、町のほうもそれらの補助の増額をしながら、何とか継続をしていただくように、それぞれ相互の努力によって実施をしてきたという、そういう経過であります。

その中でも、この会員の中で、皆さん、親睦会というのがあるのですが、親睦会というのは、利用されている会員の皆さんの中で、もう高齢化になったので、それぞれこのまま継続するというのは難しいと。そういうことで、毎年、会員の皆さんも、会員をそれぞれ拡大に努力していただいたのですが、なかなかそれも現実にはいかないということも含めて、相当の努力を重ねながら、昨年まで努力していただいた経過でありますので、この辺についてはしっかり御理解をいただければなというふうに思っています。

ただ、その中で、先ほども一部申し上げましたけれども、それぞれの本当に固定的に事業を受注している方々は、直接発注する方々と契約を結んでというか、その関係の中で事業を継続する、そのようなことにも多くの方が従事することになりました。その他については、これは民間の企業の方がそれぞれ受け皿となって、これらの事業を継続していただく。除雪もそうですし、草刈りもそうですし、そういうものは継続をしていただけるという、そういうことも含めて、先ほど答弁したところでもあります。

また、引き受けグループ、また、個人的にも、例えば剪定をする技術的な部分は剪定を専門にできる方々がグループをつくって、それらの必要な、毎年受注を受けている、発注を受けている方々にそれぞれ直接そういう事業も継続して行って、不便を来さない、また、それぞれの皆さんの継続した事業については、滞りのないように事業

を継続していくということで、それぞれみんなで知恵を絞りながらそれらの作業に当たっていただいているところであります。

また、申しあげましたように、公園のボートの管理だとか、必要なところは観光協会に移管、移籍をして管理していただくなどということで、それぞれの役割の中で、その事業を継続できるように引き続き実施をしたということでもありますから、そのことについては、これは私どもがやめるとか継続するという力の及ぶところではありませんので、そういうことでなくて、何としても継続していただきたいという思いの中から、そのような今までの対応をしてきたということでもありますので、そこら辺も御理解いただきたいなと思っています。

結果として、このような、去年の12月からの協議で、ことしの3月31日で結論が出たということでもありますので、その経過も含めてお話しさせていただいて、この後は、それぞれ必要な対策、先ほども申しあげましたけれども、企業に移籍をする、また、グループでそれぞれまた担う、そしてまた、個人的に契約しながら担うということで、62年の開設以来、それぞれ培ってきた、そういう信頼関係を含めて継続就労していくということで、これからの出てくるであろうことも含めて、しっかり受け皿として、その就労センターの役割を果たせるということも含めて、新しくまた移籍する企業の中で努力をいただくと、こういうことになりますので、以上、申しあげさせていただきますと思います。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長の御答弁を聞いていますと、先ほど来から、これをやめるのは、会員が減った、それは人口減ですから、これは理解いたします。国の制度が変わったとか、ボートの管理の観光協会がというのは、人のことだからというようなニュアンスでお話しになっています。

今、最後のほうで町長も答弁されていましたが、仕組みが変わるということは、特に高齢の方々は、自分たちの生きがいを持ってやっていた。頼む方もそれなりの親しみを持ってやっていた。それが、新しくどこの会社が、どういう方が受けてくれて、会員の人が減ったといいながら、まだ何人かそこに移りたいという希望もあるということになってくれば、その辺の周知は、もう3月の中になってきているのです。いつの部分で町民の方々にお知らせするのですか。それは先ほど来から言っている話だと思うのです。1月に、先ほど来から言っている、広報の中に入ってきた社協だよりだけで、3月31日ですめてしまいますよでなくて、どうしてもしめなければならぬのであれば、そういう先の先まで見越した施策を打っていくのが基本でないですか。人が少なくなったから、会員が20名切ってきているからいいのだというように私は聞こえるのですが、そんなことは考えていないと思いますけれども、その辺の考え方。

それから、町長が冒頭お話しになっていました、再質問のときですが、シルバー人

材センターが来て、町長がかかわったということでもありますから、政治を長くやっている町長ですから、当然のことだと思いますけれども、そのときの御認識では、多分、私どももそうでございますけれども、やはりこういう高齢化を見越した中で、もう二十数年前の話だと思いますが、それだけ立派な政策をつくってきたと。それを今やめてしまうのはいかなものですかというお話をしている。やめるとなれば、国の政策が云々でなくて、自分たちの、町がやらなければならない部分を民間の会社のほうに委託するということがいかなものですかと私は聞いている。どうしても民間の方に委託するのであれば、町民の皆さんに、こういう形でやめなければならない、国の制度云々などということとは関係ない話ですけども、やめなければならない。だけれども、こういうところに仕事をお願いすると。会員の方々はこれだけいる。御要望に沿えないかもしれないけれども、町民の皆さん、何とか理解いただけないですかというのが、町の広報等々で知らせていくというのが常套手段だと思うのです。その辺の考え方を、行政が絶対やらなければならないことは行政がやらなければならない。公園の草刈りだとか、福祉の除雪だとか、町民の方々が困っている部分については、今までこういう方々が協力していただいた。それはそれで敬意を払わなければならないですけども、本来であれば行政が全部やらなければならないことを、ボランティアの考え方をお願いしている部分があったとしたら、これは今回、制度が変わるのであれば、やり方が変わるのであれば、町民の皆さんに周知するのは筋だと思うのですが、その辺、どんなものでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 御質問いただいていますけれども、間違えないで私も答弁させていただこうと思うのですが、ちょっと違ったらまた質問していただきたいと思えますけれども、なぜやめるのかということですけども、なぜやめなければならないかという経過は先ほど申し上げたとおりです。それぞれ会員の募集をしても、わかりやすく言うと、とにかく高齢化にもなりました、働いていただける方もうんと少なくなりました、これだったら維持できないですねと。社会福祉協議会も、それを担って、この人材センターを運営していただきましたけれども、人材センターの運営のあり方も、もう限界ですと。こういうことも含めて、会員の皆さんと協議をしながら、どういようなしかなるべき措置をとっていくのですかと、そういうことの協議をずっと重ねてきました。

その中で、個人的にそれぞれつながりを持ちながら、これからもできる人は個人的にやる。さらにまた、先ほど言いましたように、一定のグループの中で、数名で、またそれを継続する方は継続する。そしてまた、民間の企業に移籍をして、また新たにそれらの対応していくところは対応していく。それから、ポートなどなど、直接町の観光の中にも直接かかわりの深いようなところは観光協会とか、それぞれ役割分担の中でというか、それぞれ任務を担っていただく、そういう企業の皆さん方に協力いた

だきながら、今までやってきた就労センターの業務を、それぞれ迷惑かけないように、それぞれ皆さんの希望に沿って、少しでも継続できる、そういうことでこの事業を進めていくということでございますから、その結論を社会福祉協議会が昨年の12月から協議を進めて、今年31日でその任を終わるということですから、そのことをこれからどういうふうに周知するかということは、社会福祉協議会も我々もちろんこれは周知しながら継続していくことですのでけれども、それを早く、早くと言われても、それはそういう経過ですから、3月31日までどうするかということでやってきて、今までの経過ですから、その辺については十分に御理解いただきたいと。

私どもはそれですと傍観しているわけでありませんから、その間、しからばどうやってこの機能を継続していけるのか、就労センターの役割をしてきていただいたことを、これからもどうそういうことを、町の中でそういう業務を遂行できるのか、こういうことでいろいろな協議をしながら、またそれぞれ協力いただく企業も探しながら、それぞれ対応してきて、社会福祉協議会と一緒にこの部分については対応してきたということでありますので、ここはそのように理解をしていただいて、この後、解散した後も、それぞれ受注、発注いただいている業者の皆さんや、また、新しく引き受けていただける皆さんに迷惑がかからないような方向性を探っていくということでもありますから、その辺についてもまた御理解いただきたいなと思っています。

長い間、本当にこの就労センター、継続していただいたことには改めて感謝申し上げますが、これで終わりではなくて、この後、また新しい環境の中で、しっかりこのセンターの役割を果たせるように努力していくということでもありますので、それについても申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 社会福祉協議会がやっていたことで、結論を出したと。町長の答弁では、私どもも傍観していたわけではないと。確かに補助団体であります社会福祉協議会がいろいろ理事会等々で決めてきて、会員数も少なくなってきた、なかなか手が回らなくなったということでの解散に持っていった。これは私どもがどうのこうのという立場でもございませぬが、町長が今お話しになった、傍観していたわけではないと。ただ、町民の人たちは、例えば春、連休明けといいますか、6月になると、草刈りもしてみたい、そういう方々はいると思う。それが今までどおりでないとなれば、これを出してあるからみんなわかっているかということになれば、なかなかわからない人もいますので、それを再三聞いているのですけれども、そういう3月31日で解散するとなったら、もうなっていると思うのですが、なったとして、会員数がこれだけになっているので、なかなか皆さんのところには手が回らない部分があると。そして、仕組みとしては、社会福祉協議会の手を離れて、民間の方をお願いするのですということ、早く私はやるべきでないかと思っているのですよ。これが、年度が変わろうが、4月になろうが5月になろうが、今までどおりだったら、こんなこ

と何も関係ないのですけれども、制度が大きく変わるということになれば、先ほど来から言っているように、あいの里に今までどおり職員の方も残すということになれば、そこに電話が来たときに、なかなかその対応だけでも大変だと思うのです。だから、全てのことにおいて周知しているのですかと聞くのはそこら辺なのですけれども、そういうことを私は聞いている。ですから、これから予算のこともありますけれども、4月の1日広報あたりで、本来であれば、こういう形になったということで、きちっと町民の方々に周知していくのが本来の考え方でないかと思うのですが、その辺、どんなものでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 周知の仕方については、もちろん社協だよりでも町の広報でももちろん周知します。そして、事業が継続してやっていただけるということを前提に、それぞれ協議をして、その受け皿になっていただく方や企業の方はずっとそれぞれ協力を願いながらきましたから、その体制がほぼとれるということも含めて、それで事務所も、今、あえて質問もいただきましたけれども、事務所も清流の里の今までの窓口と同じで、電話も同じで、問い合わせなどを含めても、現状と同じように、それぞれ問い合わせも相談窓口も全部対応していくということにさせていただいていますので、それで、先ほど一番先に答弁させていただいたように、当面の間、これらが周知して落ちつくまでは、今の現状の窓口の中で、事務所の中で対応していくことでもありますから、そういう面では、先ほども言いましたけれども、今まで事業を個人的に発注していただいたということではありませんが、社協としてそれぞれ派遣をして、受注した人たちとのつながりも継続してそこでやっていただく。さらにまた、剪定など含めて、チームでやる部分については、チームの方々が、例えば何々家、何々家と、時期になれば、そういうところも今までと同じように、ここの仕事をお願いしますねということ、しっかり受注を受ける。また、大きな、草刈りからいろいろ含めての整備などは、新しい企業の中で、除雪、草刈りなどを中心に、その新しい企業に移籍をしていただく中で、それぞれ継続して働いていただく。なおかつ、そこも新しく雇用の会員をふやしていただきながら、企業の皆さん方の努力の中でまたそれぞれの事業を遂行していく、こういうことで、今までの人材、高齢者の就労センターで担ってきた事業を、後退することなく、しっかり皆さんの願いに応えられるように、そのことについての条件とか、またそれぞれの体制整備をこれから進めて、しっかりと継続できる、このことについて今まで努力させていただいたところがございますから、そのことも社会福祉協議会の決定の中で、こういう新しい体制ができるということでもありますので、その辺の周知ももちろんしっかりさせていただきながら、皆さん方の今までの思いも含めて継続できる事業体にしていきたいなど、こう思いますので、その辺について理解いただきたい。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 質問通告書の中から、今、3回目ほどのやりとりになりますけれども、ここにいる私も含めて、町長の熱く語られる部分は、昔のことも含めて、理解はするのです。

私が先ほど来からお話ししているのは、町民の方々に、ここまでの議論は、町長の生の声などは当然聞くチャンスがない方がいたとして、例えば料金が生じた場合、庭木の剪定等をしていただいたときに、民間の方々が運営するところに今までの会員の方の何人かが行って、そこをお願いしたら、大住という自宅の剪定をしてもらえるようになったと。それには料金が生じるものなのか、今までみたいに、電話を受けたら、いついつ行くよと言ったときに、3日後に行くよと言ったら3日後に来てくれたのか、そういう細かい、町長は今、町民の皆さんに配慮する、社会福祉協議会の運営形態が変わっても配慮するようにしたいということ、それは私と今のやりとりは聞いていますよ。町民の人たちがわからない人もいて、今までも年間200件もやっていれば、そういういろいろな方があると思うのです。それらの方々に、町の広報で、きちっと細かいことも含めて、こういう形からこういうふうになりました、こうなりましたというのは、基本的には3月31日、4月1日で年度が変わるのですから、そのときに、4月1日号で周知していくというのが、何も傍観していたとかしていなかったとかという話ではなくて、それは町民の皆さんに、基本的な考え方だと思うのですが、その辺、どんなものでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 一番先にも答弁させていただきましたけれども、これら新しい業務の引き受けや体制が整った時点で、3月15日に、それぞれ今までの利用していた方々に、個別に郵送で周知をするということにしています。ですから、この部分については、個別に通知をさせていただいて、そこでまた発注者に対していろいろ御意見をいただきながら、またそれぞれ継続も含めてやっていただく。新しい部分につきましては、先ほども言いましたけれども、あいの里の交流センターの中の事務所はそのまま継続、使わせていただきますので、そこで連絡をいただくということはずっと継続させていただきます。そのほかに、社協だよりも含めて、町の広報含めて、その結果を周知していくと、こういうことにさせていただくことでありますから、今現在、事業を行っていただいて、かかわっていただいている方には、3月15日付でそれぞれ案内文書を出して、個別に対応させていただくということでもありますから、そのことについては、また繰り返しになるのですが、そういう対応と、さらにまた、窓口も継続してやるのと、そして社協だより、町の広報も含めて、その後は住民の皆さんに全体に知らず、そういう方法、活動をしておる、こういうことで、周知を全部図っていきたい、こういうことでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 私もこの質問をするに当たって、町民の方々のいろいろなお話を聞いてございますので、大体町長の熱いお話の仕方で大体理解しました。

今、3月15日でいろいろな会議が終わると、聞き取りもするというところでございます。

それで、技術的な話になりますけれども、広報の4月1日広報というのは、一般的には3月の二十七、八日に各自治会のほうに届くことになってございます。今どのようになっているか、細かいことは承知しておりませんが、3月の20日ぐらいまでに原稿を上げれば、町長も決裁されるのでしょうけれども、その中で広報として町民の皆さんのお手元に届くのが4月1日、1日前とか4月1日には届くということですから、私が言っている年度がわりにはきちっと、今、町長がお話しになった3月15日に云々、社会福祉協議会から離れる、個人の方が経営しているところに行く、今までどおり窓口もあいの里に開くということがあれば、料金はこうなるということになれば、町民の皆さんも安心して見守っていただけるのではないかと思いますので、その辺、どのようなのですか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ただいまの質問ですけれども、3月15日に整えば、その後、郵送して、個人に、今までのやつをやる。ただ、15日ですから、その最終的な決定によっては、広報の掲載が間に合うか間に合わないかでありますから、その辺については間に合うように努力をするということでありますから、その辺についても社協だよりとあわせて周知をできるようにしていくということと、今までの継続してきたことを含めて、個別にはしっかりと全部個人的に郵送した中で、その中身を含めて新しくなる、そういう制度の仕組みも全て周知をさせていただいて、それをまた広く広報の中で、また社協だよりの中で、広く町民の皆さん方にも周知していくということでありますから、それについては、そういう順次段取りの中で進めていくということでありますので、その辺については御理解をいただきたいなと思っています。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 社協だより、広報で、4月1日、町長は日にちは言わなかったのですが、4月1日号に間に合わせるということで私はニュアンスで受け取ったのですが、技術的にも、郵送して、戻ってきて、1週間もあればできると。長引いても25日にできたときに、4月1日号で上がるのか上がらないのか、これは非常に細かいことでございますけれども、その辺を私も町民の皆さんに聞かれていることが多々ありますので、絶対ということは、世の中、ないです。ただ、これだけのことで私も質問させていただいていますし、町長も答弁いただいています。間に合えば、4月1日に社協のたより、それと広報とに掲載するというようなお話になればいいのでございますけれども、その辺の考え方はどんなようでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大事なお知らせですから、当然、早いほうがいいということはそのとおりでありますから、ただ、原稿の締め切り、いろいろ含めて、そのときに間に合うように努力するのはもちろんさせていただきますけれども、その協議だとか、整う日にちがずれなければ、4月1日に何としても間に合わせるように、ここは最善の努力をさせていただきますというふうに思います。

また、社協だよりについては、社協の中でそのことも含めて、また、それぞれお聞きをしながら、調査が終わった段階で、どのように社協だよりに出すのか、ここはまた社協の中でも十分に検討していただきたいと、こういうふうにまた要請をさせていただきます。

以上であります。

○6番（大住啓一） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただいて、2問の質問がありますが、2番目のなくしたい孤立死については、この場での質問を保留させていただき、この場では国保世帯の子どもにかかわる均等割の軽減をとということで質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

医療保険制度の中で、国民健康保険には均等割というのが設けられていますが、均等割は、その世帯の子どもの数により課税されるという仕組みです。子どもの多い世帯は、特に国保税が高くなります。子育て支援の観点から、対応を考えるべきというふうに思いますが、この点について見解を伺いたいと思います。

医療保険制度には、国民健康保険制度のほかにも、全国健康保険協会管掌健康保険、協会けんぽ、組合管掌健康保険、組合健保などがあります。

これらの医療保険制度の中で、唯一、均等割という形で、0歳児から課税される形となっているのが国民健康保険です。そして、このことが、他の健康保険に比べて税負担が非常に高額になっている要因と言われています。さらに、これは多くの自治体の子育て支援に努力していることにも逆行している制度だと考えます。

全国知事会や各道府県の国保連合会としても、国に対してこの点の改善を求めており、国も一定の問題意識は持っているのではないかとというのが現状かと考えます。

そこで、2点伺いますが、一つ目は、まずはこの国保制度、今、北海道の国保連合ということでやっていますが、自治体独自で子どもの均等割を減免する例も全国では

出てきています。これらを研究、参考にして、本町としてもその取り組みを検討する考えはないか、伺います。

②ですが、①は国保の制度の中で町として考えられないかという趣旨なのですが、この制度から一步離れる形で、国保制度本体に対する独自支援策という考え方でなくても、既に町も医療費や給食で行っているとおり、多子世帯等への支援措置をやっていますが、そういう子育て支援策という観点での同じような取り組みとして考えられないか、似たような話なのですが、ちょっと観点が違うのですが、その2点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員の、国保世帯の子どもにかかわる均等割の軽減をの質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の自治体独自での子どもの均等割の減免についてですが、国民健康保険制度におかれましては、受益に対する負担である応益割と、能力に対する負担であります応能割に大きく分かれておりまして、本町では、法律に基づき、応益割に対応する均等割と平等割、また、応能割に対応する所得割の3区分をもって国保税額の算定、賦課を行っているところであります。

各医療保険では、それぞれの制度設計のもと、所管する各法律に基づいて運用がなされておりまして、国民健康保険制度は、子どもを含める所得がない加入者に対しても負担を求める制度設計となっております。そのために、低所得者に対応する応益割の軽減制度が設けられているところでもあります。

世帯人数に着目した算定方法である均等割は、国民健康保険の加入者であれば、子どもに対しても課税されますことから、加入者の負担感があるという認識は否定できないと考えておりますが、国民健康保険制度は平成30年度より広域化となりまして、本町は北海道が示す標準税率を採用して税率を設定するとともに、北海道と足並みをそろえて国保制度を運営しています。

現行制度では、子どもの均等割減免の制度を導入することによって、国民健康保険税の減収分につきましては、他の国民健康保険加入者、税率改正、また、あるいは町民全体、これは法定外繰り入れで負担しなければならないという財源の問題も生じます。

したがって、町の単独政策によって負担感を軽減することは、現時点では困難であるというふうに考えております。

2点目の、国保制度本体に対する独自支援策という考え方でなくても、町として行う子育て支援策という観点の取り組みの質問であります。現在、本町におきましては、本別町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、子育て支援を進めているところであります。

この計画は、本町の最上位計画であります本別町総合計画、さらには、健康福祉、

教育分野などの各分野の関連計画、また、方針との整合性、調整を図りながら、就学前の教育、保育などの子育て支援サービスを充実するだけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業、雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めようとする観点で策定されたものであります。

御質問の、子育て支援策という観点での取り組みであります。御承知のとおり、平成27年度に子ども・子育て支援法が成立される以前から、各分野におきましてさまざまな子育て支援策を展開してきているところであります。

主な施策を御紹介いたしますが、こども園、また、へき地保育所に通園、通所する児童の第3子以降の保育料の無償化、さらには、平成29年4月に大幅な見直しを行いました就学前教育、保育施設への利用者負担の軽減、また、誕生記念応援品として、オムツ用の埋め立てごみ袋の配布、こども園で実施しております各種サービスの本町の負担分、さらには、教育委員会では、本別町立小学校、中学校及び本別高校に在学している同一世帯の第3子以降の給食費を無償化するなど、多子世帯における軽減策を行ってきているところであります。また、乳幼児等の医療助成として、町内在住の18歳未満のお子さんの一部負担を無料とさせていただいています。

このことから、国保の被保険者のみを限定とした子育て支援策というのは、大変厳しい内容となるということでもありますので、その辺も十分御理解をいただきたいなと思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 1回目の答弁をいただきました。

もう少し、私のほうもちょっと調べてきたので、内容を少し話したいと思っておりますけれども、今、町長おっしゃったとおりの基本的な制度の中身だということも十分承知しているつもりですが、後で述べますけれども、法定外繰り入れという考え方も、自治体の考えによるところがかなり大きいという、国は、だめだよと、それは違反だよという言い方はしていないのですよね。ですから、それは後で述べますけれども、いろいろな例が出てくるということで、国保制度の中で何とかそういうことをやろうという意味でいうと、その法定外繰り入れというのは一つの基本になるのかなと。

あとは、本町は多分該当しないのですけれども、基金積み立てに余裕があるような場合とか、そういうことはあると思います。

ただ、町長おっしゃらなかったのですが、担当の方のほうが詳しいとは思っておりますけれども、均等割とはどういうものかということや、さっとちょっと言わせていただくと、町の例規集に載ってあるとおりのことですが、医療費分ということで、子どももかかるという意味で言っています。2万8,700円です、医療費分。後期高齢者支援金分で9,300円、介護保険分で9,600円で、これが均等割ということにかかっ

てくると。今の金額を合わせると4万7,600円なのですよね。ですから、これが3人いれば掛ける3というような数字になるから、町長がさっきおっしゃったように、2割、5割、7割でしたか、減免制度があるというのが今の走っている制度だというふうに思います。

町長もおっしゃったとおり、認識もあると思うのですが、やっぱりお子さんが2人、3人ということは、町としては喜ばしいことなのですが、その家庭からすると、もし軽減措置が受けられないような収入のある方だとなると、なかなかこれも負担は大きいというのも実態だと。これは実態ですから、そういうことだというふうに思っています。

ですから、これから述べますけれども、全国的に、今、私を手元にある資料では、全国で25の自治体が、いわゆる独自対策をやっているということで、冒頭に述べましたとおり、法定外の繰り入れを、これはほとんど使っているところだというふうに思います。

それで、特徴的なのは、圧倒的に市なのですよね。それは町長も十分おわかりのとおり、本別町は道の国保の連合会として動いているという形と、市は市独自で動いているという形なので、市がそういうことで多いというのは私も理解をしております。

ただ、国保制度という大きな制度の中では、これは市も連合会も同じだというふうに理解をしておりますので、もちろん市や町村の財政事情はそれぞれ違うし、それぞれの市が置かれている立場も違うと、そういう前提でももちろん話しています。

ただ、特徴的なのは、いわゆる津波被害に遭った地域がちょっと多かったりするのですよね。そういうまちが、例えば相馬市とか白河市、これは福島です。岩手の宮古市。ここは高校生の世代まで、世代までというのは、18歳未満でも高校生ではない方もいらっしゃるという意味だと思うのですが、高校生世代まで、所得制限なしで、第1子から減免しているという、これは市です。それから、あわせて全額免除ということもやっています。だから、それは財政事情とか、そのまちが置かれているその他のいろいろな要件で、例えば福島や岩手のまち、市はそういうふうに行っていると。それから、埼玉県は町村でやっていますね。私の調べでは三つのまちですが、これは多分、例えば3子以降は減免した残りの半分にするとかというようなことをやっているようです。だから、それぞれのまちの財政事情とか、考え方とか、取り組みで、私が調べている中では、全国で今現在25自治体ということで、その8割ぐらいが市だというのが今の現状です。

ただ、これは先ほど質問の中でも言いましたけれども、町長も御存じだと思います。全国知事会としても、ここを何とかしろという話をしているし、北海道の連合会も含めて、やっぱりこの制度、基本的に子どもに課すのはおかしいのではないかというような趣旨で国にも言って、国もそうだなと言ったのは平成27年らしいのですが、それから数年たっていますが、具体的な動きはないということなのですが、そう

いう認識はありつつも、なかなかできない、先ほど町長おっしゃったような事情、金額的な事情もあるのですけれども、そういう中で、国保制度の中でできなければ、子育て支援の一環の中に同じような考えでできないのかということが再度伺いたいことと、それから、認識として、国保の加入者の子どもたちの分だけというのは、ほかの医療保険制度に比べて不平等が生じるのではないかという趣旨の御発言だったと思います。それは一定あると思うのですけれども、でも、ほかの制度は、冒頭言ったとおり、子どもの数や何かで、いわゆる医療保険料というか、税と言わないですね、医療保険料に課せられるという仕組みではないですから、仕組みそのものが違うし、役場の職員の皆さんが入っているのは共済制度というやつだと思いますけれども、それも当然、子どもの均等割みたいなものはない。それは、多分それぞれの組合とか団体がいろいろなことで交渉しながら勝ち取った一つの権利だというふうに私は思っていますけれども、いずれにしても、同じような医療保険制度で走るなら、そこの部分は、基本は国の中において制度変更なりを考えていくし、国が支援している金額もふやすべきというのは基本だと思いますけれども、それが始まるまでに、先ほど25自治体がそういう独自の支援策を行っているということであれば、本町として何かできないかなというのが今回の質問の趣旨です。

ですから、例えば全額を支援するなどということは、今の財政や国保財政からいっても難しいと思っているし、道の連合でやっているという、そういう制度的なものも難しいとは思っています。ただ、例えば多子世帯への支援というような形の中で取り組んでいるまちもあるわけですから、本町で何らかの形を考えていくということも私はあっていいと思うし、これまで本町がいろいろなことで先進的に取り組んできた、とりわけ福祉関連のいろいろな施策があると思うのですけれども、高額療養費の関係などもそうだったと思いますけれども、このことは、多分、全国に広がっていくのかなと。国がやらないとしたら、やるまで広がっていくのではないかなというふうに思います。

私の調べでは、先ほど申し上げたように、十勝管内ではまだどこも行われておりません。ですから、制度研究とあわせて、可能なことはないのかということ再度検討すべきでないかというふうに思う次第です。

ちょっと長くなりましたけれども、そういう中身で進んでいるということです。

それで、金額、数字はなかなか担当のほうで計算は難しいというふうに聞いているから、余り細かいことは聞きませんが、普通に考えれば、では本町で子どもがいる世帯がどれくらい国保の中にあって、軽減策もあるのですけれども、何人くらいが対応になっているのか、なかなか調べるのが大変だと伺っておりますけれども、そういう実態も踏まえないと、仮に何かやるということになってもなかなかできないと思うので、考え方と、それから数字的なものをわかれば伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、子育て支援と、また国保制度の中における軽減策というのは、やっぱり一緒になかなか考えられないなというふうに思うのです。国保制度、特に制度が変わりましたから、これも先ほども申し上げましたけれども、これを軽減するとなると、相互扶助ですから、その分をほかの国保の制度にのっている方々に負担を上乗せするということになるということです。町でお金を出したらいいのでないのというかもしれませんが、町でお金を出すとすると、繰り入れすると、北海道はすぐ、これは財政再建計画というのをつくっていかねばならないと、そういう仕組みになっているのです。要するに出したらだめよということを行っているということなのです。ですから、そういう制度の中で、そこだけやっているというところがあるということではありますが、そこはよっぽど何か別な事情があったり、よっぽど私どもにはわからない何かがあって、そういう制度をやっているかと思うのですが、そこら辺は残念ながら私どもの参考にはならないなと思うのです。

子育ての部分につきましては、医療費の無償化などを含めて、本町としてはできる限りのことをしていますし、保育所も2人目半額、3人目無料化とか、できるだけの子育て支援については特に力を入れながらやってきているつもりでありますので、その中で、例えば財政再建計画を出しなさいともし言われなかったら、どのぐらいだったら、八百数十万円の財政出動が必要なのです。そんなことを含めてですけれども、そのような中での、今御質問されている部分について、この国保制度の中での取り組みをするということは非常に難しいことだろうなということで、重ねて申し上げるしかないなというふうに思います。

子どもの数、世帯については、担当のほうから答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 私のほうから、平成30年度、当初賦課時点において、高校生以下の均等割の数等について御説明いたします。

世帯数は124世帯、高校生以下の均等割がされている方が230人、金額におきましては758万8,600円。その内訳として、7割軽減の方が30人で34万2,000円、5割軽減が13人で24万7,000円、2割軽減が14名で42万5,600円、軽減なしの方が173名で657万4,000円です。合計で758万8,600円になります。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 高校生以下の年齢の方がいる世帯が124世帯ということで、それらが230人のお子さん、758万8,000円という負担がされているということで、それぞれ7割、5割、2割の軽減がされている件数と人数と金額をいただきま

した。

先ほど来の町長の答弁で、制度の中で町村として手を加えていくということは、支援をしていくということはなかなか難しいのだということでもあります。ですから、そういうこともあって、②で言ったとおりで、制度でそういうことだし、北海道の連合会ができてまだ2年目という形の中で、やれるとしても、いきなりということにはならないだろうということもあって、本町が独自に行っている子育て支援という中で、例えば先ほど全国の例では、7割、5割、2割軽減されているところで、残りますよね、幾らかの負担が残る。その、例えば半分を支援しているという、いわゆる7割、5割、2割軽減されているところは、それなりの所得もそんなに多くないというような判断なのか、そういうことも含めて軽減措置されていると思うのです。軽減措置されているところに、町村や市として、残った部分を、私の調べでは半分というところが多いようなのですけれども、その金額的なものがどうかということは、私は今いただいたデータではわかりませんが、全体が760万円弱くらいなので、その部分もそれなりの金額だと思いますけれども、いずれにしても、金額的にはそんなに難しい数字ではないのだろうなというふうに思っております。

ただ、町長が何回も言うし、町長もいろいろ責任ある立場だとは思っていますけれども、やっぱり独自対策としてやる分には、国保制度から離れていけば、これは僕は可能だと思うし、金額的にも、今、具体的な金額が示されたので、国保の国のほうからどうこう言われたいような形で検討できるのではないかと、研究できるのではないかと、ということ再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 国保に加入している部分に限定するという点についても、またちょっと問題かなと。問題かなということは、ほかの制度に加入している人がたくさんいるわけですから、そこだけをとってということになると、やっぱりちょっとこれは公平性に欠けるし、それでなくても難しい状況なのに、そこだともっと難しいかなと思うのです。

先ほども申し上げましたけれども、やっぱり子育て支援とかで全体にかかわるものでしたら、いろいろ取り組んでいますけれども、そういう観点でまたいろいろなことができるかなということについてのいろいろな御意見だったら、私どももいろいろまた検討することも、それはあるというふうに思うのですけれども、今の御質問の国保制度の中の均等割で、このところについて、金額的にはそうでもないから、ほかのもので何とかカバーできないかということでもありますけれども、これは子育てをしている世代、言ってみれば高校生、18歳までの方全体にかかわることであれば、いろいろな方策も考えられるのかと思いますけれども、国保に加入しているということだけで、その部分だけを突出しても、なかなかこれは行政の立場からすると難しい判断かなと。さらにまた、それ以上の、先ほど言った再建計画とか何とかと、そういうこ

とはまた別にしても、そういうところでは、やっぱり全体にかかわることでは何かあるのかなと、そういうことでありますので、今までやってきていることも含めて、またそこはいろいろな御意見もいただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 国保に加入している世帯のお子さんの関係だけということなので、全体ではないという御認識だということは、それは言っている意味もよくわかります。

ただ、冒頭申し上げたとおり、子どもに均等割をかけている制度は国保だけなので、ある意味、これはそういう全体とか何とかということではないと思うのです。逆に制度のことを今ここで議論するつもりはもちろんありません。ただ、認識としては、全体と言ってもいいと思うのです。ほかの医療制度では子どもに関するそういう負担はないわけですから、親の負担はあるのでしょうけれども、そういうことですから、国保のみが子どもの数でそういう負担割合が出てきて、ほかの後期高齢者とか、それから介護保険などの負担も均等割であるということですから、それはここで制度を変えるということにはもちろんならないので、ただ、認識としては、決してそのことが国保に入っているお子さんがいる家庭のみだということでは私はないと思うのです。それはやっぱり本別町で子育てをしている御家庭の一つとして、こういう数字があらわれてくるし、そこに支援することは、国保の加入者だけということではなくて、お子さんのいる支援の中の一つだというふうに私は考えてもいいのではないかなと。それは町民の皆さんの理解も得られるのではないかなというふうに思っているところです。

その辺についても再度伺いますし、私が今回、これを質問したのは、そういう御答弁だろうかと、制度もあるしというふうに思っております。思っておりますけれども、冒頭申し上げたとおり、例えば高額療養費の委任払い制度というのは、十勝の中で十二、三町村しかやっていないところを、本別も手を挙げて、中間くらいから始めて、今、当たり前のような制度になっていますよね。だから、私の考えとしては、国保の子どもの負担の部分は、制度的に見直されていくものだというふうに私は勝手に思っているのです。だけれども、現状では、ほかの医療保険制度と比べると、ちょっと子どもがいる家庭に対して不公平というか、負担が多いのではないかなというのが率直にありますし、歴史的に調べると、人頭税というのがあったそうで、平安時代だそうです。だから、子どもをこれからこのまちでいっぱい産み育てていこうという本当の大きな計画から見ると、ちょっとブレーキになっている制度だなと私は思うものだから、では町村でできることはないのかなというのが今の基本的な考えなので、その辺を最後に伺いたいと思ひます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 制度の中にこういう仕組みがあるということは、先ほど御質問

にありましたように、北海道国保連合会もこのことについては、制度の見直しについて要請をしていることは、全会一致でその要請をしているということですから、これはそのとおりでありまして、ですから、国の法律、制度の中で、やっぱり考えを変えていただくというか、制度を変えていただくことが私は一番だなというふうに思うのです。

ただ、私どもに、町村でできることはないかということですがけれども、町村でできることの子育てについては、本町は十分ではもちろんないですがけれども、それぞれの対策を講じてきているということも、ここは御理解をもちろんいただいていると思うのですけれども、そういうことでありますので、この制度については、やっぱり根本的なものを解決していただくという方向のほうが、私どもはやっぱり一番これは願いとしては大事なところでないかなというふうに思いますので、そこについては、私どもも国保の連合会の中で、理事長初め本当に皆さん方が積極的にこの要請に向かっていますので、私どもも国保の道の総会、また、全国大会なども、本当に全国からみんな集まって要請するわけですから、その中でも大きなスローガンの一つにして取り組んでおりますので、そのことについても、私自身もそれぞれ歩調を合わせて、この制度の見直しについては臨んでいきたいなというふうに思っておりますので、そのほかのことができることについては、しっかりまた別な角度で実施をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

以上であります。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番水谷令子議員。

○1番（水谷令子） 議長の許可をいただきましたので、通告しました義経の里本別公園について一般質問を行います。

本別町開基120年に向けて、本別の特性に磨きをかけ、新しい人の流れをつくるために、本別公園の魅力的な活用について伺います。このことは、長寿健康まちづくりを進める意味でも意義あることだと思えます。考え方を伺います。

本別公園の魅力は、市街地からとても近いところにあり、神居山、諏訪山、義経山に囲まれ、それぞれの山には、神居山のカムイはアイヌ語の神様、神のいる山、諏訪山には諏訪神社、義経山には義経神社があり、四季折々の自然の美しさ、山頂の展望の雄大さ、神居山展望台西側には河岸段丘の地形が眺められ、本別町を一望できます。このことは、河岸段丘のまち本別として、過去に小学校の教科書に紹介されています。

展望台東側には、今から500年前の地層が見え、この地層から、タカハシホタテ、デスモスチルス、ヒゲクジラ、モクセキなど、化石が多く発見されています。

植物の種類も多く、300種類以上もあり、まちの花、エゾムラサキツツジは、絶滅危惧種になっている貴重な花です。5月には、エゾムラサキツツジとヤマザクラが一斉に開花し、本別公園に美しさが広がります。まちの文化財であるヒカリゴケ、マメシジミが生息し、豊かな自然を活用した学習と、自然保護と、生態系を学ぶ魅力ある場所でもあります。

また、多くの人々がキャンプやつつじ祭り、肉まつり、ツリーフェスティバルなどのイベント、遊歩道に訪れ、楽しんでいきます。

そこで、魅力あふれる本別公園の活用について、次の考え方を伺います。

本別公園内と神居山遊歩道にある句碑や歌碑の説明看板の設置と、遊歩道の倒木の対応について。

本別公園内には斉藤栄山句碑、土蔵培人歌碑があり、神居山登山口から諏訪山には臼田垂浪句碑、新津澹如句碑、花の本聴秋句碑の三つの句碑があり、本別町の歴史と文化を感じることができます。

ところが、読み方が大変わかりづらく、説明看板がありません。説明看板があれば、自然の中で先人の方々の思い、句碑や歌碑の詩情に触れることができ、親しみを感じると思います。

また、ミズナラの多い美しい遊歩道は、ボランティアの方により修繕されたり、倒木を排除したりしてきました。しかし、専門の方が必要な倒木は、これからの倒木に対する対応について伺います。

2、木製のアスレチックの増設、滑り台等、遊具の管理、交通公園の標識について伺います。

アスレチックは、平成2年から3年に設立したと伺っていますが、年数もたち、ペンキの塗りかえ、壊れて使用していないアスレチックの修繕、危険な箇所への補修が必要だと思えます。

また、増設する考えはあるでしょうか、伺います。無理であれば、長い滑り台もペンキの塗りかえ、もっと滑りやすく修理をしてほしいと思えます。

本別公園は昭和50年にできたと伺っています。交通公園は昭和56年にできたと伺っています。北海道では、函館と本別に2カ所しかない交通公園です。交通公園も、横断歩道や標識を見やすくする、踏切や信号機の修繕、ペンキの塗りかえが必要だと思えますが、見解を伺います。

3、公園内の親子で楽しめる散策コース、まちのマスコットキャラクター、元気くんを活用について。

本別公園は、幼児や小学生を連れた家族連れが多く遊びに来ています。

そこで、元気くんを探して歩く散策コース、また、そのコース内で、親子でふれあ

うコース、例えばけんぱをしたり、おんぶをしたり、抱っこをしたり、けんけん飛びをしたり、後ろ向きで歩くなど、楽しくわくわくふれあうおすすめコースの設定をすることについて、見解を伺います。

4、本別公園での限定商品、元気くんの検討について。

義経ロマン本別公園とうたっていますね。限定商品があったほうがよいと思います。一つの提案として、従来からある布製のふわふわ元気くんにカブトをかぶせて販売する、このことの検討について伺います。

5、公園を活用したクロスカントリー、冬の歩くスキー等について。

3年ほど前に、毎年4月に行われていたクロスカントリーの復活はできないでしょうか。道内でも春先一番に行われていた本別クロスカントリーは、釧路、北見、旭川、札幌からも集まり、小学生から大人まで参加し、復活を望む声を聞きます。中止になった経緯も伺いたいです。

また、開基120年に向けてのスタートの春のイベントとしての取り組みとしてできるか、考えを伺います。

冬の公園活用として、歩くスキーは、おすすめコースを設定することはできるでしょうか。現在も町民の方や町外の方で歩くスキーを楽しんでいる方がいることから、人の流れをつくることができるとは思います、考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 水谷議員の1点目の、本別公園内と神居山遊歩道にある句碑や歌碑の説明看板の設置についての質問の答弁をさせていただきますが、現在、該当する8基の句碑や歌碑につきましては、ふるさと学習、ほんべつ学の一環として、本別の文学碑のハイキングを開催するなど、本別町の文芸活動の歴史を学ぶ取り組みに活用されております。

また、本別町の公式ホームページにおいても、これらの句碑や歌碑について、歴史民俗資料館の資料を用いて、観光情報、見学先の資料として紹介をしているところでもあります。

本町における先人たちの文化活動の足跡の一端をたどることは、大変意義深いことだというふうに理解しつつも、これらが設置をされた年月を見ますと、古いものでは昭和初期に建立されたものもありまして、その当時、なぜこの公園の敷地内に、また、あるいは遊歩道を選んで設置されたものなのかということが、現在となっては先人の意図や目的を推しはかることは難しい一面もあることも事実であります。

したがいまして、今後、これをどのように生かしていくことが、後々の本別町の魅力ある特性となし得るのか、また、意義を深めて価値を高めていくこととなるのかを、結果としてそのことが強い力を持つ観光資源となり得るのか、また関係団体や、それぞれお世話もいただいている関係者の皆さん方にも十分連携をとりながら、意見をお伺いするなどして、有意義な活用方法を含めた整備のあり方について検討してまいり

たいと思います。

次に、遊歩道の倒木の対応ですが、本別公園のエリア内における神居山遊歩道及び義経山の遊歩道については、平成28年8月の台風で被害を受けたところでありまして、義経山遊歩道の一部は痕跡も残らないほど大きな被害を受けたところでもあります。

また、御質問にありましたように、神居山遊歩道の一部分については、倒木が遊歩道に横たわる箇所がありますが、巡視により、直接的な危険を及ぼすことはない状況ということではありますが、以前にも水谷議員から御質問いただいて、この遊歩道、せっかくの遊歩道に倒木がそれぞれ支障を来すということもあって、早い撤去の御意見もいただいたところではありますが、それぞれ建設課を中心に、直営も含めて検討してきました。想像するよりも太いというか、本当に大木でありまして、これを本当にチェーンソーで切って、滑落したらどうなるかなどなど、いろいろ担当のほうも業者の方も含めて御指導いただきながら検討しました。かなり時間がたってきましたけれども、このたび、それぞれ直営の中で、いろいろ工夫しながら、この倒木の整理をするということと決定をさせていただきました。もう少し、時期になると、新年度までには、この部分については、それぞれ毎日楽しみに散策いただいている方に本当に支障のないように、しっかり整備をしていきたいと、こういうことになりましたので、あわせて報告させていただきたいと思います。

そのほかの問題、ふだんのものについては、それぞれ大小含めて、こういうことがありましたら、森林管理署も含めて要請をしたり、また、直営でできるもの、また、それだけでなくいろいろ技術的に必要なものについては、それぞれ必要な措置をとりながら、せっかくの本別公園一帯の遊歩道、そしてまた、観光資源の大事なルートをしっかりと確保できるように努力していきたいなというふうに思います。

次、2点目のアスレチックの増設、また、滑り台などの遊具の管理、また、そして交通公園の標識の御質問であります。まず、アスレチックの増設と滑り台等遊具の管理ですが、現在の義経の里本別公園内にありますアスレチック遊具、滑り台については、当時、平成元年から3年計画で始まりましたふるさとづくり特別対策の義経の里整備事業で整備をさせていただきました。

最初に、遊具の管理状況ですけれども、現在は、遊具は設置から30年ほどが経過しましたから、それぞれ老朽化しているものなど含めては、公園管理人の定期点検によりまして、アスレチック遊具や滑り台など、補修を随時行いながら維持管理をしているところでもあります。

特に滑り台、あれはパイプ状になっていますから、転がりが悪いなどなど含めては、常に気を配りながら、管理のほうで油を差したり、また、余り危険の多いような流れにならないようなことも含めて、しっかり管理しながら、また、ゴンドラを引くものについては、ロープがだんだん細くなっていくなどなど、これらも含めて常にけがや

事故の起こることのないように点検をさせていただいています。

増設ということにはなかなかありませんけれども、実はこれらの一帯の施設、今14あるのですが、これらを平成21年度の国の政策で、都市公園の施設の長寿命化計画というのを策定することになりまして、これを策定してまいりました。それで、公園内にある遊具の点検をしながら、計画的な更新、また修繕、これを10カ年計画を立てて公園施設の更新をしてきておりまして、平成30年度におきましても、長寿命化計画の10年目の見直しによります点検や健全度の調査を実施して、改めて公園施設の更新や補修、修繕の10年計画の見直しをしてきたところであります。

このために、本別公園にありますアスレチック遊具や滑り台の遊具につきましても、その計画に基づきながら施設管理をしていく予定でありまして、現在の長寿命化計画の中では、増設の計画としてではなく、更新による計画となっています。更新といっても、そっくりそのままということではありませんので、更新時期には少しずつ、公園の遊具として、より楽しんでいただいたり、効果的なものを、それぞれまたいろいろな御意見をいただきながら対応をして、更新にしっかりと進めてまいりたいというふうに考えています。

また、交通公園の標識の御質問でありますけれども、現在、交通公園の運行につきましては、本別町交通安全協会に委託をさせていただいていますが、ふだんの運行に当たりましては、コース内の標識や路面の標示、また、舗装の補修につきましては、協会からの要望も聞きながら、随時、点検や修繕を行ってきています。

その中で、標識は、御質問ありましたように、それぞれの大事な標識でありますから、昨今は日本語だけでなく、外国語、特にインバウンドの観光客に対応する標識も必要でないかというような御意見もいただいておりますので、これらも含めて順次整備をさせていただければなというふうに思っています。

次に、3点目の、公園内の親子で楽しめる散策コースについてであります。御承知のとおり、本別公園は町民の皆様の自然にあふれる庭園でありまして、御家族連れで毎日でも来ていただきたい、共通の財産でもあります。

町民の皆様はもとより、町外からも多く御来場いただきますし、また、魅力度を高めるためには重要な取り組みであるというふうに私どもも思っています。

公園内の草花や野鳥といったことをテーマに、来場者のコミュニケーションが増加することや、なおかつ、写真映えがする要素が数多く存在することなど、公園ならではの自然と会話がはずむような、そういうコースが最も大切だというふうに思われておりますので、自然を阻害することなく、より自然環境との調和が図れるような散策コースの創造がどのような形ができるのか、前向きに検討してまいりたいと思っておりますし、今、御質問にありましたように、本当に家族、親子、友人含めて、楽しくわくわくするようなコースも、これはどのようにしたらそういう散策コースになっていくのかということも含めて、検討をしてまいりたいというふうに考えています。

また、4点目ですが、本別公園限定の元気くんの検討についてですが、これまでも本別公園内の物産センターで町内事業者が製造いたしました元気くんを活用したお菓子類も販売させていただいておりますが、限定商品にまではまだ至っていないのが実態であります。

御質問のとおり、この観光地ならではの、あるいは、その観光施設ならではのといったおみやげ品や来場記念となるものは、来場者の満足度の向上やPR効果など、付加価値を高める上で最もこれも有効な方法だというふうにも考えているところです。

また、限定商品が地域の資源を活用することや、また、地元企業がかかわることで、地域経済の振興にも大きく寄与するということになるということでもありますから、今後とも観光協会の加盟事業者を初め関係機関、団体に働きかけて、それぞれ特産品の開発のまた補助なども有効に活用していただきながら、積極的に特産となり得るような、また、本別ならではの、そういう商品開発もしていただけるように働きかけてまいりたいというふうに思います。

次に、5点目ですが、公園を活用したクロスカントリー、また、冬の歩くスキーなどについての御質問ですが、公園を活用したスポーツの振興という面では、御質問にありましたように、春一番で、スポーツのクロスカントリー、本当に道外、各地から来ていただいて、自然のコースの中でのクロスカントリーを楽しんでいただく、そういう大きな事業を、体育協会を中心に開催させていただきました。

残念ながら、議員からも質問ありましたクロスカントリー、長年にわたり開催をさせていただいたのですが、台風の被害などを含めて、コースがやっぱりかなり荒れているということも含めて、残念ながらコースを変えながら取り組んでいるということでもありますけれども、この中で、どうしてもそういう状況含めて取りやめざるを得ないということになりましたけれども、現在は行われていない中での御質問だというふうに思いますが、これらは、冬の歩くスキーもそうですが、教育委員会でもそこら辺については、体協と含めて、クロスカントリーがいいのか、また、それに類する、本別の体育協会、健康・スポーツ推進の宣言のまちとして、また、積極的に取り組んでいたこのクロスカントリー的なものを何とか本別のまた大きな事業としてできないかと、今それぞれ検討、協議をさせていただいていることも事実でありますので、どのような形になるかは、決定はまだ先でありますけれども、少しずつでもそれぞれの思いがまた復活できるような、そういう方式を要請をしながら、また、教育委員会も中心にしながら、体協と一緒に考えていければなというふうに思っています。

冬の歩くスキーの関係ですが、これは教育委員会でもスキーの貸し出しをしているところですが、現在、利用ニーズが非常に低いということもありまして、近年、二、三件、多くても四、五件というぐらいの貸し出しというか利用の実態となっておりますが、この利用においても、本別公園の利用だけではなくて、利別川の河川敷地の自宅に近い場所を利用されているという方も非常に多いということでありまして、

この中で、現状、公園を活用したものとしては、遊歩道を利用したウォーキングが何といっても主力でありまして、今後におきまして、スポーツを観光資源とした取り組みが新たな交流人口のきっかけとなることは、これは御質問のとおりだというふうに私どもも理解をしています。

教育委員会といたしましても、また2年後の2021年に開町120年及び健康・スポーツ推進のまち宣言から35周年の節目を迎えるという中で、記念スポーツイベントや、その後も継続したスポーツイベントとなるように、それぞれ模索すべく、先般、関係団体等の皆様とも協議、検討をしていくことといたしましたので、事業の推進に際しましては、また御支援も御協力もいただけますように、また逆にこの場でお願いをしたいなというふうに思います。

本別公園につきましては、この間、公園を大切に思う多くの町民の方々が中心となり、来場者へのおもてなしの気持ちによる主体的なボランティアで、長年にわたり整備をしていただいた経過があります。まさに協働の精神の中で維持、発展してきた施設でありまして、本当にこの公園は他に類を見ないほど自然に恵まれた、また、天体から地層から、古代の生物から、また、樹木から花から、本当にありとあらゆるものが凝縮した、まさに癒やしのスポットだというふうに思っています。春になれば釧路方面から、その場合はバスで、また、十勝管内からも遠足、バス含めて、たくさんの来場があり、昨今は老人クラブなどなど含めても、この道路網を利用して、釧路方面、また、それぞれ札幌方面からも非常に来場が多くなってきている公園でありますから、改めてこの公園を維持管理していただいて、またボランティアしていただいた、それぞれ献身的に支えていただいた皆様方に感謝申し上げながら、今御質問いただいた、この歴史に残る句碑、歌碑、そしてまた名所名跡の説明の看板類をどのようにして有効的に、また、基本的には国有地でありますから、そこに迷惑をかけないように、設置の方向も含めて、十分に検討しながら、この公園の有意性、また、利便性をさらに高めていきたいなというふうに思っています。

町民の皆様はもとより、東北部、東十勝でかけがえのない公園でありますので、利用者の皆さんに喜んでいただける施設となるように、さらに創意工夫をしながら運営をしてまいる所存でありますので、さらに特段の御理解、また御支援もお願いして、長くなりましたけれども、以上、御質問の答弁とさせていただきますと思います。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） ①の句碑、歌碑の説明看板設置に関してですけれども、5年ほど前に調査が行われていると思います。設置に向けて取り組んでいただけたらと思う町民の方々が多くいました。それがなぜこのように時間がかかっているのか、見直しがあるのか、伺います。

遊歩道の整備に関しては、ボランティアの方の手を借りながら行うことも可能だと思いますし、呼びかけてみてはいかがでしょう。また、今までもそのように行ってい

たと思います。ただ、専門家の手が必要な修繕に関しては、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

町長は、31年度町政執行方針で、職員一丸となって、スピード感、説明責任、コンプライアンスをしっかりと心に刻み、時代のニーズに的確にとらえ、さまざまな事業に対し積極的に取り組んでいると述べています。このことについて、伺います。

②ですが、アスレチック遊具、滑り台、交通公園、今、子どもたちには、スマホを使わない日、テレビを見ない日、ノースマホデー、ノーテレビデーの提案が出されています。自然の中で季節を感じて体を動かして遊ぶ遊具は必要不可欠だと思います。もちろん安全性が一番大事だと思います。

町長の答弁から、更新していく考えを伺いました。増設はなかなか難しいと考えます。

そこで、ふわふわドームなど、イベントに導入することは可能でしょうか、伺います。

③公園内の親子で楽しめる散策コースについては、元気くんの活用はできるのかどうか、再度伺いたと思います。

最近のパンフレットでは見ませんが、これまで四つのおすすめコースとして、①ファミリー向けコース、②樹木観察コース、③神居山登山コース、④自然と歴史の魅力コースなどがありました。このコースをぜひ広く発信していただきたいと思いますが見解を伺います。

④本別公園限定商品元気くんに関してですが、限定商品は、そこに行かなければ手に入らない特別感があります。この御検討をぜひお願いしたいと思いますが、ふわふわ元気くんのマスコットは非常に人気がありまして、私自身も本州に送ってほしいという声がありまして、送ったりしています。ほかの方からもそういう声も聞きますので、元気くんの活用はできるのか、お伺いします。

⑤クロスカントリーに関しましては、体育協会が中心となっていたという見識があります。高齢化も進み、なかなか大変だということで、一時、今中止になっていると思います。ただ、これから開基120周年に向けての春一番のイベントに向けての導入はできるのか、伺いたしたいと思います。

また、歩くスキーの貸し出しなど、今、減少しているということですが、歩くスキーの貸し出しの発信などもしてみたいかと思えます。見解を伺います。

町長におかれましても、本別公園の特性を利用した活用など、本別公園の魅力を十分に認識していると思えました。本別公園は、今は都市公園として知られていますが、その始まりは昭和初期、夏川石五郎さんとヤエさんの御夫妻の血のにじむような努力から生まれた夏川公園が始まりです。公園内には、夏川公園創設70周年の記念碑があり、設けられています。本別公園には物語があります。義経伝説にまつわる歴史や、アイヌ伝説もあり、不思議な魅力を漂わせ、人の心を和ませてくれます。まさに歴史

と文化、自然が融合する地です。本別町の特徴ある魅力を町内外に発信していくことは、本別町の活性化、まちづくりに不可欠だと思います。これらの考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますが、もし漏れているところがあったら、また御質問いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

特に公園内の説明看板ということでありますけれども、5年前に調査、検討したということでありますけれども、5年前もそうですけれども、きょう、名前を言ってあれですけれども、ここに森岡さんが来ていただいて、もう長い間、これらの調査も含めてしっかりしていただいたり、遊歩道を本当に第一義的に整備していただいたり、まさに本別の公園の整備も含めて、また、その伝承も含めて、大変なお力添えをいただいて、その中で、歌碑、句碑だけでなく、それぞれ名所名跡含めても、そのいわれだとか経過だとかをしっかりとどめておく、また、石に刻まれた文字がだんだん風化して読み取れなくなるものですから、それらも含めてきちっと整備して、そういう説明ができる看板というか、そういうものが必要ではないかということで、それはずっと歴史のある本別公園をもっともっと利用していただく方によく理解していただく、そしてそれをまた後世に伝えていく、こういう意味で、すごく力を入れて御協力いただいているところでありますから、それを含めて、私ども役場のほうも、担当者を中心に、そのことにしっかりとこういう思いを伝えながら、本別の公園をしっかりと発信をしていこうと、こういうことで取り組んできましたけれども、それぞれその中で、自然災害や何かがあった中で、今までも何度かそういう質問にも答えたこともあると思うのですが、ただ、あそこは国有林でありますから、その中で、ここで言えば森林管理署のお力も借りながら、しっかりと災害に遭ったところの整備だとか、今設置している歌碑、句碑も含めて、そういうものの整備、環境も含めてお願いをしていって、また、そのやりとりも含めて、言ってみれば相手のいることです。ですから、すぐすぐできませんけれども、そのようなことで要請しながら、機会があれば、またそれだけの財源も含めて、できたときにはそういう協力もするというのもいただきながら、順次、できるところは町の独自の直営も含めて、また、業界の協力もいただきながらやってきているところでありますが、そういう意味では、今、先ほど答えたように、これらをどのように設置することが一番有効で、また、後世に伝えていく有効な手段になるかを含めて、今検討しながら進めています。

例えば、その句碑、歌碑の前に置くということが許される場所と、そうでないところ、中にはあるかと思しますので、例えば遊歩道、登山道に上がる前に、その説明をする一覧の説明、ガイドを置いて、それを見ながらしっかりと散策していただくとか、そういう方向だとか、例えばの例ですが、そういうことを含めて、それぞれ今まで御支援いただいている方や、また、関係機関とも協議しながら、設置を進めていき

たいなというふうに思っておりますので、そのときにはぜひまた御意見もいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

遊具についてですけれども、本別の公園のよさは、家族で、子どもたちが特に安心して遊べるという意味では、自然の中での遊びがやっぱりメインでありますから、その中で、交通公園のゴーカートがあり、また、かぶと池のボートがあり、そしてアスレチックがあり、滑り台がありという、そういうことで設置させていただいています。ですから、あそこに大きなものをまた設置するという、そういうイメージではなくて、今あるものを中心に、しっかりと更新をするということで、危険度のない、また、安心して利用していただくものを更新していくと、そういう計画の中で今進めさせていただこうと思っております。更新の中では、それぞれ時代とともに、またいろいろこういう機種がいいとか、こういう材料がいいとかということで、そういう変化はきつとあると思っておりますけれども、そのような方向の中で、より楽しみを持っていただけるような遊具を整備していく、こういうことで原形をつくっていければなというふうに思っております。

また、3番目の質問、ちょっと私もわかりづらかったのですが、元気くんの活用ができるかどうかということですので、申しわけございません、もう一度またちょっと御質問いただければと思っております。

4番目ですけれども、ストラップの元気くんのマスコットですけれども、これは本当に大変人気が高いということでもありますから、本当にこういう面では、それぞれいろいろな来客、また、人への購入もそうですけれども、町のお客さん方にまた記念としてプレゼントするというのも含めて実施をさせていただいていますが、これらも含めて、さらに元気くんがうちのマスコットとして、さらに広く使っていただけるような方法も十分考えていければなというふうに思っておりますが、これとあわせて、それぞれの本別ならではの元気くんを活用した、またそれぞれの商品の開発などを含めても、先ほど申し上げましたように、しっかりとまた業界の皆さん方に御協力もいただきながら、本別の特産になり得るような、そういう商品の開発もまたあわせてお願いしたいなと思っております。

今は、最中はそうですけれども、直接元気くんの形をしています。あと、それぞれおやき、どら焼き含めて、スタンプでやっていただいているとか、元気くんを必ず商品の中にあらわしていただけるような、そういう商品がふえてきていることも事実ですから、また、私どもがそう簡単に考えるようなことではなかなかできないかもしれませんが、そこは業界の技術をさらにまた活用していただきながら、また御協力いただければなと思っておりますので、そういう発信もしていきたいなと思っております。

5番目については、教育委員会のほうから答弁させていただきますが、これも本別公園の認識でありますけれども、私も本当に子どものときから、遠足は必ず本別公園でありましたから、夏川公園の由来も、それは私もかなり興味を持って歴史をひもと

きました。そこに義経弁慶ロマンの会含めて、観光協会として全道の八つの自治体加わって、などなど含めてでありますから、そういうどこへ行っても本町の観光の中心、また、歴史、文化、そしてそれぞれ先ほど言いましたように、天体から地層から歴史から古代から含めて、また、八十八カ所巡り霊場、また、歌碑、句碑含めて、それから諏訪神社の合祀、これら含めても、本当にありとあらゆる面で、これはほかにない、本別公園というのはすばらしい公園であるということでもありますから、そのことは十分に認識しているつもりでありますので、何よりもこれは本別町の宝でありますから、これをしっかりとこれからも本町の大事なシンボルとして活用させていただく、そういう意味では、本当にあの時代から、開墾していただいた、感謝祭にも参加させていただきましたけれども、夏川さんの先々代の御苦勞、そこにまた大きなボランティアの方も、今ではボランティアと言いますけれども、いろいろな方がかかわっていただいて、あれだけの整備をしてきたという、そういう歴史も私もいろいろ聞いているところでありますので、そのことをしっかりつないでいくという、何回も申しますけれども、本町の大きな財産、宝でありますから、それをしっかり守って、発展していければと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 水谷議員の公園を活用したクロスカントリー、冬の歩くスキー等について、御答弁をさせていただきたいと思います。

自然豊かな本別公園につきましては、一定の面積を有していることから、軽スポーツや歩くスキーなど、各種スポーツ活動の場として大いに活用できる場所でもございます。現在は、町民がみずから遊歩道を活用したウォーキングが柱となっておりますが、ほかのスポーツやレクリエーション等につきましても、町民、住民ニーズの把握に努め、関係機関と協議しながら、その実施の有無について検討してまいりたいと考えているところでございます。

クロスカントリーの部分でございますが、この部分につきましては、先ほど町長から答弁があったとおりでございますけれども、長年にわたりクロスカントリーを続けてまいりました。しかしながら、公園エリア内の公道におきまして、交通規制など、多くの制約を受けたことから、残念ながら中止しているところでございます。

また、歩くスキーにつきましては、今、ニーズが少なくはなってきてございますが、冬期間におけるスポーツ振興という観点からいえば、この部分も大変重要だと思っておりますので、現在、本別町歩くスキー用具貸出要綱等もつくってございますが、その辺の見直しも図りながら、貸し出し場所の変更等も今後検討してまいりたいと思っております。

2021年になります本別町開基120年記念事業の部分につきましては、私どもといたしましては、クロスカントリーを頭にちょっと入れてはおりません。今現在、私どもが思っているのは、開町120年のまちづくりに対しまして、スポーツで何か

まちづくりに寄与できないかということで、今、スポーツによるまちづくりという観点から、スポーツイベントをぜひとも開町120年にあわせて開催をしてみたいと思ってございます。

12月に体育協会、それからスポーツ推進員のトップの方と理事者の方にお集まりいただいて協議を進めてございまして、2月にはスポーツ推進員、それから体協の役員さんを集めまして、スポーツイベントに関する体制づくり等について協議を進めているところでございます。まだ初歩の段階でございますが、じっくり町民の皆さん、それから体育、スポーツ関係の皆様の意見を賜りながら、何とかスポーツイベントを成功させていきたいと思っておりますし、このスポーツイベントが継続して今後続きますよう、私どもも努力してまいりたいと思ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 御質問のときに、イベントのときにふわふわドームを活用できないかという御質問がありました。公園の、まず5月のつつじ祭りのふわふわドームの協力をいただいて、源休亭の横のホットステージの間のところ、あそこでやらせていただいて、また、きらめきのときには、大きなふわふわの球が二つあるのですかね、大型のやつをそれぞれ、あれは勝毎さん含めて御協力いただいて、大変なにぎわいを持っているということでありまして、子どもたちの大きな歓声が上がって、みんなで遊べる大きなイベントとなっておりますので、そういうようなイベントのときには、いろいろそういう子どもさんたちの遊びだとか、さらにまた注目をいただいたり、また、イベントそのものを盛り上げていただけるような、そういう方法の御協力も、関係機関含めて、御支援いただいている協賛団体も含めてお願いしながら努めていきたいなというふうに思っております。中には常設しているところもあるかもしれませんが、常設しても、なかなか私ども、このまちの中としての器で厳しい状況でありますので、そういうイベント、節目、節目にまた御協力いただくということにしていきたいなと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 1点、句碑と歌碑のある場所なのですけれども、諏訪山、神居山、この土地なのですけれども、国有林と私有地があるのですね。それで、句碑と歌碑のあるところは私有地だと認識しています、私は。その見解を、違うところがあるのかなというふうにも思っているのですけれども、そこを伺いたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 水谷議員の御質問でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、それぞれ全てがということではございませんので、おっしゃられるとおり、例えば土蔵培人様の歌碑ですとか、川上さんの顕彰碑だとか、そういったもの

は民有地でございますし、また、諏訪神社についても民有地だというふうに私どもも押さえてはおります。

ただ、一部そういった国有地ということでもございますので、いろいろとそういった部分で、先ほど町長からも御説明ありましたとおり、やはり管理のあり方等も含めまして、また、最初に設置された考え方だとかというところもあろうかと思っておりますので、私どもとしては、やはりいろいろこれまで御相談いただいた、あるいはそういったことに詳しい方々がいっぱいいらっしゃいますので、どういった形が望ましいのかということも含めて、再度、答弁の中にありましたとおり、いろいろとまた御意見をお聞きしながら、望ましい姿というのをまた模索してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○1番（水谷令子） 終わります。

○議長（高橋利勝） 3番梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） 議席番号3番、私、梅村智秀による、通告済み2問のうち、2問目、また出た町税未納事件、不納欠損処理の闇どれだけ、については保留し、1問目、もはや待ったなしの町立病院運営とどうする地域医療をとり行います。

質問に先だちまして、傍聴におこしいただいている皆様に、本別町議会議員の一人として、心よりの御礼を申し上げます。

それでは、要旨明細、ここ数年、入院、外来患者数の減少と、平成三十年度の累積赤字見込みが21億円を超えることが明らかになった町立病院運営と、地域包括ケア実現のための重要要素である地域医療現状の現在までの対応と今後の方針について、事実と所信をたず。

さてさて、私、きょうのきょうまで、僕の人生において、病院でメスを入れられることはあっても、まさか私自身が病院運営にメスを入れることになるとは考えたこともございませんでした。

まず、皆様のお手元にある要旨明細、1番項についてお伺いいたします。

予約、受付及び患者への対応などを問題視する町民の声が少ないことが公文書などからもうかがえるが、事実、または事実と推認せざるを得ない事由があるのならば、入院、外来患者数が減少を続ける要因の一つとなり得るため、直ちに改善をする必要がある。

一体全体、町立病院の実態と、町民の皆様の評価とはどういうものなのかということです。僕自身は、個人の政治活動の一環として、幾度か病院を訪問したことはありますが、患者として町立病院を受診したことはありません。改めて健康な体を授けてくれた両親に感謝をするところでございます。

ですが、私自身、初当選後、これまでの議会の取り組みを学ぼうと、自主的に公文書、議会の委員会で病院事務に対して過去に行った所管事務調査報告書などの閲覧を

行ったりいたしましたし、また、これまでに電話応対を含めた病院での予約時の応対、システマ的なものとして、予約のとりづらさ、入院手続、医師や看護師の初動対応、診察に対する不審、入院患者への接し方などなど、枚挙に暇がないほど、病院の現況に対する極めて厳しく否定的な町民の皆様の声を耳にしております。それも、一歩間違えば命にかかわるような重大な問題だとの具体的事例も1例、2例ではありません。ここで個別具体的に申し述べると、個人の特定が可能で、プライバシーなどを大きく損なうおそれがあるため、この場で具体的事例を申し述べることは差し控えさせていただきますが、町長は具体的事例としてこうした事態を把握していらっしゃるのでしょうか、否か。また、まちの声、つまりは町民による町立病院に対する評価はどのようなものであると認識しているのか、伺います。

あわせて、接遇研修などを実施していたことは私自身も把握しておりますが、その効果やいかに。つまり、現在はこうした実態は改善されているとの御認識なのかについても伺いをいたします。

続きまして、2番項、他会計からの補助金や繰入金をもってしてもなお、平成30年度で1億8,000万円以上、累積にして21億円以上の赤字が見込まれる。

平成29年度決算審査において、不採算病院の原因の一番重いものについては、医師の給与費と判断しているとの見解を示したが、地域医療を守るためには、医師や看護師を初めとする医療関係従事者の確保に積極的に取り組む必要があるため、具体的取り組みとして実現されるべく想像することができない。

病院運営についての諮問機関やもろもろの検討会議等により示された答申、改善・改革案等と、それを踏まえての町の具体的改善・改革案を明らかにし、それを町民全体の共通認識として、今後も我がまちの地域医療を守っていく必要がある。

公立病院の評価として、収支状況、いわゆる黒字か赤字かということだけで判断するつもりは毛頭ございませんが、原則は独立採算であります。この独立採算である病院会計とは別の一般会計から繰入金や補助金など、3億円以上も投入してもなお、平成30年度単年で年間約1億8,000万円程度の赤字、これまでの累積赤字が21億円を超える見込みです。この約1億8,000万円を1年間365日で割ると、実に毎日約50万円ほどの赤字を生み出している運営ということになり、この21億円の累積赤字はどれほどのものかということ、約7,000人の町民1人当たり、赤ん坊から高齢者まで、約30万円の負担をしなければいけない、それほど数字でございます。これを計算するとき、僕もこんな数字を数えたことありませんから、何度も一、十、百、千、万と、このように指で数えたぐらいの数字です。この収支がこのままであると、人口減少と高齢化でまだまだ悪化していきだろうと。これ、本当にどうするの、どうなっちゃうのということです。

昨年10月2日に開催されました平成29年度決算審査特別委員会において、予算、それから人事管理を適切に推進していくことが必要、経常経費の削減等を図りながら

進めていきたい、不採算病院の原因の一番重いものについては医師の給与費かなと判断をしているなどの答弁がなされました。現在の病院の運営状況を踏まえ、経費削減、人事管理について、何を、どのくらい、いつまでに削減または見直しをとというふうに、どのように改善、改革をしていくおつもりなのか、具体的な答弁を求めます。

病院新改革プランによると、職員給与比率、平成29年度目標85.6パーセント、黒字化を目標としている平成32年度には71.9パーセントと、実に13.7パーセントのダウンが示されております。数値では大変わかりにくいので、例えばでございますが、医師については、いつに平均幾らぐらいの減額または増額、看護師はいつに幾ら、事務職はいつに幾らなどと示していただければ、なお具体的で、よりわかりやすいというふうに考えてございます。

経費削減についても、まさかこれだけの赤字を抱えている運営でございます。今さら電気を小まめに消しましょうとか、水の無駄使いをやめましょうとか、そういったレベルの話ではないと、このように考えてございますので、具体的にわかりやすく、明解なる答弁を願います。

この病院改革の最たるものは、先ほど述べました本別町国民健康保険病院新改革プランだと私は認識してございます。こちらは、地域包括ケア研究所に約251万円の委託料を支払い作成しているものでございます。

同様に、平成29年度決算審査特別委員会において、改革プランによると、平成32年度には黒字化する計画だということだが、大丈夫なのか、適宜、中長期的な計画の見直しはしていかないといけないという強い認識はあるのかといった趣旨で、私から質疑をさせていただきましたが、それぞれ32年度から黒字になるのというのはちょっと厳しいかなと思う、おっしゃるとおりですとの答弁でございました。

これは4カ年計画の初年度、1年目でこのありさまでございますから、もはや会議ですとか計画だとかプランだとか、机上の空論でどうこうなる状況ではないということのあかしでございます。

主に改革プランを策定していただいている地域包括ケア研究所から、これまでの現況を踏まえた上で、どのような現状認識と、これからあるべき姿を示されているのかを明らかにされたい。

また、その他の検討会議等でも多くの意見等が出ているはずでございます。中には、もう言っても変わらないのだという落胆の声すら漏れているようでございます。具体的にこれまでどのような問題提起と、改善・改革案が上げられているのか。また、それらを踏まえ、町長は今後、どのような病院運営としていくのか、具体的かつ明解に答弁を求めるものでございます。

そして、3番項、昨年10月に開設された地域医療連携室の現状と効果は。

こちら地域包括ケア研究所に約325万円の委託料で、医師、医療関係専門職の確保を担っていただいている。過疎地、へき地での医師や看護師を初めとした人材確

保は相当困難なことは想像するにやすいです。

本町においても、星空キャンプ、これらで実績を上げ、また、旭川医科大学と諏訪中央病院から研修医がおこしいただけるとのことでございます。近隣町村でも医師確保が困難であるとの現況も把握しており、本町においてこうした取り組みが一定以上の成果を上げているのかなと私自身も認識しているところでございます。

昨年10月に開設した地域医療連携室、こちらにも、この星空キャンプを御縁として1名採用されておりますが、残念ながら既に長期のお休みに入っているとお話でございます。原因は私は存じ上げませんが、本人の問題なのか、受け入れ側の問題なのか、仮に前者だとしても、採用の判断をしたのは町でございますから、これで本人の責任だったとしても、一切責任がないということにはなりません。

地域医療連携室の現状と、開設から今日まで、町内の病診連携、こちら、病院と民間診療所等ですね、こちらや、福祉施設、また、管内や近隣の病院との連携など、開設前と開設後でどのような成果があり、今後、どのような具体的成果、効果が見込めるのか、答弁を求めます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の1点目の質問の答弁からさせていただきますが、まず1点目、現在の外来診療、予約でやっております診療の関係であります、内科、外科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、リハビリであります。そのうち、眼科と皮膚科は外部の病院からの医師の派遣を受けておまして、派遣元へ戻ってからの業務の関係から、スケジュールを円滑に管理するために、派遣元の病院と協議を行いまして、これは患者数を制限しているというのが現状であります。

その他の予約診療につきましては、早朝から来院され、診療まで長時間待たれる患者がおられるなど、御不便をかけていたことから、患者の利便性の向上、待ち時間の短縮を目的として、再診の患者について予約を受け付けているところであります。

昨年9月から内科と外科の予約制を開始いたしましたが、一定の時間で区切り、その時間内で予約患者と予約外の患者さんを診療、診察しておまして、予約患者を優先的に診察していることから、予約患者の診療内容や、また、救急患者の対応があった場合については、予約外の患者さんの待ち時間が長くなってしまふことがあります。朝早く来たのに、終わったら昼過ぎだ、夕方だということも何回かありましたけれども、それも現場を確かめることによって、予約診療の中に救急などの外来があると、その分が次に後送りになるということもあって、どちらにしても予約外の患者さん方

が長時間待たされているということがあったということについては、非常に申しわけないことでありまして、それらの解消も含めて、予約外の患者から待ち時間が長くなったと御意見をいただいていることは事実でありますから、これらの解消と、逆に予約制になって待ち時間が短くなったということも、これは予約の、常時診療を受けている方についてもまた事実であります。

いずれにいたしましても、いただきました御意見と業務の効率を勘案しながら、患者さんの利便性の向上に向けて検討を進めているところであります。

患者への対応につきましては、接遇に関しまして、以前から厳しい御意見をたびたびいただいております。改善に向けて、毎年研修会を実施しております。昨年 の 12 月には、病院職員を対象にした、法令順守はもとより、医療に携わる職員としての質の向上を目的としたコンプライアンス研修会を実施しております。今月の 19、20 日にも医療接遇の研修会の開催を予定しているところであります。

今後とも職員の接遇向上に努めてまいりたいというふうに思っています。

また、患者数の減少は、病院経営に大きな影響を与えますことから、新公立病院改革プランにおきましても、町民のニーズにもっと応えるという方針と、患者満足度の向上という施策を掲げておりまして、今後より一層接遇力や利便性の向上に努め、患者に寄り添い、喜ばれる病院運営を目指してまいりたいというふうに思います。

2 点目の質問ですが、当病院の経営状況は、平成 30 年度の決算見込みにおきまして、一般会計から繰り入れを行っております。単年度、大幅な赤字が生じまして、累積欠損金も 21 億円ほどになることが見込まれています。

平成 29 年度決算におきましては、累積の欠損金が 19 億 2,000 万円を超えまして、年度末に 4,000 万円の一時借り入れを行い、地方財政法上の資金不足とはなっておりませんが、極めて厳しい状況となっているところです。

収支補てん分の大きな要因といたしましては、当病院は不採算地区病院でありまして、医師の給料を含めました人件費も上げられておりますが、緊急告示病院、そしてまた、不採算地区病院ということで、ルール分として、先日、決算でもお話ししたということではありますが、その部分については、医師も含めてのへき地における医師確保のための国からの交付金でありまして、給与面での優遇は、こういう地区についての優遇ということで、それぞれ交付金をいただいているところでもあります。

また、その他の医療の専門職員につきましても、通常の募集と並行して、看護師につきましても、人材派遣会社を活用して、紹介、また派遣を受けているという状況でありますから、ある程度の人件費の増加は必要と考えているところでもあります。

また、今後の具体的な取り組みといたしましては、今定例会で条例の提案が予定されておりますが、町が新たに創設します医療職員の養成就学資金貸付制度を活用して医療の専門職員の確保を図ってまいります。

諮問機関や検討会議からの答申、改善・改革案などですが、先日行われました国民

健康保険運営協議会や、健康長寿のまちづくり会議におきましては、こうした厳しい運営状況に対し、外部の有識者の活用を含めた経営改善に向けた検討を進めるべきとの御意見もいただいておりますので、私どもと病院による検討委員会を立ち上げて、今後の経営改善、経営体制について、共通認識を深めて、今後の我がまちの地域医療を守っていく方針について、外部の方のお力も借りながら、検討委員会の設置も考えております。

3点目ですが、地域連携室の現状と効果ですが、地域連携室は、昨年4月から開設準備を進めて、10月に正式に開設をしたところであります。

業務といたしましては、患者の入退院時の他病院や介護保険サービス事業者といった外部機関との情報交換が主なものとなっております、開設以来、外部機関からは、病院との情報連携の窓口が一本化されて、連絡、相談がしやすくなったという評価もいただいております、一定の成果は出てきているところであります。

今後さらなる機能の向上に努めてまいります。

当院は、本町にとって唯一の入院設備を持った必要不可欠な医療機関でありまして、病院の経営は大変厳しい状況であります、今後も職員一丸となって、この状況の改善に向かってそれぞれ努力をさせていただくこととありますので、また特段の御理解、御協力も賜りますようお願いいたします。

なかなか改善がすぐに見えないのではないかと御質問ですが、それぞれ今、スタート台に立ちながら、この現状を何としても、この病院の機能をしっかりとこれからも維持できるように、町民の皆さんの健康と暮らしをしっかりと支えていける医療機関として、緊急の告示病院、そしてまた、それぞれの診療科目がしっかりと継続できるためには何が必要なのか、何が不足なのか、また、何をすればいいのかということ、今、検討委員会の中でそのことをしっかりと洗い出しをしながら、そして共通認識を持った中で、外部の委員の皆さん方からもしっかりと意見を聞く、そういうスケジュールの中で進めさせていただいているところであります。すぐにまだ評価ということではありませんけれども、このことをしっかりと積み上げていかなければ、まさに待ったなしの状況ということになりかねないこととありますから、そのことも十分に認識しながら、改善に向けて最大限の努力をしていく、そういうことで、職員一同の意見がしっかりとみんなで共通認識ができたということはスタートになるということ、これを申し上げて、答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただきまして、何点か再質問をさせていただきます。

まず、厳しい御意見があるということとありますけれども、病院の運営に対して、具体的にどういう厳しい意見があるのか、こちらについて町長は把握をされていらっしゃるのかどうかということについて、改めて答弁を求めるところでございます。

また、予約等についても、当然、予約が完了している患者様については、待ち時間が短くなったよと、そういった評価の声もあるよという御答弁でございましたが、いわゆる予約も、システム的な待ち時間のことだけではなくて、予約の連絡をしたときの看護師の対応であったりとか、そういったことについての把握というものを具体的にされていらっしゃるのかどうかということについてもお伺いをいたします。

また、病院の運営について、極めて厳しい状況だというお答えをいただきました。これはもう皆さんが共通認識として持っているところでございます。不採算病院として、医師の給与面での優遇、看護師等もある程度の人件費、そういったことも十分わかるのです。ただ、経費の削減というようなことが重点的な計画として上げられているようでございますけれども、人件費については、では当然、給与面で医師への優遇をしなければいけない、計画では医師の5名体制というものもずっと守っていきたい、看護師も確保していきたい、そういうふうにしたら、どこをどう削るというふうなお考えを持っていらっしゃるのか、具体的にお答えを願います。

また、答弁いただけなかったと思うのですけれども、経費の削減について、何を、いつまでに、どのぐらい減らそうとして考えていらっしゃるのかということについて、改めてお伺いをいたします。

条例改正を行って、医療関係者の確保ということでございますけれども、本町の受け入れ体制というものが整っているのか、そういったことについての御認識についてもお答えを願います。

また、私、先ほど、もう計画だとか、そういった机上の空論ではもうどうこうなるような状況ではないのだよということを申し述べさせていただきました。

今、町長からお答えいただいたところといたしましては、外部の有識者等を頼り、検討委員会を立ち上げるということでございますけれども、今までもろもろの検討会議やそういったものがあつたと思います。どこがどう違うのか、具体的、明解にお答えをいただきたい。この検討会議を新たに立ち上げられて、この病院の運営が改善されるという御認識だということですから、ここについては特に御丁寧に御答弁を求めるものでございます。

待ったなしの状況にもなりかねないということでございますが、私の認識では、もうなっているのですよ。もう会議だとか、そうした計画やプランが、委託費を100万円単位で払ってつくってもらった計画も、1年目から成立していないではないですか。もうだから無理なのですって、そういったことでは。私はこういう認識を持っておりますけれども、それでもなお町としては、こういった検討会議を立ち上げるというような、具体的なものというのはこれぐらいしか出てこないものなのではないでしょうか。改めての答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 現状、厳しいというのは、当然、数字でもあらわれていますか

らね。でも、これだけの入院患者さんや、また外来患者さん、また、さらにここから救急含めて、年間、十勝管内では本当にトップの500件近く、これだけ救急搬送含めてやっている病院ですから、それは、例えば給与体系にしても、医師が一般的な勤務をしている人のようなわけにはいかないということを含めて、24時間、365日みたいな勤務ですから、そういう中で、本当に献身的に頑張っている病院のスタッフですから、ここを、身を削ってどうこうするというような次元の改革では、これは待たないということになりませんので、これをやってしまったら、本当にみんないなくなりますから、それで本当に病院が成り立つのかということですから、そういうことにならないように、まず外部からのいろいろな御意見をいただく組織を入れるためにも、まず内部が共通認識を持って、どうしていくのかということの、そういう同じ方向を向いてやっぱりスタートしなければ、幾ら外部から、どんな著名な人が来ようが、まちの人が来ようが、患者さん代表が例えば来て、いろいろ意見を言ってくれようが、何も進まない。そういうことも有効にそういうアドバイスをいただけるようなことをするために、まず現状も含めて、それぞれ病院内部のスタッフが、医師初め、言ってみれば院長初め職員全員がそういう認識を持って、やっぱりここでみんなが共通認識で頑張らなければ、今の医療体制を継続できない、そして町民の皆さん方の命を預かるこの病院が継続できないということは、大変な思いであるということも含めて認識をして、それで、できるところからまずしっかり改善していこうと、こういうことでスタートをしていくということでもありますから、それもいろいろ議論はあった中で、また、いろいろなぶつかりがあった中で、包括ケア研究所からのいろいろな提案だとかアドバイス、そのことが逆に本当に反発になったことも確かにあるかもしれません。そういうことも含めて、なぜこういうことが必要なのかということも協議した中で、本音でそのことを出し合って、それを本当にいいたたき台として、これからの改革、改善にみずからが努力して、そのために検討会議を立ち上げて、しっかり取り組んでいくということになりましたので、まずみずからが改善するという意識を持つということで、まずそこからのスタートでありますので、このことについて、私どもも大きな前進として、これからスピード感を持ちながら、いち早く町民の皆さんに信頼される病院として立ち直っていくと、こういうことにみんなでしていくということを、実は昨日もその話を病院の中でさせていただいたところでもあります。

厳しい意見ということではありますが、今まで病院のモニター会議などなど含めて、そういう意見もいただいたことがありました。10年ぐらい前は、モニター会議も、それぞれの委員さんがいろいろな御意見をいただいてきて、本当にあれがだめだ、これがだめだということが非常に多かったということも事実ですから、そういう厳しい意見を十分に聞いています。

そしてさらに、それがだんだんこうして病院の努力だとか病院の現状を理解していただくことによって、そういう意見から、何としても病院がみんなで頑張るって、本当

に町民の皆さんの期待に応える病院でなければ、ここに病院がなければ住み続けることも、また、新しく来ることもできない、そういう大事な病院なのだから、しっかり頑張ってもらいたいと、そういう意見も本当に今は多くいただけるようになってきました。

そういうことを含めて、やっぱり町民の皆さんの期待がどこにあるのか、この病院がなぜここに存続しているのかということも含めて、しっかり取り組んでいかなければならないということを改めて、病院のスタッフのみならず、私ども職員にもそのことを申し伝えながら、改善に向かってみんなで努力していこうということで、今スタートしているところであります。

決して無駄な投資何かをしているわけではありませんし、そしてそのことも含めて、先ほどや決算の中でも答弁をさせていただいていますが、なぜ不採算のところ国からの交付金があるのか、そして、不採算の指定をされている、特に要件は、ここで150床以下の病院のベッドで、また、隣の病院まで15キロ以上などなど含めて、総合病院が近くにないなどなど含めては、ここは拠点病院として残っていかなければならないということでもありますから、それらの救急の、また、それぞれ外来の、また、入院の規模含めて、こういうような告示病院としての機能を維持するために、それぞれ補助をいただいているところであります。決して医師の給料が高いからこの不採算地区の交付金があると、こういうことでは決してありませんので、病院運営全体に対する、その項目の中に医師の給料だとかいろいろな部分が、算定式の中のルール分として示されているところでありますから、このこともあわせてお答えさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、厳しい、厳しいということばかりの意見になるかもしれませんが、現状、本当に認識しながら、それぞれ自分たちが今何をできるのか、何をしなければならないのかということ、それぞれの部署でしっかり考えながら、対応をしながら、この機能の維持に向けてしっかり頑張っていくということの意思確認をしているところでありますので、そういう面では、これからのぜひ御指導もいただきながら、病院の改善に向かってまた御支援いただければなと思っています。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いいたしますが、私は何も医師の給与費を削減すべきだとか、看護師さんとかの人件費を削るべきだというふうに私が意見を申し上げているわけではないのです。病院の改革プラン等に、人件費の削減等がポイントで、パーセンテージで示されておりますから、そちらについて、先ほどの繰り返しになりますけれども、職員の給与比率、平成29年度、目標85.6パーセント、平成32年度には71.9パーセントと、実に13.7パーセントのダウンが示されておりますよと。これは、だから具体的にこの中身、何をどう減らすのですかと。当然、下がるものもあれば上がるものもあると思うのです。ここを具体的にちょっと教えてくださいよと

ということです。

あと、2度目の再質問でもお答えいただけなかったのですけれども、経費の削減について、だからいつ、何を、どのぐらい削減しようとしているのか、具体的に教えてくださいということなのです。電気代をいつまでに幾らぐらい下げるだとか、材料費をこのぐらい下げるのだとか、そういったものを聞かないと、頑張るとか、元気にとかと言われても、具体的なイメージが全く描けないのですよ。

繰り返しになりますけれども、もう待たなしの状況なので。あと数年は大丈夫ですよ、一般会計からの繰り入れとか、財政調整基金とか、まだ二十数億円残っていますから。でも、そのうち底を突きますって。人口だって減っていく。それは見立てとして変わらないですよ。高齢化も進む、人口も減っていく、病院に対する求めというものもどンドンどンドン変わっていく。そういった中で、楽観的な、前向きな見解というものを持てないという現状ですから、もう既に。お金を払ってつくってもらった計画、改革プランについても、1年目から全くもって、4年目のゴールを目指していても、全くもって難しいという見解なので、だから、会議を開くとか、そういう意見をもらうとかという段階はもうとうに過ぎているということを行っているのです、私は。

当然、町長おっしゃるように、拠点病院として残っていかなければならない、地域にとっても大切なもの、この認識は、皆さん、必要ないよという方はほぼほぼいらっしゃらないと思いますよ。だからこそ守らなければいけない、こういうことを申し上げているのです。にもかかわらず、具体的な検討会議を立ち上げるというようなことしか具体案として出されていないのです。

繰り返しお伺いいたしますけれども、これまでの会議と、これから立ち上げる検討会議、どこがどう違って、どういう希望、期待を抱けるのか、明らかにしていただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 人件費を下げると言わないで、どうやって削るのかということではありますが、給与比率ですから、これは現状の中で、これだけ外来も入院も減ってきた。そのことも含めて、今の病院を建てたときには、約1万人ですよ。今、約7,000人、わかりやすく言えば。そのことも含めてどうなのかということも、それは検討しなければならない、機能の問題として。でも、それは一部のことであって、ただ、全体的にどうするかということは、本当に信頼される病院として、皆さんがしっかり頑張ってくれることによって、そこに患者さんも集まってくる、そして、できれば5人の医師が、例えば1人1,000万円ずつ、もっと頑張ってもらいたい、できれば2,000万円頑張ってもらいたい、そうしたら1億円になる、そんなことも実はあるのですけれども、そこまで求めるわけにはいきませんが、そのぐらいの気持ちで診療に当たる、それは、ただ収入を上げるだけでなく、そこに来ていただける患者さんが

満足していただける、安心していただける、要するにそういう病院にするためにどうしていくのかということもやっていくということです。

だから、経費を削る何とかと、それは具体的にあるかもしれませんが、そういうことをやる前に、やっぱり意識をしっかりと持っていかなければならない。意識、今ころかと思うかもしれませんが、今までそのことが十分にできていないから、統一できないから、なかなか改革が進まなかったという面もあります。そのことを教えられた、また、いろいろ指導されたという部分について、やっぱりそのことをしっかりやっていかなかったら、この改善はできないだろうということのスタート台に今立っているということでもあります。

ですから、これからの話で、それはまだるっこしい、もう待たなしで終わるのだというかもしれないけれども、終わりだと言って終わってしまったら何もできないわけですから、そういう現状を踏まえて、少しでも改善するために何が必要かということが、先ほどから私も問われているわけですが、そのことを言っているのは、まず内部の意識をしっかりと持ちながら、共通認識を持って、できるところから少しずつでも改善して行って、多くの信頼をいただけるような、安心して診療に来ていただくような、そういう病院にしていかなければならないところでもありますから、そのことについてぜひ御理解いただきたいなと思っています。

会議内の進め方ですが、今までの会議と何が違うのだということではありますが、今までの会議というのは、私どもも直接かかわることは余りなかったのですけれども、これからの会議は、私どももしっかりと一緒になって、理事者と言われる我々も経営者の一人ですから、その中で、現場のスタッフの皆さん方と一緒に共通の認識を持つために、また、このまちの将来の思いを伝えるために、そういう具体的な改善策についての現場からの提案なども含めて審議をさせていただく、また、検討させていただく、そのことを含めての会議とこれからはなっていくということでもあります。歩みは遅いかもしれませんが、着実に将来に向けて一步一步進めていくということでもありますから、そういうことも含めて、ここでスタッフも職員一同、そういう意識を持っていただいていることをぜひ御理解いただいて、そういう意味でのまたいろいろな御指導、また御助言もいただければいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤野国保病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 梅村議員から御質問いただきました、改革プランの中の人件費の関係でございますが、こちらで平成29年度の目標が85.6パーセントで、32年度の目標が71.9パーセントということになっておりますが、こちらの数字が下がっておりますが、こちら、退職者も今後も出てまいりますので、退職者が出た際に、補充した場合、もといいた職員の給料の、当然、若い人が補充されますので、

大体人件費、2分の1から3分の1程度の若い職員を採用するという見込んでパーセンテージを出したものでございます。

また、収益も右上がりです計算はしておりますが、こちらは総体的に人件費については下がるということになります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いいたします。

ちょっと順番前後いたしますけれども、今、病院事務長から、給与比率について、これは当然、給与比率ということですから、今御答弁いただいた中でいうと、具体的に医師の給与を削減するのだとか、看護師の給与を削減するのだとかということではなくて、人の入れかわりとかによって中身の割合が変わっていくし、絵に描いた餅と私は表現させていただきますが、収益が右上がり、右肩上がりで計算させていただいているということです。もう1年目から、先ほどから述べているとおり、計画とずれていますよということをお改めして申し述べさせていただきます。

給与比率については理解いたしました。

3回お伺いいたしました。経費の削減について、いつ、何を、どのくらい削減するのか、お答えいただきたい。

議長に申し上げます。これで答弁いただけないのであれば、町長に対して誠実なる答弁をするよう厳しく御指導を願います。3回、私、お伺いいたしましたから。

あと、まず順序として、意識改革ですとか信頼だということをおっしゃっておりますが、私、1番項で申し上げたのですけれども、町民のこの病院に対する信頼というものが大きく損なわれているのではないのですかということをおっしゃっているのです。具体的に上げることは差し控えますが、命にかかわるような問題まで、1例、2例ではないというものを私は聞いているのです。ただ、それが事実かどうかわかりませんので、そうしたことが事実であるのか、そうした御認識を持たれているのかということなのです。私が聞いている、利用者の、これは本当に厳しいなという声、こうした病院があれば期待をしてしまうだろうと。でも、質が保たれないのであれば、ないほうがいいのだと。かえって変な期待をして、危ない目、命を落とす目に遭ってしまうと、これほど利用者の方から厳しい声も上がっている。

ということは、私が聞いている、いわゆる伝聞、風説の域でございますから、正しいのかどうかわかりませんが、その例が1例、2例ではなければ、幾ばくかは事実としてもあるのではないのかなと。そうしたところから推測するに、多くの、少なくない町民から、病院に対する信頼というものはもう既に失われているのではないかとこのところでは認識しているところでございます。ですから、そこはどのような御認識を持たれているのかということもお伺いしているところでございます。

今になって、何が必要か、できるところから少しずつみたいなおことをおっしゃっておりますけれども、検討会議の中で今までとどう違うのか、自分たちが主体的にかか

わっていないなかったということでございますけれども、地域包括ケア研究所に出している病院の改革プラン、これは町の諮問機関としての位置づけをされているところがございますから、これは諮問機関が勝手に単独でひとり歩きをしているというものではなくて、こちらが求めたものに対して、答申を出していただいているというものではないのですか。だから、今まで既に主体的にかかわっていないなかったということであれば、税金をどぶに捨てていたようなものでございますよ。そういう認識だと、私はもう今後の病院運営についての期待、この検討委員会を立ち上げるというものに対して、そういう期待を抱く町民というものはほぼほぼいらっしゃらないだろうと推測するところでございます。

例えばでございますけれども、具体的な改善・改革案として、例えばです。病院に今ある病床数、これを、現在、満床として運営されていないのでありますから、19床以下のクリニック化、無理、無駄を徹底的に省いて、いわゆる小さくしていく、コンパクトにしていく、こうしたものの提案がまず一つ。当然、救急などの不採算部門、こうしたものについては一部は見直しをしていかなければいけない。

2番目ですけれども、当然、そうした救急の不採算部門が切り捨てられたら、町民の方、利用者の方は、救急受付がないのは不安だと、このような認識を持つのは推測するにやすいところでございます。これは本当にごもつとも。これは例えばでございます。高橋町長、町村会の会長を務めていらっしゃる。近隣町村、どこを見ても同様のこうした病院運営の問題、課題というものは抱えている。こうしたところときちんと連携を組んでいく、そういったところで、メディカルジェットとまでは言わない。でも、ドクターヘリでありますとか、ドクターカー、こういったものを整備していく。十勝においては、平成27年11月に、道北の旭川、道東の釧路、こうしたところから、一部地域をカバーしていただくということで、やっとカバーされたところでございます。これを十勝が、帯広でもいいです、主体となって、町長のお声がけとかでまとめていく。やっぱり町長の町村会の会長というお役割ですと、できるのはやっぱり町長しかいないと思いますよ。そうしたところで、やっぱり不採算部門を仮に切り捨てた、でも救急とかそういった地域医療というものに不安を与えないというようなところを考えていく。

3番目、公設民営、いわゆる公がつくり、民間に運営を任せるというものです。直近の事例ですと、広尾。広尾の病院が独立行政法人化され、4月から新たに運営がされるところです。これ、実態としては帯広市の北斗病院の運営になります。診療科目も大幅に充実されて、4月からの運営となるところでございます。もしくは、厚生連の指定管理を受ける。これは帯広市にある厚生病院関連の運営としてもらうということです。

そして最後に、私のもう1案、これまでの無為無策をわび、町民1人当たり30万円の負担をしてもらう、これをお願いすることです。これは町長、これまでもこれか

らも一生懸命にまちのために汗をお流しになられてこられているのですから、高橋町長の号令であれば、町民の皆様は、1人当たり30万円払ってくれと、こうした号令があっても右へならうのではないかなと思うところがございます。

100名以上の病院関係の雇用が守られるのか、高齢化が進む我がまちの地域医療は守られていくのか、こうした具体的提案、具体的な私の意見、考えでございます。こうしたものについての所見をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員に申し上げますけれども、地域医療を守るために、今いろいろな、大変だけれども、乗り越えなければならぬ、議論だとか意識だとか環境だとか条件を含めて、今進もうとしているのです。地域医療を守るために、住民の暮らしを支えるために、ここで住み続けるためにはなくてはならない、この病院の診療体制を守るために頑張るといことです。

その中で、厳しい意見だとか、命にかかわること、把握しているのか、聞いているのかということでもありますけれども、梅村議員も具体的に知っているなら言ってください。私は具体的にそういうことはここで言うこともありませんし、具体的に教えられてどうこうというのはありません。ただ、一人一人の患者さんの症状ですから、その人の受けとめ方、また、その病状によっていろいろな事例があります。それは救急で運ばれた人たちの話も聞くこともあります。でも、そのことが、誰かが、何かが悪くて、対応がまずくてそうなったのか、どうかなということ、この場で私どもが議論したり意見を交換するというような場所ではないというふうに私は思いますよ。そんな事例は私は聞かないと思います。

ですから、そのことを含めて、病院はなぜ必要なのかということを含めて、今、職員とスタッフ全員で、そのことを共通認識を持って、でも現状はこういう現状だから、それを改善するために何ができるのか、何をしなければならないかということ、今、そのスタート台に立っていくということ、このことをさっき何度か申し上げました。

その中で、経費の削減であります、具体的に経費の削減、梅村議員のおっしゃるような削減でないかもしれませんが、今まで取り組んできていることを、今、事務方のほうから答弁させていただきますけれども、経費を削減すると、今までもずっと、例えば診療の必要な資材だとか含めて、また、薬だとか薬品含めて、それぞれ取り組みしてきましたけれども、今やらなければならない私の一番の課題は、まず、経費の削減もそうかもしれないけれども、やっぱり信頼を集めて、そして収入を上げることをしっかりしていかなければ、今の体制を守れないということですから、このことに重点を置くということで、決して答弁をしなかったということではありませんので、そこはそういう収入をしっかり上げられるような、やっぱり内部体制をしっかり整えていくと、こういうことで努めていくということでもありますから、その上で、広尾の例も出されました。それぞれ19床の話も、全部私どもも検討、今までの協議の中で全

部やってきました。そして、厚生連とかどこか民間にということ、これは現実に不可能なことも、今までの取り組みの中で全部学びました。そして、医療財団含めてやったところもあります。成功例はもちろんあります。でも、これからやる連携の、ある自治体の話は、財政まで見てくれることではありません。医師の派遣は、それは一定程度あるかもしれませんが。というのが通例の、日本で今行われている連携の、そういう体制の話でありますから、そのことも含めて、私どもの本別町の国保病院のあり方として、何が適当なのかということも、どうすればいいのかということも、全部今まで検討してきました。

その中で、そういう体制よりも、やっぱり現状の今の診療体制、何度も言います、救急指定含めて、ここでなくてはならない診療体制を守るために、継続、持続するためにどうしていくのかということ、本当に真剣にみんなで考えていきたいと思います。ぜひそのことを理解していただいて、それはやめれば簡単だなどという話では決してありませんので、それはやってはいけないし、やれることではありませんので、何としてもここで暮らしていくために、責任持ってやっぱりこの病院の運営をしていくということでもありますから、そのことにぜひまた御理解をいただいて、御支援もいただきたいなというふうに思います。

特におっしゃっていただいた経費の削減については、事務方のほうからぜひ答弁をさせていただきたいと思いますが、総体的に、もう一度言いますが、地域医療に不安を与えない、やっぱりこの病院の体制を継続、持続するために、本当に真剣になってみんなで取り組んでいこうと、こういうことで、今までいろいろなことがそれぞれ取り組みながらも、また、不備なところもいろいろ御指摘いただきながらもきたのが現実でありますから、それらもトータルとしてしっかりと進めていくということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 藤野国保病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 経費の削減の関係でございますが、何を、いつまで、幾らぐらいというような御質問があったかと思ひます。

例えばですが、材料費の中で、薬品費、薬代でございます。こちらはジェネリック医薬品等導入促進等を図りまして、平成30年から31年で、当初予算ベースで12.4パーセントの削減が図られているところでございます。ほかにもいろいろ経費削減、今後も努めてまいりたいと思ひますが、一例として御説明させていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま病院事務長より御答弁いただきました。材料費、薬品等ということですが、平成30年から31年で、パーセンテージとして12.4パーセントですか、一例だけ上げていただきました。こちら、金額ベースにするとお幾らぐらいなのか、改めての御答弁を求めるものでございます。

また、町長とのやりとりをしていく中で、私自身も、この地域医療を守るために、

病院をなくすればいいなどということは全く考えてもいないのです。どうやって存続させるのか、ここはやっぱり町長の御答弁と共通だなというふうに認識を新たにしているところでございますけれども、少なくとも、私は四つの具体的案を出しましたけれども、町長からは、検討会議を立ち上げるというものの以外、何一つ具体的なものというものは上がっていないと思うのです。信頼を集めるとか、収益を上げるとか、だからそれはあくまでも抽象的であって、信頼を集めるためにどうするのか、収益を上げるためにどうするのかというものをきちんとやはりお示しをいただきたい。これがお示しただけないということであれば、これまで厚生連の指定管理については現実的に不可能だとおっしゃいますけれども、道内においても、ちょっと記憶なのでかではないですけれども、むかわとかだったと思いますけれども、四つの地方公共団体等がそうした厚生連の指定管理を受けているはずでございます。当然、独立行政法人化をしても、全ての病院において収支が改善している、そうではない事例というものも、私、勉強しておりますけれども、当然、やはり今のままだとじり貧だと。なくすための改善、改革というものに全くならないよということを繰り返し繰り返し述べているところであります。

改めて町長にお伺いいたします。具体的な案をお示してください。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 何度も申し上げますが、先ほど質問ありましたように、ドクターカー、ドクターヘリの話もしました。ドクターヘリは通常の診療ではありませんから、これは緊急時、よっぽどのことですから、それは十勝、私どものエリアは、釧路、そっちの境は、あるいは旭川ということで、それぞれ協定を結んでやっていますから、そういう取り組みはもちろんしています。

指定管理の問題ですけれども、指定管理は、帯広の厚生病院がありますけれども、厚生連の関係については、指定管理の、今現状はそういうことに取り組むような現状ではありません。それはなぜかということ、建てかえ含めて、病院のあり方については、十勝管内は連携して、しっかりと議論を詰めてきている結果であります。

ですから、広尾もそういうことで担っていただける、医師を派遣していただける機関とのああいふ連携をするということになりました。

本町も、今までの中で、この地域の中で、どういう医療連携ができるのか。例えば具体的に検討したのは、夜間救急、隣の病院、隣の病院、そこで両方やる効率よりも、例えば1カ月はこっち、1カ月はこっち、役割分担して、そして足りない医師をお互いに派遣し合って、そういうことで夜間救急だとかそういうものについて連携してやっていく。

もう一つは、完璧に一つを診療所化して、例えば本別町が近隣のところのセンター病院として機能していく、こういうことも北海道と、また、それぞれ指導指定機関と今まで何度か検討した経過もあります。

そういう経過も全部踏まえて、なおかつ、今現状の中でこういうことをしていこうということにしました。それは、改革の中では、先ほどから言っていますけれども、今の体制をどうやったら維持できるのか、継続できるかを含めて、そして、しからば、先ほど少し言いましたけれども、当時、1万人いたときの病院と、今、7,000人、本当に今の機能でいいのか、あと改善することはないのか、そういうことも内部からしっかりと積み上げて、その方向に向かっていくということでもありますから、決して内部でなあなあでやるということではありませんので、どちらにしても、どっちに進むにしても、まず内部の共通認識をしっかりとしていかなければ、中がばらばらで、例えば指定管理に来てください、お願いしますと言っても、誰もこれは担ってくれるような状況になりません。そのためにも、しっかりとまずはどういうことにしていくのか、どうしなければならないかを含めても、内部からその方向性をしっかりと出しながら、ぜひ努力していかなければ、どこからもそういう手を差し伸べられないということがこれまで明白だということも含めて、それぞれ言いましたけれども、厳しい提案をいただいたり、そういう資料をいただいたところも含めて、喧々囂々の、また、中にはかなり落胆するような場面もあったことも事実ではありますが、それを逆にバネにして、今、お互いにしっかりと一人一人が努力していくと、そういうスタートラインに立ったということでもありますから、ぜひ地域医療、これからもしっかりと盛り立てていくためにも、またいろいろな御指導も、また御支援もいただければと思います。

そのことを申し上げて、あと何か今の質問いただいている部分で、特に答えがないところはないかなと思いますので、いろいろな提案いただいたことも、今まで全部私どもは検討、協議をしてきた中身の一つでありますということを上げて、どのことが現実として提案できるのか、また、協力体制を要請できるのか、そんなことも含めて、しっかりとこのスタートラインに立ったということでもありますので、そのことについてはそういう理解をいただければと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 藤野国保病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） ただいま御質問いただきました、具体的なパーセンテージではなく、削減数字ということですので、材料費でございますが、平成30年度当初予算で1億7,197万7,000円、これを平成31年度の予算では1億5,058万7,000円ということで、2,139万円の減、12.4パーセントの削減ということになっております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 町長より改めて御答弁をいただきまして、厚生連の指定管理などは今はできないよということ、また、公設民営、例えば広尾の例ですね、独立行政法人化していく、中がばらばらだったらそんなもの担ってもらえないということですが、運営を任せるということでもありますから、当然、中がばらばらなものを

見きわめて、要るもの、要らないもの、要る制度、要らない制度、新たに取り入れなければいけないものというものまでやっていただけるはずです。ですから、町長から御答弁いただきました、中がばらばらだと、そうした公設民営というものに移行することができないという答弁は失当であると、私はこのように感じておりますが、これ以上のやりとりをしても、新たに何か生まれるものがないなど、このように感じておりますので、以上をもって1問目を終わらせていただきます。

○議長（高橋利勝） 答弁は要らないということですか。（発言する者あり）

高橋町長。

○町長（高橋正夫） 公設民営がだめだと言っているのではないのですよ。公設民営化ができるかできないか、例えば、こういう商品を買ってくれませんかと言ったときに、こんな粗悪なものだったら買えないよと言われるのと、あ、これだったらいいですねと買ってもらえるのとだったら、えらい違いですよ。買ってもらえるような、そういう商品でなければ、使ってもらえる商品でなければならないということなのですよ、例えは悪いかもしれませんが。そのために、こうして本当にしっかり頑張って協議しようということですよ。

今、厚生連の話をしてしまいましたが、厚生連、私も町村会で68億円ですよ、負担しているの、建設で。ないですよ、それは、残念ながら今は。今までは厚生連、道内の中であったことはありますよ。でも、今、それは全部ほとんどないです。ないですというよりも、運営費、これ以上出たら、全部自治体が負担してくださいと、こういうやり方ですよ。そういうことだとか、いろいろなことを全部調べて、そして調査した中で、本町にとってはどれが、本当にそれができるのかということを検討してきた、そういう歴史もあります。60床でなくて19床にすれば、それは本当に大幅に診療体制が変わるわけですから、でもそんなことをやっても、いろいろやっても、やっぱりこれだけの機能を維持することはできません。外来から入院含めて300名以上の患者さんが今現状としてやっぱりこうやって医療にかかるわけですから、その中で、いろいろな評価もあります、いろいろな話もありますけれども、でもそれだけの皆さん方の日々診療に当たって、命、暮らしを守っていくという病院がなければならないということでもありますから、そのことを維持していくために、町民の皆さんのニーズにしっかりと応えていくために、わざわざ遠くまで出かけなくても、本当に本別町で、そして電話1本で救急体制が出て、本当に処置がしっかりできて、そしてそれぞれの3次救急、2次救急に行ったときにはしっかりと評価がいただけるような、そういう体制もしっかりととれている病院でありますから、そのことにさらにまた力を入れながら、そうかといっていつまでも同じスタイルではいけませんから、その中で、職員の中から、施策の中から、どういう体制がいいのかということも含めて、全体協議の中でそれは進めていこうと、こういうことにさせていただきますので、ぜひそのことについても御理解いただきながら、御支援いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（高橋利勝） 休憩という声がありますけれども、どうですか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 休憩を求めます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） ここで暫時休憩します。

午後 3時39分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番藤田直美議員。

○11番（藤田直美） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました1問、延長保育について質問させていただきます。

子ども・子育て支援法が施行されてから3年がたとうとしております。現在、本別町では、保育の必要性の認定を行い、さらに、保育標準時間と保育短時間で区分されています。短時間保育と認定されると、朝7時から8時までと、午後4時を過ぎて閉園までの間に登園、お迎えに行くと、延長料金が発生します。多様な御家庭の子育てニーズに応えるために、認定要件を再考するべきと考えます。

保育時間の認定と有効期間ですが、保育を必要とする事由、理由として、妊娠、出産とあります。有効期間は母子手帳が交付されてから出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで標準時間とあります。ですが、その後は保育を受けられません。自営をしているか、育児休業制度を使った育休でなければ認定は受けられず、認定を受けたとしても、出産後の育児や育児休業にかかわる子どもが満1歳に達する日の属する月の月末までは短時間保育となってしまいます。

そこで、1点目です。子どもの個性や、家庭の環境や理解、職場の理解も状況もさまざまです。産後ケアの観点からも、育児の協力を考えている男性にとっても、出産後8週目以降も、満1歳の誕生日前までは標準保育とするべきです。標準保育と短時間保育の認定の考え方について伺います。

2点目に、標準保育と短時間保育の保育料の差は、世帯の階層区分によって月額800円から1,000円ほどとなっております。21の階層の区分になってはいますが、第13区分では3号認定の子どもの利用者負担額が標準保育で3万500円、短時間保育だと2万9,500円と、その差は1,000円ですが、産休、育休の育児負担を減らすため、父親や家族が終業後お迎えに行くと、短時間認定児は一、二時間の延長保育を利用することになり、20日間利用すると、約6,000円程度、標準保育より高くなるため、同等程度の料金になるよう見直す考えはないか、伺います。

3点目に、お迎えの時間は守られているかなど、延長保育児や保護者への対応と課

題を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 藤田議員の、標準時間と短時間保育の保育の認定の御質問の答弁をさせていただきます。

まず、制度上の保育の必要性の認定であります。客観的基準に基づきまして、保育の必要性及び保育の必要量を認定することとなっております。国が法令等で策定をいたしました認定基準に従いまして、市町村が規則などで詳細を定めることとなっております。

このことを踏まえて、本町では、出産後8週目以降、満1歳に達する日の属する月の末日までは短時間保育として認定をしているところです。

2点目の、標準時間と短時間保育の利用者負担額の見直しの質問ですが、御承知のとおり、標準保育時間と短時間保育の利用者負担の違いは、保育時間の割合、短時間保育が8時間、標準時間保育が11時間から言いますと、1カ月で300円から1,200円という額になっておりますが、単純に時間の割合で積算しているものではございません。保育時間が短い場合においても、保育現場における業務は多様でありまして、単純に時間の割合で保育経費が軽減されるものではないということはず御理解いただきたいと思います。

このことから、本町では、国が定めております利用者負担額を基本に、子育て支援策として、大幅に軽減をし、現在の利用者負担を平成29年4月からの適用をしているところです。

3点目の、迎え時間の厳守や、延長保育児や保護者への対応についての質問であります。現在、育児休業による短時間保育認定を受けている児童は8世帯9名でありまして、こども園への聞き取りでは、1世帯1名の児童について、延長保育料が発生しているとお聞きをしております。

育児休業中の継続利用につきましては、新制度、これは27年にできたのですが、この新制度において、求職活動、就学や職業訓練、虐待やDVに加えて、新たに保育事由として認められたものであります。

本町におきましては、子どもの生活環境の著しい変化を極力避けるために、独自の要件として、出産後1年間は育児休業事由に準じて短時間保育を認定しているところでありまして、国が基準としております育児休業中の継続利用と比較しますと、その要件は大きく緩和されているというのが現状であります。

育児休業事由によります保育の必要量、短時間か標準かは、これは市町村の裁量となっております。十勝管内の状況は、本町と同様に短時間保育として認定している自治体は10自治体、標準時間保育としている自治体は3自治体、お昼までの1号認定が1自治体、その他の希望によって実施するのが五つの自治体となっているのが十勝の現状であります。

現在、国は、法律に基づきまして、子ども・子育て支援新制度施行後の5年の見直しに係る検討を行っています。

御質問の、標準保育時間と短時間保育の保育の必要量の認定に限らず、昨年実施いたしました子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査や、制度を実際に運用する中で、見直しすべきものを洗い出しながら、給付の原則と子どもの視点、また、保護者の視点をそれぞれ尊重しながら、1年間をかけて、子ども・子育て会議での意見をいただきながら検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、子ども・子育て支援の新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準そのものとする必要があります。

育児休業中の保育認定につきましては、当面、8時から午後4時までの短時間保育といたしまして、子どものそばに保護者がいてあげること、また、ゆっくりとふれあいの時間を確保してあげることが重要と考えているところであります。

以上申し上げて、質問の答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 再質問させていただきます。

先ほど、妊娠、出産に関する保育の必要性について、標準時間で出産後8週間を経過する翌日が属する月の月末までということに本別町はなっているということだと思っておりました。

ですが、最近、報道では、ほぼ毎日のように幼児虐待、子どもを死亡させるなど、痛ましい事件が知らされており、産後うつや育児不安による影響が多いものと思われまます。

産後うつに関する研究をしている産科や精神科の医師による考察によると、現在の親になる世代は、子どもの世話をした経験がなく、子育ての具体的なイメージができないまま親になることが多いため、子どもへの対応による寝不足や家事、育児が大変といった負担感、自分の時間がないことへの不満や、夫や家族の協力がいないことなどのストレスが原因とされております。また、その考察では、諸外国と比べて、家事や育児のサポートや精神的なサポートが少ないことも指摘されております。

現在の周産期医療の目覚ましい発展によって、病院で出産すると5日目には退院するという現実や、現代的な課題、産後うつや虐待などを考慮し、産後ケアを充実するという思いから、産後、1歳までの期間、標準時間で保育をするという考えがないか、伺います。

また、2点目ですが、多様な働き方がふえている中で、このままでいいのかなという気がしております。標準保育より、預けている時間が、短時間保育の子が1時間、1時間半なり、延長を使うと、月額が高くなってしまうというのは、ちょっと不公平

感があるのではないかなと私は感じております。短時間保育を利用する方はパートタイマーの方が多かったり、時間が少ない中で働いて、その時間以外の時間に迎えないかなければならないということも考えられるため、不公平ではないかという思いもいたしますし、他の地域というか自治体の調査の結果でも、標準時間と短時間保育の考え方がちょっとニュアンス的にあいまいであるということで、検討されているところもあるというふうに聞きました。また、総務省の調査でも、短時間制度をなくしてほしいなど、要望なども来ているという調査の結果もあるということです。

以前の保育所は、保育所の裁量の中で判断し、子どもや家庭の実情に合わせて保育が行われていたと感じています。病院での診療時間が長引いたとか、お迎えを父親の役目としている家庭では、父親の就業時間の変化にも対応してくれたり、今は開園時間が長くなり、利用しやすくなったと喜ばれてはいると思いますが、この延長料金が発生するという事は、制度が始まってから変わったところではないかなというふうに思います。延長保育を使うことで追加料金がかかってくることについては、精神的にも経済的にも負担になると思いますが、軽減をする考えはないか、伺います。

また、延長保育の時間、保護者の迎えを待つほんの少しの時間ですが、次々と友達が帰る中、迎えを待つ子どもの気持ちを第一に考え、少しでも安心して過ごせるよう、工夫が大切ではないかなと思います。

延長保育を利用する親御さんから、利用料や認定に関する疑問が出るというのは、説明不足だったり、状況の把握や信頼関係ができていないのだなということが懸念されますし、その点についてどのように取り組んでいるのかを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 現状などは子ども未来課のほうからも答弁させていただきますけれども、基本的な考え方として、保育に必要なというか、保育に当たりまして、以前は出産をすると、子どもを育てるものですから、仕事は基本的にしていないということで、保育所の入所はそこで中断をされていたのです。でも、それでは子育て支援にはならないということを含めて、それを独自にというか、短時間保育ということで、生まれて8週から1年の間は保育所に入所を認めるということも含めて、8時間の短時間保育ということに実はしているのです。でも、それでも足りないという人も中にはいるかもしれませんが、それはいろいろな家庭の事情などがあつたら、そこはそういう相談をしていただいて、また別な対応をしていただくというのが私はよりいいのではないかと、ベターとかベストではなくて、よりいいのではないかと思うのです。やっぱり基準は基準、せつかくそういう基準を設けて、保育所に入所できなかった子が入所できるようになった。でも、今度はそれでなくて、また延ばしてくださいとなると、特殊な事情がある場合は別だけれども、子どもを中心に物事を考えてほしいなと実は思うのです。ずっと前からそうなのですけれども、やっぱり親の都合はもちろんあるかもしれませんが、子どもさんはなるべく早く親のもとに、母親のもとに、両

親のもとにというのが、当然、一番、幾つになるかは別にしても、そういう子どもの時間は、保育が必要な子どもというのは一番そこが大事なところでないかなと思うのです。それはやっぱり8時間の中で、朝行って、8時間、そこで保育所の中でみんなで1日過ごす。そういう中で、一刻も早くまた家庭へ、親のところにということで、それはその基準としてぜひ維持していければなと思っています。

あと、そのほかの11時間の延長、標準保育のほうに向かっていくのには、そういういろいろな、あつてはならないことですが、DVだとかいろいろな家庭の都合があったりということは、そこは相談していただいて、そういう臨機応変な、柔軟な対応をしてもらえるような、そういう方向に向かっていったほうが、私は本当に子どものためにも親のためにもいいのではないかなというふうな気がしているのですけれども、現状含めて、ちょっと担当のほうからもう少し詳しく答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 藤田議員からの質問、五つ、私、手元に書きました。五つ、町長の一番最初に言った部分、基本のことで五つ書きましたので、五つ答えていきたいと思えます。

最初の産後ケアの関係であります。当然、私も子ども未来課に来て5年がたちました。議員の言うところも学びました。私が若いころは、私たち、同級生の子どもがいる者同士ですけれども、余り子育てに参加していない私がこのようなことを言うのは失礼だと思いますけれども、やっぱり母親の健康状況を考えながら、その場合には別な事由で標準保育にしていきたいと考えていますので、ほかの事由で標準にできますので、その辺は相談をしながら、短時間で1歳まではいて、お母さんと一緒にいてもらう。ですけれども、いろいろな事由がある場合には標準に持つていくことも可能ですので、それはルール上、できますので、御理解を願います。

二つ目であります。保育料の差であります。今、議員が質問したのは、子どもが生まれてから1年と、またパートはちょっと別な話になりますので、短時間保育と標準保育の違いは、当然、理由で、短時間保育と標準保育をしていますので、今、御質問の関係は、1歳までの短時間保育であります。これは、町長言いましたように、最初は育児休業の継続の場合だけ、国は認めなさいよという形になっています。

ただ、本別町は、育児休業制度にのっかっていないお子さんの家庭もあります。でも、1歳までは、それも大事な仕事だと、育児も仕事だということで、1歳までは保育をしましょうと。ただし、短時間保育、朝8時から4時までの短時間保育でお預かりします。延長がかかる分については、その認定をしていますので、これはパートで短い認定をしている場合もありますし、1歳までの短い認定も、それはルールの中で御理解をいただきたいと思います。以前は、27年度前は延長保育という制度がございませんでしたので、延長保育がありません。それは現場の中の対応をしておりますので、

それは御理解を願います。

三つ目であります。市町村の差。国がルールを決めております。市町村が詳細を決めていいということになってはいますけれども、私たち、制度が始まる27年4月1日前に、26年度、25年度、協議をいたしました。当然、事務方だけで協議をしたのではなくて、子ども・子育て会議の議論を経て、この短時間保育、標準時間保育を決めておりますので、当然、その中で、子どもと一緒にいてあげてほしいという思いの中で、短時間保育にしておりますので、その辺も御理解をいただきたいと思います。

四つ目であります。延長保育。先ほど延長保育にお金がかかるのは、これは給付の原則ということで、当然、お金を、ルールで8時間保育と決めておりますので、超えた場合には、済みません、1分超えた場合でもお金をいただいています。これは給付の原則で御理解をいただきたいと思います。

五つ目であります。先ほど町長が言いました、子どもは早くお母さんが迎えに来て、早く帰りたいというふうに、現場の保育士から私は学びました。ですから、用事があるって延長になるのは、それはあるかと思えます。ただ、子どもは次から次へとお母さんが迎えに来る、帰っていくのを子どもは見て、自分も帰りたいと思っているというふうに私は現場の保育士から学びましたので、できるのであれば短時間認定で受けている保護者は4時までに来ていただいて帰る。いろいろな事由で、例えばそれが標準時間になる場合には、当然、理由としてうちは認定をいたしますので、その場合は11時間の保育をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） まず一つ目の、まだやっぱり出産に関してというところでは、サポートはまだ私は薄いのではないかなと感じております。子育て支援をするにも、まず子どもを産める環境がなければ、子どもをまず産むことからだと思っていますので、産後ケアの観点で、出産後の期間、長く保育をするということは、これから大事になってくると私は感じております。

今、実際に、12月に出産して、2歳の子を預けていましたが、出産前まではパートタイマーで仕事をしていて、出産後、2月いっぱい家庭に帰ってきて、とても大変なのだというお話を、きのう、聞いてまいりました。そういう方もいらっしゃるということを考えますと、これからそういうことも考えていかなければならないのかなという印象も持ちましたし、そういうお話はよく、延長の考え方ということはよく確認されたりするので、そういうお話を親御さんたちとよくしていただきたいなと思いますし、私が見た施行基準には、日数的なものというのは明記されていなかったのですが、出産後8週間というこの基準というか、8週間という意味はどういうことなのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

また、2点目の延長保育に関しても、子ども・子育て支援法第59条第2号では、

延長保育事業で、ちょっと私の資料が間違っていなければ、かかわる利用料について、全部または一部を助成することにより、必要な保育を確保するということができるような文言があったことを私は確認したのですが、そういう助成ができるということが考えられるのではないかということの一つ、地域のというか、行政の裁量でできるのではないかという点をお聞きしたいと思います。

延長保育の子どもに対しては、忙しい保護者に育てられている子どもたちの心、児童福祉法では、子どもの利益が第一ということにもなっております。できる限り子どもたちの心を受けとめて、保護者の立場も考えて、やっぱり寄り添った、思いやりを持ったかかわりの中で、子どもの健やかな育ちを一緒に考えることが大事だと思います。一人一人の日々の生活状況を把握し、助言していくことが大事だと思いますが、そういうことはなさっているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 産後8週の意味をまず最初に答弁させてください。法律の中で、育児休業法とあります。産後8週から育児休業法で施行される制度になっておりますので、8週までは標準保育でお預かりします。育児休業制度にのっかって、育児休業手当とかいただくときに、そこから育児休業になりますので、8週からは短時間保育ということになります。

もう一つ、最後の減免の部分なのですけれども、59条の部分が僕の頭に入っておりませんので、調べますけれども、低所得者の部分かなとちょっと思います。済みません、それは間違っていたら困りますので、低所得者の部分の軽減というのも制度の中にありますので、ちょっと59条の部分が、済みません、今頭に入っておりませんので、間違っていたら訂正をさせていただきます。

それと、産後うつの部分については、健康管理センターの所長からお答えいたします。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 産後ケアの体制の部分で少し説明をさせていただきます。

昨年の4月に健康管理センターでは、子育て世代包括支援センターをあわせて開設をしております。妊娠中から出産、そしておうちに赤ちゃんとお母さんが戻って来たら、ずっと子育てをする間のフォローというのを、妊娠中は両親学級ですとか、産後は新生児訪問ですとか、あとは乳幼児健診等々、子どもの健診等を通じて、赤ちゃんの様子だけではなくて、お母さんの様子も含めてお話も伺い、フォローもさせていただいております。そして、気になるようなケースですとか、多角的に支援を必要とするような場合につきましては、子ども未来課ですとか認定こども園のほうですとかとも連携しながら、一応サポート、充実していくように努めているところです。

以上です。（発言する者あり）

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 4時18分 休憩

午後 4時19分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 藤田議員のおっしゃる第59条なのですが、実費徴収の助成という制度がございます。これは子ども・子育て支援事業というのはほかにありまして、その中の事業の13本事業があります。その中の一つの中で、実費徴収助成事業、その中で生活保護世帯などにそれを助成するという制度になっています。生活保護世帯は保育料が無料なのですが、延長保育料がかかった場合には、延長保育料が必要になります。その部分を実費徴収を免除するというのが第59条の趣旨であります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 昨年から第2期計画の策定に着手しているという、町長がおっしゃっていた執行方針にあります。このことも含めまして、子ども・子育て会議でいろいろな状況のニーズに応えられるように検討していくべきだと思います。その点について伺います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、子ども・子育て会議を当然開いていく中、アンケート調査も行っております。当然、子どもの側、保護者の側、両方の視点に立ちながら、子ども・子育ての新しい計画を策定していきます。当然、子ども・子育て会議の中で熱い議論をしながら、本別に住む子どもたちのためにすばらしい計画をつくっていきたいと思います。

以上であります。

○11番（藤田直美） 終わります。

○議長（高橋利勝） 本日の会議時間は、ナイター議会開催により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時22分 休憩

午後 6時00分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番 柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただいておりますので、日中に引き続き2問目の

防災の拠点、役場庁舎の今後の方向性について質問をさせていただきます。

防災の拠点、役場庁舎の今後の方向性について。

防災の拠点となる役場庁舎は築45年が経過し、本別町公共施設等管理計画の中でも建てかえ時期を見ながら適切な改修を行うと書かれています。建てかえと関連する施設の今後の方向性について伺います。

1番目といたしまして、昨年9月に発生した胆振東部地震のブラックアウトは記憶に新しいと思いますが、昨今、日本各地で起きている想定外の自然災害、特に台風や大雨による被害は後を絶ちません。本別町の防災浸水マップによると、3日間の総雨量203ミリメートルを超えると役場庁舎は浸水想定区域となっています。

防災の拠点として機能が失われないためにも、町財政の厳しい状況を理解し、中長期の計画を立て、庁舎の建てかえをする考えがあるのかを伺います。

2、現在、住民課に防災の担当が置かれていると思います。災害時における連携やスピードを強化するべく、総務課内に防災室の設置は急務と思いますが町の考え方を伺います。

3番目といたしまして、庁舎の建てかえや防災の拠点を考えたとき、併設する消防署は併設か、別にするのかさまざまなメリット、デメリットが考えられる中、水害により役場庁舎が浸水想定したとき、防災の機能が果たせなくなる可能性も出てきます。そうならないためにも、消防署を別にする考えはあるのか伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 柏崎議員の防災の拠点、役場庁舎の今後の方向性についての質問の答弁をさせていただきます。

現在の庁舎につきましては、昭和48年に建築をし、現在45年が経過しておりますが、この間、国の交付金等を活用して平成22年には耐震工事、平成26年に屋上防水工事を行ってきております。適宜改修を行いながら、耐用年数を延ばしているところであります。

交付金を活用した事業につきましては、補助金などにかかわる予算の執行の適正化に関する法律によりまして、処遇制限が課せられておりますことから、制約上、約20年程度は建てかえができないものとなっているところでありますから、この期間が経過する間における庁舎の建てかえにつきましては、現状ではできないものと考えております。

1点目の防災拠点の機能が失われないための庁舎の建てかえの考えの御質問ですが、ただいま述べさせていただいたとおり、中期的な庁舎の建てかえは難しい状況ではありますが、想定外の自然災害が発生し、防災拠点となる役場庁舎が被災した場合においても業務の執行体制を確保しながら、災害の応急対応に当たる必要があります。

そのために、優先的にすべき業務の執行体制や対応の手順などを定めますとともに、

本庁舎が使用不能になった場合の代替庁舎を選定しておくなど、大規模災害に向けた受援体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の総務課内に防災室の設置の御質問であります。防災行政につきましては、より効率的に町民の皆さんにサービス提供ができるよう、より住民と身近な部署である住民課が平成11年5月から担当しております。

本町におきましては、この間、さまざまな自然災害が発生しておりますが、災害時には住民課長が先頭となり、いち早く課長等を招集し、各課における連携を密にし、また災害が大規模になるような場合には、適時、災害対策本部を設置しながら対応することにより、役場内において迅速に対応してきているところであります。

しかし、現在、災害の形態もさまざまとなっております。自然災害については住民課が所管をして、テロや紛争などの有事の際に対応する国民保護につきましては、総務課が所管をしているところであります。

今後は、これらの災害を総括した部署が必要となることも想定されることから、どの課において所管することが住民を守るために至適なことなのか、十分に考察し、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の消防署を別にする考えはの御質問であります。1点目の御質問でもお答えしておりますが、庁舎の建てかえについては制約もありますことから、現在のところは困難であるというふうに考えております。

また、消防署のみの移転につきましては、消防署が庁舎に併設しておりますことにより、行方不明に伴う捜査活動や災害時におきましては、消防署と役場がしっかりと情報を共有することにより、迅速に対応することができるなどのメリットが大きいものと考えております。デメリットにつきましては、現在、感じてないことから、これまでの体制を維持していきたいと考えております。

確かに、本庁舎につきましては、浸水想定区域となっておりますことから、浸水した際における消防署等に支障が想定されるところでありますが、浸水までには一定程度の時間が要することから、降雨状況などを注視し、仮に浸水の恐れが出てきた場合につきましては、消防車両や資機材など、浸水想定区域の外に待避させるなどをしながら、災害に対応することで住民の安全対策を図ってまいりたいと考えております。

今後も、万全の対策を施しながら、消防署の併設メリットを最大限に生かし、消防と役場の連携を強化することで、住民が安心して暮らすことのできる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま町長のほうから御答弁いただきました。

1点目の建てかえについてですけれども、平成26年に屋上防水、22年に耐震補強というところ。それから20年は建てかえができないということですので、なかなか

か難しいと、財政もそうですけれども難しい部分があるということですのでけれども、その20年、30年という先のことを考えて、本当に早くから計画していくということも大事だと思います。

それをどんどん次の世代の人に引き継いでいくということも大事だと思っていますので、その辺の考え方を1点目として質問させていただきます。

2点目、私、防災室の設置ということで質問しましたけれども、今、住民課に担当があり、迅速にということです。住民課の担当の方がだめだと言っているわけではなくて、昨年、本当にブラックアウトのときにも、そのスピード感ということで、より総務課内に防災室というものがあれば、もっと早く対策会議などを開き、庁舎等の連携をとり、対応ができるのではないかと考えています。一つの提案として、本別町には防災マニュアルというすごいマニュアルがあるとは思いますが、私、思うに防災マニュアルというのは、その立場によってつくるポケット版防災マニュアルというものを推進します。

というのは、やはり町長には町長の、副町長には副町長の対応、そして管理職には管理職の、一般職には一般職の、こういうことが起きたらいつ、どういうふうに、どんなことをすればいいのかということを書いた防災マップというのを全国初の防災監になった前兵庫県知事の斉藤富雄さんが言ってましたけれども、自治体の防災というのは国の基準がないと、消防力には基準があるのですが、国民の人数に対して消防車は何台とか、消防署員は何人とかという基準があるのですが、防災力には基準がないと、その中で自治体が防災を強めていくにはやはり首長の考え方であり、自治体の考え方が重要であると言われていた中で起こってからでは遅いと、起こる前にさまざまな事例を我が町に置きかえて考えて、そして対応していく、防災力を強くしていくことが大事だと言われていました。私もそう思います。その点の考え方について防災室は必要ではないかというふうに私は思っています。その辺の考え方をもう一度お聞かせください。

3点目の消防署の移転ですけれども、水害に遭いました、役場の機能が果たせませんという中で、消防署が別にあるとその対応もスムーズにできるのかなということもございしますが、管内町村の中で消防署が併設しているのは本別と上士幌2カ所になっています。上士幌も来年度、別に着工するというので本別町だけが併設する施設となるということについて、本別町としてはどう考えているかというのが3点目の質問として再質問させていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますが、まず建てかえ計画をしていくべきだということでありますが、建てかえがなかなか実施できないという諸般の情勢も含めて、しからばどういう方法をとるかということで実は十数年前から取り組んできました。

当時は、内部の課がこの庁舎の中にいるのが狭くて、大変な時代もあって今でいうNTTですか、あそこの一角、1階を借りたり、いろいろ出先のところをつくったりしていたのですが、情報公開含めてファイリングシステムを実は入れました。書類の管理です。ここをやることによって、今まで役場の1階も2階もそうですが、ちょうど真ん中が通路になっていて、それぞれ必要な手続が両側ですという方法だったのですが、それを改修して、中のスチールロッカーだとか、そういうものを一切取り外して、ファイリングということで書類を管理する、ファイリングを紙の上ですっと置いて、これは意識改革しなければできないことなのですが、今すぐ必要なものはその引き出しから出る。2年、3年前のやつは書庫をつくって、書庫の中でパソコンで管理しながら、どの入れ物を見たら全部、その書類があるかと、そういうことにして簡素化しました。

おかげさまでスペースが空いて、町民ホールみたいな感じもできましたし、またOAフロアで下もきれいに張りかえて、本当に少ない経費で、スペースが十分できて、会議室まで、また応接セットまでできるということになって改修しました。その後に、耐震化含めて長持ちすること含めて、この安全のために、その補助事業をしっかりと使いながら耐震化させていただきました。

そのほかに、防災のそれぞれ屋上の改修だとかしながら進めてきましたから、庁舎については見た目も、町の人は皆ほとんど知っていますから、昭和48年ですから、でもほかで来た人は年数たつててびっくりするぐらい、きれいになっているねということなのです。

ただ、この分についてはそれで、私のほうはいいと思っているのですが、ただ質問にありますように、防災マップでは浸水区域ということでこの一帯がなっていくということに、これからなるわけでありますから、そういう面では建てかえのときにはそういうこともきちんとクリアできるようにしなければならないということが十分に心得ているつもりですが、現状の中では、今、答弁させていただいたように、そういう改修や事業を行った中で20年という多くのこの改修とか建てかえはだめですよということでありますから、それもあしながら今現状のこの庁舎をしっかりと管理をして、利便性を高めていくと、こういうことで、まだしばらくは。だから今から、次の世代にということですから、まだまだそれは私どもの考えの中には、現状の中でしっかり対応していくということにさせていただきたいと思っています。

2点目です、防災室の設置とのことですが、これは防災室って特に昨年のブラックアウトから、防災室というのは注目をされているということですが、大きい自治体でしたら防災室って専門的にも置いてもいいのですが、私どものようなこういう本別町の現状では室というのはなかなか難しいということも含めて、やはり住民に身近な、先ほど答弁させていただきましたけれども……。

○議長（高橋利勝） 町長、手短にお願いします。

○町長（高橋正夫） 大雨災害とかということを含めて、しっかりと今までやってきた経験も含めて、大雨災害など含めては住民課として、この程度だとか、そういう部分については総務課ということで、すみ分けをして、それぞれ兼務しながらやっているというのは現状でありますから、なかなか専属でこの防災室というのは非常に難しい現状だなというふうに思っておりますので、そういう意味では防災訓練や種々の訓練、また検視も行いながら、防災力を高めて、より住民の安全安心のために、この体制を整えていくと、こういうことにしたいと思っておりますので、この辺も御理解いただきたいと思っております。

次に3点目ですけれども、この3点目の消防ですけれども、先ほど申し上げましたように、確かに併設しているところは本別と上士幌ですけれども、逆に併設していることによって不便だということはほとんどありませんし、連携もすぐにとれますし、そう意味では車両が大きくなった部分でということは、多少、その自治体によってあるかもしれませんが、本町の今の現状のここは第一分団ですから、分団の中でもそれぞれ今の車庫の中で対応しながら、緊急対応、救急車の対応や消防のそれぞれ出動含めて、今のところは支障なく、逆により密に連携ができるという意味では、このメリットのほうが大きいのかなと、こう思っておりますので、現状の中ではこのようなことは種々検討した中でも、しばらくはこの体勢をとっていこうということにさせていただきますので、その点については御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再度、質問させていただきます。

1問目の建てかえというのは厳しいという中で御理解もしています。その中で、財政厳しいという中で、お金のかからないことからどんどんやっていけばいいなと思うのです。

例えば、屋上にある非常電源装置を大雨と想定したときに違うところに移しておくとか、先ほど言った最大限のマニュアルを作成するとか、お金のかからないことからちょっと始めていっていただきたいなと思っております。というのも、やはり人口減少の歯どめをかかせるという最大限の中で、もし災害で命を落とすようなことがあれば、これはあってはならないという中で、防災に関しては最大限の備えをしていただきたいと思っております。その辺の考え方を最後に1点お願いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 御質問にあるように、そんなにお金がかからなくてもきちんと効果的に整備するというのが、常にそのことを心得ながらやっていかなければならないことですし、そして何よりも最大限やはり安全安心のために対策をとるということは、それは御質問のとおりでありますから、このこともしっかりと改めて認識しながら、今後に向けての対応を全力を尽くしてやっていくということにしたいと思っておりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 5番篠原義彦議員。

○5番（篠原義彦） 議長の許可をいただきましたので、午前中保留してました1問について質問したいと思います。

本町の労働力確保について。

全国的に労働力不足が深刻な問題となっております。本町も例外ではないと思っております。これまでの対応と今後の考え方について伺います。

本町の基幹産業である農業ですが、特に酪農経営の現場においては搾乳の手は農大生の手をかりているのが現状であります。最近は、外国人労働者も何人か入ってきております。建設現場でも同じことが言えるかと思ひます。町の考え方を伺ひたいと思ひます。

二つ目に、介護の現場でもますます人手不足が深刻な現状ではないかと思っております。町が計画している地域密着型特別養護老人ホームも人材不足が一番の原因かと思ひます。2025年問題、いわゆる団塊の世代を迎えるに当たり、本町で安心な生活ができないのではないかと心配されますが、町の考え方を伺ひます。

三つ目に、31年度に4月から供用されますしごと体験交流館を核とした求人相談窓口等の開設をする考えはないか伺ひます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 篠原議員からの、本町の労働力確保についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目の基幹産業、農業における労働力確保に関する今後の考え方についてありますが、農業分野におきましては家族経営を中心といたしました経営基盤の本町の農業も国の農業政策や高齢化、また後継者問題などで離農が増加していることが現状でありますし、その農地の受け皿として、地域の中心的、また有機的な農業者への集積などによりまして、経営規模の拡大が進んでいる現状でもあります。

これまでもコントラクター事業やTMRセンターなどの労働力、営農支援組織の稼働に対する支援や人材、または担い手の確保に向けて、新農業人フェアや移住フェア、さらに新規就農者の獲得、求人情報の紹介、また就農や就労に向けた研修会の対応などの取り組みを行ってきておりますが、今後さらに町政執行方針でも示しておりますが、新規就農、担い手の対策、農業支援体制の拡充、この整備を推進し、また人口減少対策の雇用創出の施策と連動した取り組みとして農業者関係機関と連携、協力し、推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2問目の介護現場における人材確保の対策であります。ただいま御質問のとおり地域密着型の特別養護老人ホームにつきましては、第6期銀河福祉タウン計画

におきまして、平成29年度中の開設の予定でありましたが、介護人材の不足の影響によりまして、開設が困難となったところであります。

また現在、第7期銀河福祉タウン計画の期間中は、介護人材の確保策を最重要課題として人材確保に努めながら、第8期に地域密着型の特別養護老人ホームを整備する方針で協議を進めているところであります。

介護現場における労働力につきましては、厚生労働省は2025年度末に約55万人、また年間で6万人以上の介護人材を確保する必要があると発表しているところでありますが、全国的に人材が不足しております現状であります。厳しい現状の中、本別町介護サービス事業者連絡会においても重点課題として捉えて、五つの柱からなる総合的な介護人材確保対策に取り組んできたところです。

具体的な取り組みといたしましては、介護福祉の養成校の学生を対象とした本別福祉セミナーの開催や介護従事者就業支援等の補助金、介護福祉士の修学資金の補助金などの補助事業、就労する職員のスキルアップのための介護職員等の資格取得の研修支援事業の助成金、これらの支援のほか、新たな介護人材確保のために介護職員の初任者研修を開催してきているところであります。

平成29年度には、これら延べ55人、また30年度の見込みですが、68人ということも含めて、推進をしているところであります。

平成29年4月1日現在205名でありました各事業所の介護ニーズでありますけれども、平成31年3月1日現在では約33人が在籍をし、これらの取り組みを実施する中で28人の増員となってきたところであります。

特に、事業者が一丸となって開催をいたしました本別福祉セミナーでは、平成30年度、参加者17人中、各事業所において4人が採用されたところです。平成31年度につきましても、参加者19人中4人の採用が決定しておりまして、人材確保の効果が高い取り組みであると考えています。

さらに31年度からは、これまでの取り組みに加えまして、新たに生活援助中心型の福祉職場入門研修を実施しながら、さらなる介護の担い手確保に努めてまいりたいと考えています。

今後も、介護職場における人材確保が厳しい状況ではありますが、引き続き事業者と連携を図りながら、人材確保対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に3点目のしごと体験交流館を核とした求人相談窓口の開設ですが、御案内のとおりしごと体験交流館につきましては、本町において就労体験や研修を行う方々が一時的な生活の拠点として宿泊いただくための受け入れ施設でありまして、今後、本町の地域産業の維持や安定につなげるべく、必要な人材確保するために、一層のその一躍を担う施設として整備したものでございます。

また、現在、町内における求人情報につきましては、ハローワークへの登録情報のほか、本別町といたしましても移住希望者等への就労と雇用の円滑なマッチングを図

ることを主たる目的としております。

求人者と求職者の間における雇用関係成立のあっせんを行う、また無料職業紹介事業として求人情報も収集しているところでもあります。その情報につきましては、本町と足寄町、陸別町の3町において共同で設置しております十勝東北部移住サポートセンターのホームページにおいて、3町圏域における求人情報とあわせて掲載をし、お知らせするところでもあります。

しごと体験交流館につきましては、産業団体や関係機関、町内の事業者の皆様に大いに活用していただきたいと考えておりますし、町といたしましても現行の仕組みを活用しながらさまざまな産業分野での求人活動の把握に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、労働力不足による企業活動の低下は地域経済の住民サービス等に与える影響は相当深刻になると想定されていますので、時代に合った労働環境の変革など、雇用の果たすべき役割も大きく期待されるところでありまして、本町といたしましても、行政が果たすべき役割を適切に講じるなどして、日本人、外国人を問わず、本町で働きやすい環境の創出目指してまちづくりを進めている所存であります。

一層のまた御理解、御支援賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 再質問をさせていただきます。

現在、酪農の現場では外国人労働者が10名足らず入っておりますけれども、全てあっせん業者を通じての現地で面接して、これはという人を連れてきて研修しているようでございますけれども、技能実習生で入るところは3年間、それ以上になるとまた再契約という複雑な現状でございます。

こういう仕事をもし町の窓口で一本化できるのであれば、そこで毎年、10人、15人募集して、このしごと体験館でも、どこでも研修をして各分野に搾乳現場だとか、農作業の収穫現場だとか、建設業の型枠づくりだとか、地ならしだとか、介護の現場に送り込んで研修をしてもらって、永住してもらおうとか、将来、次々長いスパンで人材が入ってこれるような仕組みをつくらなければならないのではないかと思いますけれども、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 外国人労働者の今、御質問がありましたけれども、これはずっと建設関係も含めて外国人労働者が多くなって今、農業関係でも19人入って、中国の方もおりますし、インドネシア、ミャンマー、タイの方もおりまして19人今、フィリピン、タイの方も1人ずつおります。ですけれども、よくこのことも議題になるのですが、それぞれ移住定住対策、新規就農だとか、こういうものについては私どもも

一緒になって環境づくり、また募集もできるのですが、事この求人対策、外国人労働者の求人対策は、これは行政ではなかなかできることではないだろうと、そういう本町でも実際に行っている農業者の皆さんや建設部関連の皆さん方も独自でやっているものについては、そういうところのそれぞれ例えばコミュニティを確保するための応援だとか、また就学だとか、また環境整備、語学だとか、そういうものについても協力をしながら、より定住させていただいて、また働いていただくということでありますが、今のところ外国人の方については研修生ということでありますから、今、御質問にいただくような求人として、または労働力としてということについては、私の中ではまだ、それは条件がかなわないことだなと、こう受けとめておりますので、その辺についてもまた御理解いただきたいなと思っています。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 外国人労働者、去年の国会でも国上げて何万人か日本に入れるということで、非常に国会で問題になっていると思いますけれども、北海道のどこかの町村で定期的に受け入れて、学校までつくってやる町村ありますよね。そこでできて、何で本別でできないのか。思うことは、十勝全体でこのことを考えて、やはり日本語教育の場所も提供し、そこで研修をして各方面に派遣するというところで、一時しのぎでございませけれども、労働力の確保になるのではないかと。

今、酪農現場はそういうことで3年契約でパート賃金で今、時間決められてやっています。3年で帰るのか、そのまま延長できるのか、畜産農家の育成だとか、そういう肉牛関係のところでは1年しかいれない。毎年のように行って、業者を通して今は入る。だけど全て、そういうものがふえてくると、いい業者ばかりでないと思うのです。いろいろ問題が起きて、あっせん場で200万だとか、そのことを本人にかぶせるのもあれば、受け入れ農家にかぶせると。毎月4万、5万の手数料を取ると、そういう高額なことも今、起きているので、その辺をきちんと整理して、町なり農協の窓口になってできないのかと思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 入管法が変わって、それぞれの職種でこの単年数というのですか、5年だとかでいけるというようなことである場合については、いろいろな手立てをしているところもありますけれども、ただ建設現場では本町でもそれぞれできれば一つの国に絞りながら研修生を受け入れて、そこで語学の日本語の研修だとか、そういうことの協力要請だとか、そういうことが起きていますから、環境や条件がしっかりとできれば、そういうこともしていきたいと思いますが、ただ、今、自治体でもやっているところもありますけれども、特に大きくやって取り上げられているところは介護職員なのです。介護職員は、広域でやっているところあるのですが、十勝でも専門学校で介護職員をそれぞれ養成しているということで、20数名も受け入れているところもあるのですが、そのほかの職種で、特に農業関係では、そのことが可能かとい

うと、そういうことがなかなか、今の入管法の規制の中ではまだまだ難しいのかなと、そういうことで思っておりますので、それができるとするならば、それは私どもも本当に積極的に対応したいなというふうに思いますが、それが今の現状ではなかなかかわないというふうに思いますが、それぞれ議論の経過もあると思いますから、今、担当のほうからその部分についてはもう1回説明させていただきます。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 私のほうからは、現状、農業に関しても先ほど町長の答弁がありましたように、農協等含めて情報収集をしたところ、約19名の外国人の労働者の方が入っているという状況となっていることは確認しております。

本当に、先ほど申したとおり規模拡大が進んで本当に労働力が必要だというひっ迫した状況も含めて私のほうでは理解をしていますし、あわせてそこへの対策等含めて必要なことも十分理解しております。

ただ今、外国人労働者の受け入れに関しては町長もお話ししたとおり、私のほうとしても具体的にはまだ農協等含めて協議をしておりませんが、さまざまな事象も含めながら協議をしながら、もし対策として実施ができる条件や状況がありましたら、そこは随時考えていきたいと思っておりますし、ただ、本別町の基幹産業の維持や拡大あわせて今後の推進におきましては、やはり今の人口減対策とあわせてしっかりと日本の方の雇用も中心にしながら、さまざまな答弁で申したとおりのフェア等含めて参考にしながら推進を図ってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 日本の方が来てくれると一番いいのですけれども、どの分野見てもきつい仕事でなかなか敬遠されがちになるような現場ばかりで大変かと思っておりますけれども、ちょっと話が外れるかもしれませんが、地域密着型老人ホームの建設について、やはり一番のネックは労働介護者の不足と。これ、考え方によっては二つを一つという考え方にならないのかなと。町民が本当に地域密着型の20人規模の二つを望んでいるのかどうか、本別で楽しく過ごしたいのだったらみんな同じ1カ所で50人でも100人でもいいのではないかと思うのですけれども、そうすると介護の人材も100あるとこ70ぐらいで済むのではないかというふうな気がするのですけれども、その辺、いかが考えていますか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ちょっと答えづらいことあるかもしれませんが、介護者の不足ということで、当初、第7期の計画の中でも先延ばしをするということではありますが、これはやはり社会福祉協議会がこの事業をやることによってそれぞれ今やっている事業全般をしっかりとこれからも遂行できるという、そういう大きな柱の一つとしてこの地域密着型を運営するというので、それぞれ計画の中で協議させていただいて、

方向性を定めてきているということでもあります。

ただ、人材がなかなか確保できないということも含めて、それぞれ大変な努力していただいで、昨年も、ことしも新しくまた雇用させていただいて、ほぼめどがついてくると、もうここまで来ましたので、その部分については、私どももしっかりと応援させていただきながら、その提案をしていたと。

ただ、地域密着型小規模というのは、そのどんとそのまやればいいという議論ももちろんあったわけでありましてけれども、その中ではやはりこれからの、この施設のあり方として介護保険だとかいろいろ含めて、この運営の形態、また建設コストの問題、それからこれからの介護人材の確保など含めて、地域密着型とそれが2カ所に併設する、そのほうがより効率的で、また広域でほかの町からもどんどん今のような広域で入ってくるということではなくて、やはり町民が優先してしっかりと入れるという、そういうこの地域密着型、50床ではなくて49床ということの中で、それぞれの関係機関含めて協議をして、でき上がった経過でありますから、このこともしっかりとこの早いうちにそのことが実施しながら、その効果とか、町民の皆さんに示していきたいなというふうに思っていますので、そのことについても何といてもそこに働く人材の確保が、ここも一番大事なところでもありますから、引き続き手を緩めることなく、人材の確保しっかりと担っていきたいなと思っておりますので、そのことについても御理解いただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 3番目のしごと体験交流館の核とした求人窓口ということですが、やはり企画課でもどこでもいいですから、業者の方やら農業者の方々がこういうことで人を探しているのだという相談窓口程度のものを設置してほしいと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 篠原議員の御質問でございますけれども、今おっしゃいましたように、人材確保、先ほど町長の答弁にもありましたとおり地域経済等に与える影響等も密接に絡んでくる問題でもございますので、おっしゃられるとおり、その交流館、いろいろ交流というふうに名前もつけておりますから、そういった情報だとかも、例えば館内に掲示するだとか、そういった情報などもあわせて提供するような施設でいたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（篠原義彦） 終わります。

○議長（高橋利勝） 10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しがありましたので、昼間保留した1問について質問をいたします。

なくしたい孤立死、その取り組みはということで伺っていきたいと思います。

ひとりと暮らしの高齢者等の孤立死、孤独死を防いでいきたいというふうに考えますが、町としての取り組み等について見解を伺います。

本町においても、孤立死、孤独死と思われる状況があります。本町の第7期銀河福祉タウン計画、高齢者福祉計画によりますと、平成29年度で高齢者65歳以上のいる世帯は2,015戸、そのうち単独独居世帯は843戸で、高齢者のいる世帯全体の41.8パーセントを占めているとのことです。

この独居世帯は年々増加しており、推計値では2025年、平成37年には886戸に達するとされており、ただし、先ほど申し上げた、この800数十戸のうちの200世帯は施設入所の数が入っているということで、施設入所もひとり暮らしというような数字になっているようですが、そういう数字です。

町では、このような現状に対して自治会の協力初め、社会福祉協議会などの事業でも対策を非常に丁寧に、多岐にわたって講じているところだと認識をしています。

そこで一つ目ですが、独居の高齢者に周りがどうつながっていくのかがやはり一つのポイントだというふうに考えています。とりわけ、声かけなどの日常の取り組みが最も大切だと思いますが、いろいろな町、本州の町も含めて他自治体の例では声かけ専門員、いわゆる自治会を超えた形で専門員を置いたりだとか、それから訪問員のような形で委嘱をして別個に動いていただくというようなところもあるということです。

これは、本町も多分そうなのですけれども、自治会の取り組みが本当に大変な状況なのではないかなということが想像され、全国的にもそのことで自治会に任せるということでなく、全体として取り組もうというような動きが出始めているという一つの例だというふうに思います。

1番目ですが、そういうことについて町として現状でどう考えているかというのが①です。

②ですが、特に独居高齢者に対する定期的な訪問活動などは、その方の現状をつかみ、また必要なサービスを図る上でも有効だと考えますし、まさにそのことが本町ではきめ細やかに取り組まれているというふうに思います。

そういった中で今、現時点での現状と課題について本町としてどう考えているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員のなくしたい孤立死、その取り組みについての質問の答弁をさせていただきますが、本町では平成5年から、これは本当にすばらしい取り組みだなというふうにもいつも思うのですが、ひとりの不幸も見逃さないということをしつかりと自治会の会長さん方が、発案していただいて、それをひとりの不幸を見逃さないを合い言葉に見守り活動、また生活支援、除雪、地域サロン、災害時支援を柱とする在宅福祉ネットワーク活動を自治会、または社会福祉協議会、町の三

者が一体となって充実強化を図ってきたところでもあります。

現在は32の自治会、30ネットワークが組織されております。中でも自宅訪問だとか、カーテンの開け閉めなどを確認する見守り活動は、27組織で取り組みがされておりまして、見守りの対象となっている方は354人となっているところです。

また、地域の集会場などに集まって交流いたしますサロン活動は21組織、これらで実施をされています。平成30年6月時点では、621人の方が参加されていますが、このような場も定期的な見守りや状況把握の機会になっているところでもあります。

阿保議員の御質問にありますように、声かけ専門員、これと類似した事業といたしましては定期的かつ、継続的な見守りが必要な方に対して社会福祉協議会に設置してありますあんしんサポートセンターのあんしん訪問員が介護保険などの公的サービスを利用していないひとり暮らしの方や高齢夫婦世帯の方などを対象に話し相手、また買い物支援などを行いながら、安心生活創造事業を実施をさせていただいているところでもあります。

現在、11人の方が週1回から月1回の訪問支援を続けていただいております。さらに、平成29年以降、三者の民間事業者と見守り協定を締結しまして、業務の中で異変を発見したときには、町に連絡していただくという仕組みを取り入れまして、これまで以上に互助、共助、公助の重層的な見守り体制の構築を図っているところでもあります。

見守り活動から把握されました状況踏まえて適切な支援サービスを利用させていただくことで、定期的な見守り体制が構築され、異変があった場合に早期に発見をして対応できることが関係者の間で情報、課題の共有と連携は大変重要であるというふうに認識をしているところでもあります。

現在、地域包括支援センターでは、各機関との連絡会議や在宅福祉ネットワーク活動の民生委員児童委員の方から寄せられました情報をもとにして家庭訪問を行うなど、積極的に介入をすることで、一人一人の状況に応じた支援体制に努めているところでもあります。

ひとり暮らしの高齢者の方々の孤独死を防ぎ、安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、社会福祉協議会を始め自治会連合会、在宅福祉ネットワーク連絡協議会、民生委員児童委員協議会など、地域福祉の中核的な役割を担っていただいている関係団体の皆様、官民を含めた多様な機関とのさらなる連携の強化が不可欠であると考えておりますので、議員各位のこれまで以上の、また福祉関係者の御理解と御協力をお願い申し上げながら、答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま町長がおっしゃったように、本当に本町としてはきめ細やかで、そして、かつスパンの短いような活動を取り組んでいるというふうに思っ

ております。

これらの訪問活動や日常の声かけ活動というのは、各自治会の取り組んでいる在宅福祉ネットワーク、今、町長がおっしゃったそういうネットワーク活動始め、社会福祉協議会、そして町も含めた各種の取り組みが大きな役割を果たしているというふうに認識しておりますし、私の地域でも先日、今回こういう質問をするということもありまして、今は有志なのですけれども若手中心に在宅福祉のネットワークチームをつくりました。今後、自治会全体で了解を得ていくというようなことの作業が残っていますが、6月くらいにできそうだなというふうに思っています。

遅ればせながら、当自治会でも頑張っていきたいなというふうに改めて思っているところですが、これらの取り組みをずっと取り組んできていると、私も議員を結構長くやってる経験でいうと、残念ながら、これは孤独死だったんだなという例が少なからずこれまでもありましたし、先日も実はありましてちょっとしたいきさつで自宅で行われたお通夜に参列するような、そういうような成り行きがあったのですけれども、そのときにちょっと家の中を見回したときに緊急通報システムは、そこにはなかったのです。それで、これは現在のシステムは導入当初は北海道でたしか一番最初だったと聞いておりますけれども、すばらしい人感センサー、人の動きを感知するという、このシステムは画期的だったというふうに記憶しております。それまでは、よくあったブザーを押すというような、そういうタイプだったのですけれども、倒れたらブザー押せないでしようというような議論もあって、今のシステムが導入されたというふうに覚えています。

虚弱な高齢者というようなことが要件になって、希望者に設置して、月3,000円余り、使用料、利用料というのを町が負担しているというような仕組みだというふうに思っています。

これを先ほど数字申し上げたとおり、在宅で600猶予人の独居の方がいらっしゃるといことで、要件を少し見直すべきではないかなと。要は、今、100台用意されていて、80台ぐらい利用されているというふうに認識しているわけですが、残りあと20数台なのかもしれませんけれども、そろそろ要件を緩和すべきではないかなというか、もっと言えばあくまでも希望者だと思いますが、ひとり暮らしのところに設置していくということにお金もかかるし、機材の台数も少ないと思いますが、何とかその部分を一步前進させるべきでないかなと。そのことが、少しでも孤独死、孤立死を防ぐことになればというのが私の希望的な考え方でもありますし、倒れ方にももちろんよりますけれども、早期発見で尊い人命が救われる例もあるのではないかなということも期待も含めて、そういう今の要件は導入当初の要件の考え方は十分理解しているつもりですけれども、少なからず孤独死と思われる例が散見される現状の中では、そこをちょっと考えてはどうかというのが私の提案です。これについて、町としての見解をあわせて伺いたいと思います。

それから、このシステムは先ほど言ったとおり北海道で当初は、本当に画期的な第1号の取り組みだったと認識しています。今は時代が進んでいて御承知のようにAIと呼ばれる、いわゆる人工知能ということを活用した、この種の機器がまだメーカーのほうで、いろいろなロボットみたいなのが用意されていますし、10年以上前だったと思いますけれども、道央のある町に視察に行ったときには、人間型という意味ではないですけれども、介護見守りロボットというのを導入しようかという首長さんがいて、後で聞いたら北海道全体のそういうことの推進する首長会みたいなものがあるのですか、町長。そこの代表だという方だったようだけれども、いずれにしても私が言いたいのは、今、私たちが持っている手段は緊急通報装置という手段ですけれども、今後、やはりこの分野はどんどん日進月歩で進んでいる分野なので、価格のこともあるし、システムのことでもあるのですけれども、ぜひ導入する方向の研究というのを始めてもいいのではないかと、そういう提案です。

以上、その緊急通報装置の要件の緩和と、今後のその手のものの技術の研究を進めていくというか、情報収集を進めていくというようなことで進めてはどうかという提案なので、その辺についての答弁を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 阿保議員の緊急通報システムの要件緩和の考え方についてお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃるとおり、今、本町の緊急通報システムにつきましては、一定程度の要件を設けさせていただきまして、既往歴ですとか、今の現病歴、どういう病気にかかっているのかということをお聞かせいただいた上で、ひとり暮らし、もしくは高齢者夫婦世帯という要件の中でつけさせていただいております。

議員おっしゃるように、どんどん広げていけばいいのですけれども、やはり費用の面の問題ももちろんありますし、今現在、100台を保有しておりますが、現在使われているのが、入れかわりもあったりして70台弱ぐらいの数なのです。

そういう中で、一定程度のその疾病要件だとかということは考慮させていただいておりますけれども、それ以外にも例えば農村地域でひとりでぽつんと住んでいて、近所の目がなかなか届かないですとか、あるいは地域の方も見守ってくれてはいるけれども、なかなか細かくできないので地域は心配してるよといったような個別の相談が寄せられた場合には、一定程度、年齢がいついけばリスクもあるだろうということで相談の上でつけさせていただいたりということもしております。現段階では、今、保有している100台の中で何とか、まだ余裕もあるものですからやってきたいというふうに考えているところです。

済みません、あとAIについては、私は余りその辺ちょっと詳しくはないのですけれども、いろいろなものが開発されていて、会話ができるですとか、連絡がインターネットを通じてできるですとか、いろいろなものが出てきているというのはお話に関

いております。

ただ、今それをどういう形で、どういうふうに進捗をしていくかというところまでは、まだ正直申し上げまして検討のテーブルに乗っていないというところがございますので、今後、いろいろな情報も収集しながら、どういうことで活用していいのかということを考えていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 緊急通報システムの関係で、台数がそういうことだという、70台ぐらいが今、稼働しているということで、それは以前の所管事務調査のときに詳しい資料をいただいて見ておりますけれども、高齢者になれば、きょう元気でも、あしたは倒れているかもしれないです。若い人も同じですけれども。

それは、そういう機器を入れたからどうこうということではないかもしれませんが、例えば私は何で孤独死かなと思うのは、何でしかももちろん知りません、最近ちょっとあっただけで、それで長い間にありましたけれども、町としては例えば幾つかの事例があると思うのですけれども、孤独死と思われるところの住宅というか、家に通報システムがあったのかどうかなんていう検証、それからあったらどうだったろうという検証みたいなのはされているのでしょうか。

ひょっとしたら、あったら先ほど来言ったとおり、救命につながるような、そういうこともあったのかもしれないなというふうに思うものですから、そういう検証も大事だと思うのです。現状は現状として、70台という現状はあると思うのですけれども、そういうことがこれからも検証を重ねながら、そして次の施策に結びつけていくというようなことが必要なのではないかなと。

なぜ、緊急通報システムにこだわるかということ、冒頭申し上げたとおり、自治会も社協も町もめいっぱい頑張っているという認識の中で、何とかそれを手助けできるものが、そういう機器、それから人工知能と呼ばれているAI、まさに日進月歩で民間はそれを商売にしようとしているから必死なのでしょうけれども、いずれにしてもそういうようなこと含めて必要な時代になっていると私は思っているものですから、その孤独死と思われるところに、緊急通報システムが設置されているかどうか等の検証なんかはこれまでされてきたのかどうか。されているとすれば、その結果としてどういうふうに考えるのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 孤立死と孤独死はやはりちょっと状況が違うものですから、本別町では孤立死というのはないなというふうに思っているのです。これは、先ほどの御質問にありますように、それぞれの地域、またいろいろな対策してくれていますから、本当に孤立死というのはいずれもないだろうと思っておりますが、ただ孤独死の場合は、どこまでが孤独死と言うのかという、ひとり暮らしの方ももち

ろんそうなのでしょうけれども、例えば家族でいても朝起きてこないということもあるわけですから、そういうことも含めるとどこまでが対応できるのか。

また、センサーを押せるぐらいなら、何とか、まだその救命の可能性もあるかもしれませんが、センサーも押せないとなるとまた、突然、体が動かなくなるとか、また脳か心臓かということになると本当に難しいと思うのです。

ですから、そこにこのセンサー、またAIということ、皆どれだけ効果があるのかなというのも非常に難しいと思いますので、ぜひそこら辺も今、集中的に取り組んでいるところがあるということでもありますから、そういうところもちょっと検証させていただきながら、本当に有効な手段をとれば、そのことも含めて検討させていただければと思いますので、その時間もぜひとらせていただければと思います。

以上を申し上げて答弁とします。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 7時06分 休憩

午後 7時20分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、日中保留してありました町税未納被害の状況と対応については質問をいたします。

元職員の横領事件に関連し、昨年12月定例会において一般質問し、さらに本年1月30日の議員協議会において未納額が3人分、56万1,000円との報告がありましたが、これまでの経緯と今後の対応についてお伺いいたします。

元職員の事件は、本別町の歴史の中で大きな汚点です。事件は、税金にかかわる地方税法違反、加重収賄、業務上横領の罪で昨年9月に結審していますが、今回、さらに50数万円の税金が未納であり、監査委員に対し賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めるとのことですが、このようなことがいつまで続くのですか。早急に調査を行い、全容を解明し、町民の皆さんに説明することが大切なことだと思います。

議員協議会の中で、状況等を広報誌により町民の皆さんに周知するとの報告がありましたが、いつの広報に掲載するのか、また全容解明に臨む職員の配置はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大住議員の町税未納被害の状況と対応についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、本件につきましては、これまでも述べさせていただいておりますが町民の皆様への行政に対する信頼を失墜させてしまいましたことにつきましては改めて事件の重

大さを感じながら、また、職員の一人一人の公正な職務遂行の重要性を感じているところでもあります。

新たな事案の町税未納被害の状況ということではありますが、これらについての御説明をさせていただきます。元職員の不適切対応といたしまして、平成30年2月に税の収納相談窓口を開設しましたほか、随時間いあわせのあった方への対応を行ってきたところでもあります。

結果としては、3名の方から領収書の提示や収納状況などの問い合わせがありまして、関係書類、税システムで確認作業、調査を行いました結果、元職員が関与した疑いの高い町税の未納が56万1,000円確認されましたことから、地方自治法第243条の2第3項の規定にのっとり、平成31年1月28日付で監査委員に賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めたところでもあります。

次に、対応についてではありますが、刑事事件における業務上横領の3件の事案を踏まえて、過去の不納欠損者に対して収納状況などの調査を今後、取り組んでまいりたいと考えております。

調査に当たりましては、調査に必要な会計年度の期間や、また対象者の実態、そして規模を踏まえて実施をしてみたいと思います。

現在、調査期間、また対象者を整理するためのデータの整理を行っているところでありまして、整理ができ次第、また議会との調整を踏まえて調査を進め、全ての調査結果を踏まえて町民の皆様に報告させていただくことと考えております。

平成31年1月30日開催の第3回の議員協議会において説明しておりますが、今回の事案の広報による周知についてですが、これは監査委員において結果が出次第、決まり次第、またははっきりした時点で広報誌に掲載を行なっていきたいというふうに思います。

また、調査に臨む職員の配置についてですが、業務を遂行しながらの調査になりますので、それぞれ税の収納期間、また出納の閉鎖の期間など踏まえて、この30日に申しあげましたけれども、これらの人員配置を含めてしっかりと対応するためにも、少しそれぞれの業務の状況も踏まえて時間をいただきながら、調査に対応できる人事の配置を考えていくということにさせていただきたいと思います。

以上を申しあげて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 今、町長の答弁をいただきましたが、いつもながらと言いますか、同じような内容で。監査に出すので監査の結果が出てから、それから町民の皆さんに周知したいという旨だったと思いますが、それは町長、ちょっと悠長な話だと思うのです。

元職員がやったに推認されるというようなお言葉で私ども議員協議会を受けています。ということは、不納欠損で処理したということにもつながることが想定されます。

そういうことの部分が50数万円というお金が今、未納になっているということは、いち早く町民の皆さんにお知らせするのが行政の最高責任者としてのお努めではないですか。

それが監査がどうのこうのと言っている場面では、私はないと思うのです。今、こういう状況で未納になっている部分が3人分で50数万円ありますと、それがこういう状況で、これからやります。人事についても、こういう形でしますというお知らせをするのが私は筋だと思うのです。監査の結果が出るということになれば、監査の考え方もありますし、量にもよりますから3カ月、4カ月というスパンになれば、これは行政として機能していないということになるのではないですか。

その辺どうなのでしょう。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますが、1月30日の議員協議会で申し上げたとおり、これは推認をするというお話をさせていただきましたけれども、結果として、これを監査に託して、監査委員の皆さんからその事実を、経過をしっかりと調査していただかなければ、これは私どものこれからのそれぞれの対応を含めて、まだまだどのような対応をするかが決定されないということでもありますから、その時点でこれは報告するということになりませんということもお話ししてあります。

そしてまた、それを改めて調査する部分につきましては、相当の事務量いろいろ含めてありますから、それらに対応する人員配置なども含めて、それは十分に対応できる体制をとるためには、またそれぞれの時間も、そしてまた業務を行ってからの時間でもありますから、それも必要でありますことを申し上げさせていただいておりますので、それら一連の監査の結果含めて、それが明らかになった時点でしっかりと新たなところを調査に臨む体制をとった中で、この対応をさせていただくと、こういうことでもありますので、今の部分につきましては御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長、再三監査がというお話ですけれども、監査に私どもも拝見した部分の報告書というか、経過書と言いますか、それを監査のほうに出していると、もう出しているということですよ。それを監査のほうから結果が来ないと一切、町民の皆さんにお知らせできないということには、私はないと。先ほど来から言っているように、経過としてこういうことがあったというのはお知らせするべきではないですかということを申し上げているのです。

その結果が出たら当然話をしなければなりませんよ。これは税金のことですから。そして、不納欠損をしているかもしれないということですよ、それをこれから調べなければならぬ、監査でどう出るかわかりませんが、不納欠損というのは、去年の広報5月号で、町の決裁体制があって、町長が最終判断をしている案件なので

す、これは。不納欠損という処理の仕方は。

ですから私どもが申し上げているのは、今回、新たに3人分の50数万円のお金が未納だということが出てきたということになれば、当然、監査にもそういう方法をとらなければならない。これは当たり前のことかもしれませんが、いち早く税金のことなので、町民の皆さんの信頼回復も含めて、途中経過でも広報等で知らせたらどうですかと。そうしたら、この間の議員協議会で、副町長の御答弁だったと思いますけれども、広報に掲載しますというようなお話だったと思う。これは会議録があるから間違いないと思います。今、休憩として会議録開示してもいいですけども、そういうことなのです。それをいつ出すのですか言ったら、全部結果が出てからではなくて、途中経過からでも出したらどうですか。

それと、職員の配置です。これは4月で人事異動例年行いますね。退職職員もいることですから。そのときに、何人かをつけて、やはり町長が陣頭指揮をとって、これだけの形でやります、3人、5人体制でやりますと、パートの方も採用されて、もう3カ月、2カ月、4カ月で、もう全て、全部見ていくのだという、その意気込みといえますか、体制づくりといえますか、そういうことがあってしかるべきだと思うのですが、その辺、どのようなものでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） あくまでもこの部分については、私どものずっと一貫していた考え方としても、やはり全容をしっかりと監査のほうに託して、そこで判断していただいた結果として、それが明らかになった時点でそれはお知らせをします。

そしてまた、その調査についても、これはまだ4月の人事ですから、これから含めて、この監査の結果を踏まえてですから、その前に人員配置もしなければなりません。それは、人事配置した中で、1月30日にお話ししたように、議会のほうともすり合わせというか、調整をしながらどのような方法でやっていくかということも、そこから決めてまた調整に入ることですから、このことについては今までお答えしたとおりの方向で、しっかり進めていきたいというふうに思っておりますので、そのことについてはそのとおりに理解してください。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長の言っている、その議会とのすり合わせという意味が私はわからないのですが、議会のすり合わせをする前にこうやって一般質問に出ている、この後にも関連する質問をする議員もいますけれども、これだけの案件が出ていて、町民の方々も関心の高いことなのです、税金のことですから。

町長は監査が監査と言いますけれども、行政の最高責任者は町長なのです、その辺の自覚を持った中でやってもらいたい。そして、強いて言えば、4月の人事異動でこれから出てくるであろうということの人事配置は、パートの職員も正職員も含めて、

それは人事権持つ町長しかできないことなのです。そこで、町民の皆さんにそういう姿勢を見せてやっていかなければならない。

それと、町長も先般の通告書でお話ししましたとおり、元職員の部分については最高裁で刑が確定していると。その刑が確定していて、また新たに出てきたときに、もう議員協議会やったような話なのですよ、私が今年の12月に質問した中でも。それは、どこまでいっても出てきたとき、出てきたときの対応でなくて、先に出てきたことは本当に不本意なことだと思いますよ、私も。情けない話だと思います。税金のことですから。

それを私は、途中経過でも町民の皆さんに町の広報等があるのだから、それを利用して周知したらどうですかということをお願いしている。もう全部出てからだと、極端な話すれば量にもよりますし、監査委員の方もお二人でやっているから大変だと思いますが、もう6カ月も5カ月もたった後に、監査として出てきても町民の皆さまは経過も何もわからないと。議会にすり合わせするとかという、それは言葉はちょっと悪く言えば悠長なことなのです、町長。

やはり、これは、きょうの定例議会の一般質問の後に、人員配置も含めてこういうことですよという話をするべきでないかということをお願いしているのです。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 30日に申し上げましたとおり、これは監査に託すということは、私どもだけでは中身の判断できないという事案です。それがなぜ、この時期になったかということ、それぞれ関係書類は警察のほうの取り調べで、それぞれ押収というのですか、持って行っていますから、その間はそれぞれ相談が来ても確たる検証ができないということでもありますから、それが戻ってきてからの対応ですから、それがこの監査に、結果的に3件ということで、監査にお願いして、それを確定するという形です。

それが確定した中で、これ以上ないのかと、絶対ないのかということであるけれども、絶対ないとは言えないけれども、それではもう一度しっかりと絶対ないような報告書含めて、それは再調査というか、最終確認をしようということで提案をいただきながら、それはただ私どもだけでやるのではなくて、議会のほうともその方法、手法含めて協議をしながら進めていくということでもありますから、そのことについては、それは議員協議会の中で、議員の中からそういう提案があって、そのように対応していくほうが私どももということで取り組みをしていることですから、私どもが勝手にその議会のほうにどうこう言っているわけありませんから、そこら辺はしっかりと、また私どもも、そのお約束をさせていただいたことについては実行するというにさせていただきますので、そのこと踏まえてしっかりと人事配置はもう言うまでもなく、それはしなければ、これは調査できませんから、それはします。人事については、まだ確定の時期ではありませんので一般人事も含めて、これからの人事

の内示発令になりますから、それに向けてのその調査のできる体制をとるために、これから人事配置をしていくということにさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 余り堂々めぐりの発言をしたくないのですが、議会とすり合わせ、調整すると、人事のことについても話をさせていただくというようなお話ですけれども、一般的には4月の10日前ぐらいですから、3月20日過ぎぐらいに人事のことは私どもでタッチすることではないのですが、人事の内示を出すという話でした。

当然、議会にもその辺のお話をしたいということであれば、当然、その辺のお話はしていただけるものということの解釈でよろしいのか。

それと、やはり途中経過でも、これだけの傍聴の方が来ていて、議員もみんな聞いているという中で、やはり途中経過であっても、先ほどから聞いていますと議会には言っているからいい、監査には出しているから我々は関係ないのだというように聞こえるのですよ、町長、申しわけないけど。

その辺を最高責任者としての言葉の重みとして、きちんとした答弁といいますか、それを求めるものですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 元職員の部分については、刑が確定して、こういう現状の状況になっていますから、その中で、また一連の調査としてやってきた結果として、3件の事案が出てきたと、こういうであります。それはあくまでも推認をできると私どもの判断でありますけれども、それがそのとおりかどうかも含めて、それは監査の皆様方ということで、これは何回も言っていますから、そこがなければ、私どもがそれをそれぞれ町民の皆さんにお知らせするとか、それもまた広報にするというということについては、それはなるわけにはいかないだろうと、こう思っていますから、そのことも含めて議員協議会でお話をさせていただいて、今、一つお話がありましたけれども、ここは誤解しないでいただきたいのは、人事配置も相談するということではありませんから、調査するには、それなりの事案があり、多くの調査しなければなりませんから、現行の人数だけでは業務を行ってながらの調査はとても無理ですから、そういう調査のできる職員人事配置をしなければなりませんと、その上で、その調査の手法、方法含めて、それは議会との協議もさせていただいて、その中で改めて調査に入っていくと、こういうことの協議会でお話をさせていただいて、確認をしたところでもありますから、それにのっかって私ども着実にその方式を進めていくということでもありますので、このこともしっかり再度申し上げておきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 再三私も言っているように、議会の人間には人事権がございませんからどうのこうのということはありません。町長に指摘されるまでもなく、町長が議会とすり合わせをするということでございますから、4月1日の、今町長がおっしゃったような形で、なれた職員も含めて配置するということをやりたいのだと、するのだということがあれば、そのお話はあるのですかという聞き方なのです。それを誤解するも、しないもないと思うのです。

それと、再三言っているのですけれども、余りにも町長、捜査がどうしたとか、監査がどうしたでなくて、再三お話ししているように、もう230人の職員のトップである町長が判断しないことには失墜した信頼は戻りませんし、それは町長の皆さんにいつも言っている町民の目線と一緒にする云々ということも、ここぞというときに出していただきたいのです。

ですから、何月の広報に出すとか、そういうことでなくて、なるべく早く途中経過でも出していくのだという前向きな考え方が全然見受けられない、聞こえてこないものですから、同じことを3回も5回も言っているということなのです。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 途中経過でも何でも上げるかということかもしれませんが、決して私は、そういうふうに答えているわけではありません。責任のある立場ですから、余計確たるものがなければ、これは表には出せないことでもありますから、推認すると何回も言います、推認するだけで、それを公に出すということには、私はならないだろうと。それは、こういう事件ですから、事件に関連することですから、余計きちんとした形で私どもでは判断できませんのでということで、監査の皆さん方をお願いして、大変御足労をお願いして、結果を出していただくということにしておりますので、それが確定しない場合は、私どもは発言をすることも、広報することもできないという、そういう立場であります。それが確定した時点で、先ほどから申し上げておりますように、その再調査をする人員配置も含めて、しっかりと体勢をとりながら、そしてその調査の手法というか、やり方については、それぞれ議会の中で、また報告、相談させていただきながら、その調査に向かって進んでいくと、こういうことでもありますので、一連のことはずっと変わらずそのとおりに対応していくことと、確定をしないものについては、私どもは、それは公のところに出すということについては、私どもはできかねると、こういうことで理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長の答弁が丁寧過ぎるものですから、時間がなかなかないのでこれで終わるかと思うのですが、町長、先ほどから言っている私どもの議員協議会でもお話しした言葉の一つ、推認ということは、推測の推に認めるですか、それは確定でないという解釈、言葉をひもとけばそうなりますけれども、推認されているという言葉と町民の皆さんが思っていることは全然違うのですよ、町長。

ですから、出せないということではなくて、やはり出していくのだ、前向きに行くのだということが、議会の我々含めて、そういう考えがないのですかと。推認ということは、ほぼということなのです。確定ではないかもしれませんが、そして推認ということは、元職員が立場とすれば間違いなくそうやって行ったのではないかと、もう推定されるということですね、推定と推認は違うかもしれませんが、そういうことだと思っておりますが、その辺の見解はどのようになっていますか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 言葉尻捉えるわけではありませんけれども、推認、推定というのはいろいろあるかもしれませんが、私どもは推認ということでお話させていただいていますが、ただやり方、手法というのですか、それがよく似ていると言いながらも、これは確定したものでないですから、先ほどから言うように私どもが確定できればいいですよ、こういうことでわかりましたからと出せるかもしれません。それは確定できませんから、監査のほうにしかるべき事案について、監査のほうでしっかりと監査をいただいて、それが推認から本当にほぼ間違いのないかどうかということも含めて、または全然違うのかというようなことを含めて、その結果をしっかりと示していただいて、その結果によってはこうしろと、それまで出して行って推認できないということになったら大変なことです。そういうことも含めて、やはりこのことは慎重に、かつまた大事なことです。しっかりと、その確証が得られないことは出せないということも含めて、ただそのことが決して積極的でないとか、何とかでないとは思っています。積極的に、全部これを解明しようという、そういうことも含めて、私どもはそういう姿勢を含めて、議員協議会で相談させていただいて、議会もそれにこたえていただいて、議員の中から、これを再調査というか、最終調査するために積極的にやっていきたいと思います。お互いというか、議会のほうもそういうことも含めて、その協議、相談しながらやりましょうということになっておりますので、そのことについては私どももそのとおりに実施をさせていただくと、こういうことでやっていきますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○6番（大住啓一） 時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。

○議長（高橋利勝） 3番梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） それでは、保留していた2問目を再開し、本別町議会、平成最後の一般質問、また出た徴税未納事件、不納欠損処理の闇どれだけを取り行います。

改めまして、傍聴いただいている皆様には夜分にもかかわらず、またお仕事帰りの方もいらっしゃる大変お疲れのところ、傍聴にお越しいただき本別町議会議員の一員として心よりの御礼を申し上げます。皆様の町を思うお気持ち、またその熱意に私自身、改めまして身が引き締まる思いでございます。それでは、始めさせていただきます。

納税は、本別の未来へつながる希望のエネルギー、これは役場庁舎正面に掲げられている標語です。本件は、その未来も、希望をも損なわれてしまった、そうした1件でございます。

元職員の関与と推認される徴税横領事件が新たに発覚し、一連の不祥事が今なお集結していないことが明らかになった。町史始まって以来の不祥事ともいえ、現在までの対応と今後の方針について事実と所信をただす。

それでは1番、刑事事件として立件されていない町税横領事案が新たに発覚し、今なお調査中の現在、一連の不祥事の終わりが見通せない状況下にある。これまでの事件究明に関する対応の不十分さを物語っているにもかかわらず、私どもは、もうこれ以上は出ないと思っている、今回は、これで終わりたいと思っているなどとの見解を議会に示し、事件に対する認識の甘さを指摘せざるを得ない。公務員としての性善説が成立しなくなったことを認めているのであるから、認識を改め、事件の究明に努め、本当の意味で事件を終結させ、本別町が未来に向けた新たなる一步を踏み出すための改革に注力できる環境を整える必要がある。

2、一連の不祥事は、職員による単なる業務上横領事件のみではなく、職務上で知り得た情報を漏洩し、町とも一定程度以上の接点を持っていた者らと共謀し、不当に利得を得た者もあり、地方税法違反、加重収賄の罪も立件されている。

また、元主事による不適切な収納事務処理も明らかになっており、その他の地方税法違反や収賄、他の職員による業務上横領、また不適切な事務処理等などはないのか、多角的な視点から徹底究明し、二度と類似事件が衆目を集めることがないようにする必要はある。

1月30日の議員協議会において、件数が多い領収書がないと本当に確認がとれない作業、私どもはもうこれ以上出ないというふうに思っている、今回はこれで終わりたいと思っているなど、それらの見解を議会に示したが、通常であれば1件あればまだあるだろう、1人いればまだいるだろうと考えるのが普通である。

現に、今回も元町職員と元主事の2人、今回も立件されていない新たな件が明らかになった。これをどう考えたらこれで終わりにしたいだとか、これでもう出ないと思っ

ているというような考えに至るのか、私ははなはだ理解に苦しむところであります。副町長、あなたが選任される時、住民課長時代、本寺受刑者の上司で管理責任がなるなどとの理由から、可否同数で最後、当時の議長の裁決で選任された経緯があり、提案者の町長は、事件の全容解明に向け最大限努力している人などと述べられた。でも、今回の議員協議会での発言は、副町長からなされたものであります。全く持って全容解明にはほど遠いと言わざるを得ません。

今回、示された所見について、改めてどういったお考えなのか答弁を求めるものであります。

さまざまな議論があつたにせよ、あなたが副町長に選任され、これはもう既に決まっ

たことであります。決まったことであるならば、ぜひ前を向いて進んでいただきたい、副町長、あなたがしっかりしてもらわなければ、あなたがしっかりしなければ、この町はどうなるのですか。認識を新たにし、真に職責を全うしていただけることを強く求めるものでございます。

まじめに汗を流す大多数の職員が哀れだとは思いませんか。不納欠損、これまでの不納欠損の判断を行ってきたのでは、最終判断を行ったのは町長あなたであります。元町職員を信頼しているベテランだからと、安易に不納欠損処理をしてきたつけをどこかで精算しなければならない、それが今であります。

僕は、本音といたしましては、この1件は、本当に早く終わってほしい。過去のことを振り返るより、前を向いて歩を進めていきたい、こう考えておりました。でも、行政の批判と監視、そして提案をする、これは我々議員の務めでもあります。任期中に、新たにこうしたことが明らかになったことでもありますから、私といたしましては看過することができないものであります。

平成30年2月7日の町民報告会において、元職員は町長の御親戚であること、地方税法違反、加重収賄の共犯者は町長の支援者で、国会議員を知っているからということで選挙戦での応援演説を依頼したということ、元農場職員を元職員に頼む……。

○議長（高橋利勝） 梅村議員、通告された内容で質問してください。

○3番（梅村智秀） 通告文書をそのまま読み上げるということを求められているのでありましょいか。

○議長（高橋利勝） 違う、質問要旨では、元職員ということを行っているわけですから、元職員に関することの通告だと思しますので、ほかの方については触れるということにはならないと思います。

○3番（梅村智秀） 2番項の2行目、町とも一定程度以上の接点を持っていた者らと凶暴しということも書いてありますが。元職員のことのみを私、述べているつもりはありません。議長に、その解釈を求めるものであります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 7時53分 休憩

午後 7時58分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、改めまして再開いたします。

この元町職員、あわせてこの町職員と共謀した元農場作業員、こうした者の関連がこの一連の事件では確認されており、当然、立件もされております。

この今回の件が、この元町職員の者だという推認はしているけれども、確定がされていないということであれば、新たなものかもわかりませんし、この事件の真相というものが今なお、さらにさらに闇に包まれてしまってわからなくなってしまうのか

など、このような認識を新たにしたところでございます。

これらについて、町民のためにも、町職員のためにも、そして本別町の未来のためにも全容解明、徹底究明を求めるものであり、改めまして所見を伺います。

3番、一連の事件が終結していないことを踏まえ、改めまして町長がみずからを厳しく律する考えがあるのか所信をたします。

新たに発覚したこの事件、これまで専門家と相談し、2回の処分を行ってこられた、そこで一定のけじめはつけたと、このようにおっしゃっていましたが、私の見解ではその処分も甘いと、このような認識を持っております。

この処分において、減額された金額、2回分合わせても100万円少々、このように考えております。これは、ボーナスだけでも年間300数十万円支給されている町長のお立場からすると、余りにも軽いものと考えております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員、続けてください。

○3番（梅村智秀） 改めまして、御自身を厳しく律するお考えがあるのか、答弁を求めるものであります。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の質問についてお答えします。

質問の趣旨、内容につきまして、若干、答弁と食い違うところがあるかもしれませんが、そこはよく聞いていただいて、理解をいただければと思いますので、前段申し上げて答弁させていただきます。

まず、本件につきましては、これまでも述べさせていただいておりますが、町民の皆様への行事に対する信頼の不信を招いたということにつきましては、改めて事件の重大さを感じているところであります。職員一人一人の公正な職務遂行の重要性を感じているところでもあります。

今回、町民の皆様から相談のありました件につきまして、調査をしたところ、元職員が関与した疑いの高い町税の未納が3件を確認されましたことから、地方税法の規定にのっとり、平成31年1月28日付で監査委員へ賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めたところであります。

これまで収納業務の不適切処理にかかわる再発防止策に基づき、公務員倫理、また服務規律の徹底、本別町収納滞納整理などのマニュアルの整備などにより、再発の防止に努めてまいったところであります。

公務員倫理、服務規程の徹底につきましては、職員一人一人が改めて法令遵守を徹底する意識の啓発を進めるために、平成28年度からコンプライアンス、倫理、法令遵守の研修を実施してきているところでもあります。

今後も、この法令違反、法令の遵守、意識の徹底とリスクマネジメント、危機管理に関する意識の高揚をはかりますとともに、今回、明らかとなりました事案を踏まえて、過去の不納欠損者などにかかわる収納状況などの調査をしっかりと取り組んでま

いりたいと考えております。

また、職務の遂行に当たりましては、これらの法令遵守をしっかりと心に刻むこと  
によって、再発防止に取り組み、日々の業務を通じて役場に対する信頼回復に努める  
ことが私に与えられた使命であると感じております。その職務を果たすために、職員  
とともにまちづくりに全力を取り組んでまいり所存であります。

これらの所信を申し上げまして、また答弁とさせていただきますが、加えさせてい  
ただきますけれども、これは安易に不納欠損という質問がありましたけれども、不納  
欠損そのものは安易にやっているということではありませんので、不納欠損を悪用し  
てこういう事件を起こしたということが事実でありますから、その辺についてもお問  
違いのないように答弁をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま答弁いただいた中で、不納欠損は安易に行ったもの  
ではないと。それは町長の御認識はそうかもしれませんが、私の認識は違います。

それは、何かお間違いのないようということに確定的なことで申されております  
けれども、この元町職員の、いわゆる性善説に基づいて信頼していたというようなこ  
とから、この職員が不納欠損処理というものを悪用したと、それは事実だと思いま  
すけれども、この不納欠損処理が安易に行われていたか否かということについては、  
これは断定、確定されるのは町長の御認識として申し述べられたのは理解しまし  
けれども、私の認識とは異なるもので、町長の御答弁は相容れないものでございま  
す。

改めまして御答弁を願います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 不納欠損は、それぞれ居所不明だとか、生活困窮などなど含め  
て、この部分については一定の期間、これは収納ができないと、こういう判断をして、  
それぞれ担当のほうから、このことについては、税法上ののっとして不納欠損とい  
うことで書類をつくって、それぞれ不納欠損扱いをするということですから、不納欠  
損そのものを安易にしているつもりではなくて、不納欠損そのものの制度、仕組みに  
ついては、これは間違いなく税法上ののっとして実施をしていると、こういうことを私  
は申し上げたわけでありまして、私どもが勝手に不納欠損をするとか、それを職員が  
いい加減にやるとかということでは決してありませんので、そういう意味での不納欠  
損はしっかりと制度にのっかって、法律にのっとして不納欠損の処理をしているとい  
うことであります。

ただ、もう一度言いますが、それを悪用して、こういうような収賄に持っていった  
ということが、これが大きな事件になったということでもありますから、そういうこと  
の再発を防止するために徴収制度だとか、またコンプライアンスだとか、それぞれ必  
要な職員としての意識の持ち方、また業務の遂行の仕方についてそれぞれ研修を重ね

ながら、この信頼回復に向かって努力しているということでもありますから、そういう一連の流れだということも含めて、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） これ僕も大体、何度かこの一般質問を経験して、これもう絶対堂々めぐりパターンに陥ったと思うのですけれども、この元町職員がその制度を悪用して、不納欠損処理制度を悪用したと、それに最終的な御判断をして、はんをつかれたのは町長だと思うのです。それを、この制度を正しく、適正に利用しているのかどうかというものを精査されていたのかいなかったのか、それを僕は安易にというふうに表現しているのです。

また、3番項の一連の事件が終結していないことを踏まえ、改めて町長がみずから厳しく律する考えがあるのかという、こちらについての御答弁も改めまして求めるところであります。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 制度を悪用して着服したという、要するに事件になったということと、不納欠損の処理ということは一緒でないということの御理解をいただければなというふうに思いますので、そこは、不納欠損というのはしっかりと、それぞれの納税者の事情を考慮しながら、それを法的に整理をして、不納欠損を処理をすると、こういうことでもありますから、この制度そのものについて不備だとか、例えばその安易にということについては、一切そういうことではありませんので、そのことについてはしっかりと御理解いただければというふうに思っています。

また、この3番目の質問でありますけれども、職務の遂行に当たってそれぞれ今までのこういう事件の反省を踏まえて、特に責任者としてこれの職員一同、法令遵守をしっかりとしながら、職場の職務の遂行に当たっていく、また再発防止含めて日々業務を通じて役場に対する信頼回復に努めるために全力をつけていくことが私に与えられた使命であるということでもあります。その思いをしっかりと受けとめながら、これからも職務を果たすために職員とともに全力を尽くしていく、こういうことの答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いの仕方を変えますが、今、今後の所信というものについてはお伺いいたしました。

町長に新ためましてお伺いいたしますけれども、こちらをこれまで2回、御自身の処分を行ったということでございますが、新たにこうして出てきたということに対して、新たに御自身に対して処分を課す、このようなお考えがあるのかどうか伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 一連の事案だというふうに捉えながら、それぞれ議会の皆さん

方にも相談、提案させていただきながら、自分のこれがいい方法だということでは決してありませんけれども、私は示した姿勢として2回にわたってそれぞれ議会の皆さん方に報告をし、承認をいただきながら、こういう処分をしてきたところでもありますから、この一連のものについては、その結果を踏まえて、反省も踏まえて、これからは本当に職員一丸となって、指導する立場でありますから、その一丸となって職務遂行に当たり、普段の業務を通じて一層、信頼回復に務めていくということが私の役割だと考えておりますので、それがみずからをしっかりと律しながら、また決意も新たに組み込んでいくということが私の答弁であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） やっぱりまた陥ってしまいました、このループに。

僕がお伺いしているのは、町長のお気持ち、所信というものは理解というか、わかりました。町長に、ではお伺いの仕方を変えますけれども、具体的な御自身に対して、例えば減給等の処分、こうしたものを改めて行う考えがあるのかないのか、今後のお考えとか、お気持ちについてお伺いしていることではありません。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 過去2回に行ったことをまたやるとか、やらないとかということ私を私は答える必要はないというふうに思っています。

私に課せられた、この責務、役割、またみずからを律するという意味では、先ほどから答弁しているとおりでありますから、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 答える必要がないというお答えでしたので、もう答える必要がないと言われた以上、答える必要がないというものに対して答える、答えるということも繰り返すことができませんので、町長のその姿勢、大変、私の所感としては不誠実だなと。これまで、事あるごとに、その信頼回復に向けて全力を尽くすと、そういった趣旨のことを述べられてきましたけれども、それも私の感覚といたしましては、具体的に何か実施されて、それが町民の感覚として、そうした形で信頼回復に向け一歩一歩歩んでいっているなど、そうした声を耳にしたこともありませんし、私自身も感じたこともありません。大変、残念だなと、このような所感を残して一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長、答弁してください。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の思いは、それはそれで結構だと私は想っていますから、私は私のこの思いで答弁していますから、それが信頼だとか、またそれがどうだという、そういう所見を述べていただく必要は私はないというふうに思っています。必要なことは、必要として、今までも実施してきましたし、さらに必要なことはこれからもしっかりと町民の皆さんの信頼回復のために、また本町の発展のために職員一

丸となって、その町民のみなさんの町を思う気持ちをしっかりとまた享受、または共有できるように全力を尽くしてまっすぐに取り組んでいく、これが私の役割だというふうに思っておりますので、そのとおり御理解いただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） これで、一般質問を終わります。

傍聴者の皆さんに申し上げます。

今回で20回目のナイター議会を開催させていただきました。長時間にわたりお疲れのところ、このように多数の方々に傍聴いただきましたこと、まことにありがとうございます。

当議会の取り組みに対しましても、今後とも御指導と御協力、御理解をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

あわせて、来月4月23日から3日間、町内6カ所において議会による町民懇談会を開催させていただきますので、お誘い合わせの上、御参加くださいますよう、連絡申し上げます。

本日は、傍聴をいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げ、ナイター議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

散会宣告（午後 8時14分）

# 平成31年本別町議会第1回定例会会議録（第3号）

平成31年3月13日（水曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

日程第 1	議案第16号	常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 2	議案第17号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第18号	本別町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第 4	議案第19号	本別町新規就農者等に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第20号	本別町医療職員養成修学資金貸付条例の制定について
日程第 6	発議第 1号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第21号	平成31年度本別町一般会計予算について
日程第 8	議案第22号	平成31年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第 9	議案第23号	平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について

## ○会議に付した事件

日程第 1	議案第16号	常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 2	議案第17号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第18号	本別町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第 4	議案第19号	本別町新規就農者等に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第20号	本別町医療職員養成修学資金貸付条例の制定について
日程第 6	発議第 1号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第21号	平成31年度本別町一般会計予算について
日程第 8	議案第22号	平成31年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第 9	議案第23号	平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について

## ○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高 橋 正 夫	副 町 長	大和田 収
会 計 管 理 者		花 房 永 実	総 務 課 長	村 本 信 幸
農 林 課 長		菊 地 敦	保 健 福 祉 課 長	飯 山 明 美
住 民 課 長		田 西 敏 重	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長		大 槻 康 有	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也
老 人 ホ ー ム 所 長		井 戸 川 一 美	国 保 病 院 事 務 長	藤 野 和 幸
総 務 課 主 幹		小 坂 祐 司	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉
建 設 水 道 課 長 補 佐		小 出 勝 栄	教 育 長	佐 々 木 基 裕
教 育 次 長		久 保 良 一	社 会 教 育 課 長	阿 部 秀 幸
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長		坪 忠 男	農 委 事 務 局 長	郡 弘 幸
代 表 監 査 委 員		畑 山 一 洋	選 管 事 務 局 長	村 本 信 幸

## ○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷲 巢 正 樹	総 務 担 当 主 査	越 後 忠
---------	---------	-------------	-------

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第16号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第16号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第16号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の給与に関する勧告に伴い、一般職の期末手当の改正を行なうことにより、常勤特別職の期末手当についても改正する必要が生じたため提案するものです。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「以下「期末手当基準日」という。」を「以下この条において「基準日」という。」に改め、同条第2項中「次の支給時」を「基準日」に、「、それぞれの割合」を「100分の210」に改め、同項各号を削る。

別表備考中「職員の旅費に関する条例」の次に「(昭和29年条例第6号)」を、「職員の旅費に関する規則」の次に「(昭和39年規則第4号)」を加える。

期末手当の6月及び12月の支給月数について、平成31年4月1日から均等に振り分ける改定で、支給月数の合計100分の420に変更はありません。

改正の内容は、現行の6月、100分の202.5、12月、100分の217.5を6月、100分の210、12月、100分の210とするものであります。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第16号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第2 議案第17号

○議長(高橋利勝) 日程第2 議案第17号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第17号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、1時間あたりの給与額の算出基礎の変更に伴い、条例を改正する必要が生じたため、職員組合の合意を得ましたので、提案するものであります。

時間外勤務手当につきましては、労働基準法に基づき算出しておりますが、これまで基本給のみをその算出基礎額としてまいりました。

平成30年11月15日付で、十勝総合振興局、総務省給与能率推進室発から時間外勤務手当の算出にあたり、寒冷地手当を含めるよう通知があり、平成31年12月5日に帯広労働基準監督署に本町の対応と今後の取り扱いについて確認したところ、算出基礎額に寒冷地手当を含め、適切に対応するよう回答を得たことから、今回、所要の改正を行なうものであります。

なお、今回の改正に伴い、時間外勤務手当の基礎となる1時間あたりの給与額の算出基礎について精査したところ、本町が支給しております特殊勤務手当についても、月額で支給している手当については基礎額に含めることが判明いたしましたので、あわせて改正を行なうものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます、なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、第11条、第12条及び第16条の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に第15条の2に規定する手当及び本別町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第6号）に規定する手当のうち月額で支給される手当を加えた額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

第11条は超過勤務手当、第12条は休日給、第16条は夜間勤務手当を規定し、第15条の2に規定する手当は寒冷地手当となります。

また、本別町職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する手当のうち月額で支給される手当の主なものは、養護業務手当、特別養護業務手当、放射線等業務手当となります。

今回の改正により、勤務1時間当たりの給与額を算定するにあたり、給料の月額に寒冷地手当、月額で支給されている特殊勤務手当を加えた額が算出基礎額となります。

なお、寒冷地手当については、11月から3月までの5カ月間支給されていることから、その期間のみの加算となります。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第17号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第18号

○議長（高橋利勝） 日程第3 議案第18号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議案第18号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、町内3小学校区内にあります、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所の保育料について減免規定を新たに設け、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するため、改正するものであります。

条例では、保育料の減免の基準を規則に委任するとしております。管内の市町村の状況、国がまとめました全国的な減免の有無などを踏まえ、本別町子ども・子育て会議での議論を経て、減免の基準を一つ目として生活保護世帯、二つ目として市町村民税非課税世帯、三つ目として児童扶養手当の支給を受けている世帯、四つ目としてその他、災害、保護者の傷病等により保育料の納付が困難な状況であると認められる世帯とし、保護者からの申請をいただき、許可する方法を想定しております。

なお、条例上の学童保育所の保育料は、1カ月2,600円と定められており、2,600円のほかに、おやつ代として保護者会が収納いたします2,000円につきましては、実費徴収ということで、この減免の予定はありません。

それでは、条例の案文を朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例。

本別町放課後児童クラブ条例（平成29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

第2項、前項に定める保育料は、規則の定めるところにより減免することができる。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第18号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第19号

○議長(高橋利勝) 日程第4 議案第19号本別町新規就農者等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

菊地農林課長。

○農林課長(菊地 敦) 議案第19号本別町新規就農者等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正は、本条例の別表第7条第1項第1号に定める新規就農体験支援事業で体験者の旅費に係わる補助対象経費として公共交通機関の利用に限定しているものに、新たにレンタカーの利用を補助対象に加える内容の改正を行なうものです。

この補助金は、就農を目的に本町で農業体験や研修、実習を行なう体験者に対し、来町の際にかかる飛行機、JR、バス等の公共交通運賃の半額を、5万円を上限に補助することとしています。

しかし、これまで体験者の方々の実情としまして、空港などからの本町への交通機関のアクセスや研修期間中の農場や買い物など、移動手段として車が必須となっています現状から、レンタカーを補助対象とし、体験者の負担軽減と、さらなる受け入れの拡充を図る目的で条例の一部改正を提案するものです。

それでは、条例案文により提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例。

本別町新規就農者等に関する条例(平成29年条例第8号)の一部を、次のとおり改正する。

別表1、第7条第1項第1号に定める新規就農体験支援事業の項、金額の欄中「公共交通機関」の次に「及びレンタカー」を加える。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第19号本別町新規就農者等に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） レンタカーの追加でございますけれども、例えば普通に考えると帯広空港からとか、帯広のJRの駅とか、本町までの間という解釈なのか、それとも例えば東北の人がレンタカーで本町まで来るのも認めるのか、また、期間が1週間なのか10日なのか1カ月あるのか、その辺御説明してください。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） ただいまの篠原議員の質問ですが、まずレンタカーの利用に関しましては、限定とする内容はありません。ですから、東北の方がレンタカーを利用してフェリー、あわせてそういった形で移動する場合はフェリー代含めて、公共交通機関としてのフェリー代含めて、レンタカーの利用料金という形で対応をしていくということになるかと思えます。あわせて、帯広空港やJRから、もちろん基本的にこれまでは空港等に関しては私たち出迎えて、送迎も含めてしていますが、滞在期間が大体研修となると、多い人で10日間とか1週間、3日程度という方もいらっしゃいますけれども、今まで平成29年に条例を制定させていただいて6件の利用があります。その全てでレンタカーを借用して、農場への移動等含めて、日常の買い物等含めてレンタカーを利用するというのが現状となっておりますので、そういった形で、期間にかかわらず対応をさせていただきたいというふうに考えています。以上です。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 期間はわかりました。この補助は5万円が限度というふうに理解してよろしいのですか。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 上限に関しては、5万円の条例の内容については変更ありませんので、上限を5万円として取り組みをさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかに、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号本別町新規就農者等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号本別町新規就農者等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第20号

○議長（高橋利勝） 日程第5 議案第20号本別町医療職員養成修学資金貸付条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第20号本別町医療職員養成修学資金貸付条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例の制定は、将来、本町の医療職員として、その業務に従事することを志望する者に対して、修学に必要な学資金を貸し付けすることで、医療技術者の確保を図ることを目的として提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町医療職員養成修学資金貸付条例。

目的。

第1条、この条例は、将来本町の医療職員として、当該医療職員の業務（以下「医療業務」という。）に従事しようとする者に対して、医療技術等の修学に必要な学資金（以下「修学資金」という。）を貸付けし、もって医療技術者の確保を図ることを目的とする。

本町の医療職員とは、本別町国民健康保険病院をはじめ、町内の医療機関、介護保険施設等で医療業務に従事する医療職員としております。

貸付対象者。

第2条、修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる者であって、将来、本町の医療職員として医療業務に従事しようとする者とする。

第1号、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づく大学、学校又は養成所に修学する者。

第2号、その他町長が特に必要と認める医療技術者として医療業務に従事するため修学する者。

第2条でいう対象となる医療職員でございますが、第1号は看護師、保健師等、第2号では薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、准看護師等を考えております。

貸付金額。

第3条、修学資金の貸付金額は、月額10万円の範囲内で町長が定める。

貸付金額は、修学に必要な資金として月額10万円を限度額としております。

貸付けの申請。

第4条、修学資金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

第1号、申請者の住所、氏名及び生年月日。

第2号、貸付け希望金額。

第2項、前項の申請書の提出があった場合は、町長は速やかに貸付けの可否及び貸付金額並びに貸付期間を決定し、申請者に通知するものとする。

連帯保証人。

第5条、修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、速やかに債務を負担する能力を有する連帯保証人2人を定め、誓約書に連署押印の上、これを提出しなければならない。

第2項、連帯保証人は、独立の生計を営む成年でなければならない。

第3項、連帯保証人が欠けたときその他の理由により適格性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて届け出なければならない。

第4条、第5条では、貸付けの申請に必要な手続きについて定めております。

貸付けの取消し及び停止。

第6条、貸付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は貸付けの決定を取り消し、又は貸付けを停止することができる。

第1号、修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

第2号、退学したとき。

第3号、疾病その他の理由により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

第4号、死亡したとき。

第5号、その他正当な理由がなく貸付けの条件に違反し、又は修学資金の貸付目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

第2項、貸付決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わない。ただし、特に町長が必要と認めるときは、この限りでない。

第6条では、貸付の決定を取り消し又は停止できる場合を定めております。

償還の方法。

第7条、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由の生じた日の属する月の翌月から起算して、修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に、月賦の均等払の方法によって、貸付けを受けた修学資金に利息を付して償還しなければならない。ただし、繰上償還することを妨げない。

第1号、第6条第1項の規定により貸付けの決定を取り消されたとき。

第2号、免許取得後、3年以内に本町の医療職員として医療業務に従事しなかったとき。

第3号、免許取得後、本町の医療職員として医療業務に従事した場合であって、修学資

金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に達しないうちに本町の医療職員でなくなったとき。

第2項、前項に規定する利息の割合は、民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率とし、償還の開始から起算するものとする。

第3項、借受者は、正当な理由がなく償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害又は疾病その他特別の事由により、前項に規定する期限までに償還することが困難であると認める場合は、申請によりその期限を延長し遅延利息を免除することができる。

第7条では修学資金の償還方法を定めておりますが、第1項第1号から第3号に該当する場合は、貸付けを受けた期間に相当する期間内に利子を付して償還することとしております。

なお、その場合の利息の割合は、第2項で民法404条に規定する法定利率とし、現行の民法では、年5分、年5パーセントとされております。

償還猶予。

第8条、借受者が、次の各号のいずれかに該当する期間中は、前条第1項の規定にかかわらず、償還金の償還を猶予することができる。

第1号、免許取得後、本町の医療職員として医療業務に従事しているとき。

第2号、災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

第2項、借受者が、本町の医療職員として医療業務に従事しようとするとき、既に医療職員が充足され、勤務不可能の場合は、なお3年間償還を猶予する。

第1項第1号により、本町の医療職員として勤務している間は、償還金の償還を猶予するものとします。

第2項は、本町の医療職員として就職を希望した場合であっても、職員が充足された状態であるため、採用されない場合を想定しております。その場合は、償還猶予の期間を3年延長するものであります。

償還金の免除。

第9条、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は償還金の全部又は一部を免除する事ができる。

第1号、免許取得後、修学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、本町の医療職員として医療業務に従事したとき、償還債務の全部。

第2号、前号に規定する期間中に業務により死亡又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき、償還金の全部。

第3号、前条第2項の規定により3年間を経過してもなお勤務不可能なとき、償還金の全部。

第4号、第1号及び第2号に該当する場合のほか、免許取得後、本町の医療職員として

2年以上医療業務に従事したとき、償還金の一部。

第5号、その他特別の事由があると認めるとき、償還金の全部又は一部。

第9条第1号では、免許取得後に、修学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、本町の医療職員として医療業務に従事したときは、償還債務の全部を免除することができるとしております。

これにより、看護専門学校3年制を卒業し就職した場合、4年半、本町の医療職員として勤務することで償還金の返済を免除されることとなります。

また、第3号では、第8条第2項の規定により、本町の医療職員として勤務を希望して就職できなかった場合、3年間償還を猶予されますが、さらに3年後も就職することができない場合については、償還金の返済を免除することができるとして定めております。

委任。

第10条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第20号本別町医療職員養成修学資金貸付条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） タイムリーな内容かなというふうに思っていました。この条例をつくるまでの間ですね、いろいろ検討経過があったと思います。御承知のように過去には、医師の関係とかやって、同じような条例で、全道的にも取り組んでいる現状だし、67町村で既に同様の条例が動いているということで、検討結果、経過について、ほかの町村で既に動いているので、成果がどんなふうになっているかとか、そういうふうな検討経過というのはあるのでしょうか。あれば伺いたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 阿保議員の御質問にお答えをいたします。今回の制度を検討するにあたりまして、私が以前、総合ケアセンターの所長をしておりましたときに、介護職員の同様の制度をつくらせていただきました。その段階から、例えば保健師ですとか看護師の同様の制度というのは、町のほうで検討する計画はないのかということも、いろいろ御意見等もいただいておりましたし、保健師の確保のため、各地域にあります学校等を訪問した際に、本別町さんではこういった制度はないのですかというような声もいただいておりました。その時点で、こういった制度の検討はどうなのですかということで、いろいろと御意見もいただいたところなのですけれども、今回の条例を制定するにあたりましては、病院のほうとも協議をいたしました。管内のいろいろな町村の事例も検討させていただきました。

今、阿保議員のほうからありましたとおり、道内67の町村で既に同様の制度を持って

おりまして、いろいろ成果等もあるように聞いております。具体的に言いますと、例えば隣の足寄町さんも、看護師、医師と看護師に対しての制度を持っておりますが、看護師の関係につきましては、31年度で2名を募集しております。ただ、実績を確認いたしましたら、28年から30年までは実績はないということでしたけれども、現在貸付を受けている方が4名いらっしゃって、足寄町で勤務されているというお話も聞いております。

あと、土幌町さんでも看護職員等の養成就学資金の貸付事業を行っております。ここは平成14年からこの制度を運用しておりますけれども、29年、30年と看護師1名ずつこの制度を利用されているというように聞いております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかに、ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 医療従事関係者ですね、人材確保という観点から、とても素晴らしい御提案だと、このように感じているところでございます。

第9条2項に関して、お伺いいたします。文中、業務により死亡又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき、償還金の全部ということで、償還金の免除条項が規定されてございます。本町の受け入れ体制、環境について、お伺いいたします。よその地域から志を持って本町に、このようにお越しを、仮にいただいた方がいたと。そうした方々が、安全で、かつ心健やかに職務に専念できる環境、こうしたものが十分に整っているとの考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 梅村議員の御質問にお答えをいたします。今、御指摘のございました、本町の受け入れ体制という部分でございます。この制度を検討するにあたりましては、病院のほうとも協議をいたしております。そして、この制度ができれば当然この制度を使って就学資金を受けられた方が本町に就職を希望されて戻って来られますので、そういったことも十分配慮をしていただきたいということで伝えてありますので。当然、今の現場、こういったことも十分配慮されているというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁からですけれども、では現状としては十分なる配慮がなされているので、特に課題というものはないと、このような御認識ということでよろしいですね。確認のためお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えいたします。私といたしましては、特に問題等はないというふうに捉えております。

○議長（高橋利勝） ほかに、ございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 2点ほど、お伺いいたします。1点目の連帯保証人の関係ですが、こういう条例、条文はなかなか私も理解しにくいものですから、かみ砕いて御答弁いた

だきたいのですが、2人の連名ということがございますから、自分の親はいいのか、何親等以外であればダメなのか、その辺を明解にわかりやすくお知らせいただきたいというのが1点目。

2点目でございますけれども、就学期間の1.5倍、先ほど例を出していただきまして、3カ年の看護学科に行った場合は4年半と。これは、その部分、本別の関係期間で仕事をすれば、償還しなくていいということになるのでしょうか。であれば、これについての奉公云々ということで、一時それで人権を縛るといいますか、その辺があったのですが、他の法律との整合性は、ほかの町でもやっているということがございますけれども、本別町でも制定することに対しての異議はないのですが、個人の人格なり、そういうものを縛るということになるのかならないのか。それはほかの法律であると思うのですが、その辺の見解はどのように考えておられるのか、2点。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 大住議員の御質問にお答えをいたします。まず、連帯保証人の関係ですけれども、特に何親等ですとかというのは定める予定はございません。ただ、債務保証でございますので、この条項の中にもありますけれども、独立の生計を営む成年でなければならないというところでの規定となります。

あとその1.5倍の関係でございます。この条例を制定するにあたりましては、まず本町の医療機関で勤務をすることを志す、あるいは希望する方を対象とするものでございますので、例えば人権的な問題ですとか、そういったことは問題はないというふうに捉えております。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 当然こういう条例を制定するので、そのようなお答えしかないと思いますし、人材確保という観点からいけば、そのようになると思います。ただ、これからの将来ある方々は、本別町に志していても、1.5倍の年数を経ないで退職することもありますので、それはやっぱり奨学金を、契約といいますかね、するとききちんとお話しておかないと、やはり個人の人権で4年半も縛られるとか、言葉悪いですけどもね。そういうことになるものですから、あらぬ心配かもしれませんが、部分でございます。

それと生計を立てているということに、連帯保証人の関係でございますが、例えば親御さんが、ちょっと年は離れる親御さんかもしれませんが、俗に言う60定年過ぎていても、ある程度の年収があれば、親御さんでお二人そろっていけば保証人としての扱いになるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） まず連帯保証人の関係ですけれども、問題はないというふうに捉えております。

あと、先ほどの1点目の関係でございますけれども、当然、実際勤められて、いろいろ

な事情で辞められるケースもあるかと思えます。そういったことは、この貸付金の申請を受けられた際には、その辺も含めて十分説明する必要はあるというふうに捉えておりますので、そのように対応したいと思えます。この制度自体、例えば学校を卒業して3年以内に本町の医療機関に就職をしてくださいという制度にしております。ですからその3年間で、ほかの医療機関で経験を積まれて戻って来るとも想定をしておりますので、そういったことも含めて相談対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋利勝） ほかに、ございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 非常にいい条例だと思って聞いていました。1点だけ質問させていただきます。3年間学校に通って、奨学金を受けて本町に就職するというところで、住民票の、本別に置くとかという決めはないのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 柏崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。条例上謳っておりませんが、当然、本町に勤務していただく際には本別町の住民となつていただくというのは基本的なことだと思えますので、その辺は十分、先ほどの大住議員の御質問ともからみまされども、制度を説明する際には、その辺も含めてしっかりと説明をしていきたいと思っております。

○議長（高橋利勝） ほかに、ございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 字句の確認ですけれども、本町の医療機関ということは、本別町経営の医療機関という判断でいいのか。もし本町の医療機関というのであれば、例えば町立病院辺りで、満杯で採用できないよと、そういうときには町内にある医療機関に勤めて、そのことが免除になるのかどうか、確認。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） この条例の関係でございませけれども、町内の医療機関、あるいは医療業務として従事する場合には病院ばかりではございませんので、そういった所も含めて想定をしております。要は本別町に来ていただいて、医療業務に従事をしていただくということですから、民間も含めての範囲となります。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 例えば、町立病院で足りないよと。でも環境が悪くて、嫌だと。その場合にほかの医療機関へ行くことを認めてくれるのですか。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 御質問にお答えをいたします。この条例の貸付制度の関係ですけれども、貸し付けるにあたって勤める医療機関、例えば病院というのを限定をするというような中身では考えておりません。御本人が本町に戻って、そういう医療業務につきたい、医療機関に勤めたいということ想定をしておりますので、今御質問にあったようなケ

ースといいますか、例えば当初ここに勤めたかったけれども、ちょっと今忙しそうなのでこちらに勤めたい、あるいはもう少し町民の方と直接触れあえるような所で勤めたいとか、そういう希望はいろいろあると思いますので、その辺は特に限定をすとか、規制をすとかという考えはございません。

○議長（高橋利勝） ほかに、ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。  
これから討論を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、議案第20号本別町医療職員養成修学資金貸付条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第20号本別町医療職員養成修学資金貸付条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 発議第1号

○議長（高橋利勝） 日程第6 発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
方川一郎議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由ですが、人事院の給与に関する勧告に伴い、一般職の期末手当の改正を行なうことにより、議会議員の期末手当についても改正する必要が生じたので、本条例を提案した次第であります。

それでは、改正条文を朗読し、また括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、次の割合」を「100分の210」に改め、「6月 100分の20

2.5」及び「12月 100分の217.5」を削る。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行ないます。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。  
これで、討論を終わります。  
これから、発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。  
この採決は、起立によって行ないます。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11人。  
よって起立多数です。  
お座りください。  
したがって、発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり全会一致で可決されました。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。  
午前10時51分 休憩  
午前11時05分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第7 議案第21号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第21号平成31年度本別町一般会計予算についてを議題とします。

はじめに、平成31年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

大和田副町長。

○副町長（大和田 収） それでは私から、平成31年度本別町各会計の予算編成の考え方、及び大綱について御説明を申し上げます。

まず先に、国の財政運営について申し上げます。国は平成30年6月に閣議決定の経済、

財政運営と改革の基本方針2018において、平成31年度以降の新経済・財政再生計画を決定し、計画期間の当初3年間は基盤強化期間と位置付けられておりますが、その内容は、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針を堅持し、引き続き国、地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むとする厳しい内容となっております。

中でも、地方に対し財政の体質改善として、地方交付税の算定に委託等の業務改革を反映させるトップランナー方式を徹底するとしています。これを受けまして、ことし2月に閣議決定された平成31年度地方財政計画は、通常収支分で89兆5,930億円、前年度に比較し3.1パーセントの増、別枠の東日本大震災分は1兆987億円で、0.8パーセントの減となりました。

地方税や地方交付税などの地方一般財源は、総額で62兆7,072億円、対前年比1.0パーセントの増で、前年並みが確保されました。

地方財政の財源不足額は4兆4,101億円で、前年度より1兆7,681億円、28.6パーセントの減となりましたが、これは国税、地方税の収入見込みが増額となり、地方交付税の財源が充実されたことによるものであります。

こうした状況を踏まえ、本別町の平成31年度の予算編成にあたりましては、新年度予算編成の重点としまして、第6次本別町総合計画及び本別町人口ビジョン・総合戦略、並びに町が策定している各種計画を基軸に据え、補助、交付金等のハード事業に加え、優先度の高い子育て支援、地域包括ケアの推進、介護、人材確保対策、農福商連携、空家対策など、町民生活に密着したソフト事業にも配慮し、あわせて予算の重点化、効率化を図り、財政基盤の安定に努めたところであります。

それでは次に、各会計の概要について御説明を申し上げます。一般会計予算書の212ページをお開きください。

本別町予算総括表、一番下の合計欄ですが、一般会計と6特別会計、2企業会計の予算総額は117億6,744万円で、対前年比2.2パーセントの増となります。

上段の一般会計は69億3,124万4,000円で、対前年度2億3,973万1,000円、3.6パーセント増となります。

特別会計は、国民健康保険が昨年度から北海道が財政運営の責任主体となり、主に保険給付費に係る交付金、拠出金等が減額となる見込みから、2,657万5,000円、2.2パーセントの減、後期高齢者医療、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道はほぼ前年並みを計上、公共下水道は国道242号道路改良工事に伴う污水管渠移設などの事業費で2,130万6,000円、4.4パーセント増となります。

企業会計では、水道事業会計の資本的収支の大幅増は、給水区域連絡管整備工事、及び国道242号道路改良工事に伴う配水管移設工事の実施などによるものです。

病院事業会計の資本的収支の減は、X線発生装置及び人口透析液供給システムなど、機器更新事業の完了によるものであります。

次に、予算書の9ページをお願いいたします。

1、総括歳入でございます。右端比較欄の増減の大きいものについて説明をいたします。

1 款町税の総額は9億2,686万7,000円の計上で、対前年度2,559万2,000円、2.8パーセントの増となりますが、内容といたしましては、町民税の個人所得割が対前年度729万2,000円、2.2パーセントの増によるものです。

その他町税では、固定資産税が対前年度1,735万9,000円、4.3パーセントの増、軽自動車税は前年並み、町たばこ税は対前年282万8,000円、4.6パーセントの減を計上です。

7 款自動車取得税交付金は、対前年度2,349万5,000円、59.1パーセントの減で、消費税引き上げ時に廃止されることによるものです。

8 款環境性能割交付金は1,148万5,000円で、消費税引き上げに伴い自動車取得税交付金が廃止されることにより、新たに自動車税環境性能割が創設されたことによるものです。

10 款地方交付税は、対前年度3,225万8,000円、1.2パーセントの増を見込みましたが、総務省の地方財政対策では総額で1.1パーセントの増となっていますが、本町の普通交付税の算定にあたっては、基準財政需要額の個別算定経費及び包括算定経費の増減要因、公債費の算入額などを精査し、前年度決算比では1.4パーセントの減となります。

次に、12 款分担金及び負担金、対前年度870万6,000円の減額は、畜産担い手総合事業の受益者分担金の減額、14 款国庫支出金4,544万円の減額は、公営住宅整備事業等補助金の減が主なものであります。

15 款道支出金2,711万4,000円の増は、農地耕作条件改善事業、参議院議員通常選挙及び北海道知事及び道議会議員選挙委託金等が主なものであります。

次に17 款寄付金1千万円の増額は、個性あるふるさとづくり寄付金増によるものであります。

次に、18 款繰入金1億1,740万8,000円の増は、財政調整基金、対前年7千万円、減債基金2千万円、職員退職基金5千万円増が主なものであります。

21 款町債9,247万9,000円の増は、橋梁長寿命化事業3,250万円、防災行政無線更新工事（デジタル化）1億5,130万円増によるものですが、今後とも計画的な起債の発行に努めてまいります。

次に、10 ページ、11 ページの歳出をお開きください。比較欄の増減額の大きいものでは、2 款総務費、対前年度2億5,714万4,000円、29.4パーセントの増は、防災行政無線のデジタル化1億5,617万8,000円、住民情報システム機器更新2,031万2,000円、戸籍電算システム機器更新435万2,000円、参議院議員通常選挙費908万3,000円、北海道知事及び道議会議員選挙費420万円の増によります。

3 款民生費、対前年度4,260万7,000円、3.3パーセントの増は、社会福祉協議会の補助金として、勇足高齢者住宅備品購入費212万2,000円、地域密着型特別養護老人ホーム開設事業2,355万7,000円、介護保険事業特別会計繰出金、地域支援事

業費 1,503 万円増によるものです。

4 款衛生費、対前年度 1,950 万 7,000 円、2.2 パーセントの増は、とちぎ圏複合事務組合が運営する帯広市のくりりんセンターへ、ごみ搬入経費 5,105 万 5,000 円などの増によるものです。

8 款土木費 1 億 4,345 万 3,000 円の減は、除雪ダンプ購入事業 5,657 万 1,000 円の減、地方道路整備事業 5,180 万 4,000 円の減、橋梁長寿命化事業 1 億 859 万 7,000 円の増、都市公園安全・安心対策事業 1,800 万円の減、公営住宅整備事業 1 億 132 万 2,000 円の減が主な要因であります。

次に、9 款消防費 3,199 万円の増は、水槽付消防ポンプ自動車購入事業などの増によるものです。

次に、10 款教育費 3,713 万 8,000 円の増は、スクールバス購入事業などの増によるものであります。

次に人件費であります。全会計の職員、準職員の人件費総額は 22 億 359 万 4,000 円で、対前年度 5,395 万 2,000 円、2.5 パーセントの増となり、一般会計では 5,053 万 8,000 円、4.7 パーセントの増となりました。これは、職員数が減及び 3 年に 1 度の退職手当組合負担金精算納付金 5,994 万 7,000 円の増によるものであります。

投資的経費は、一般会計で 12 億 2,015 万 4,000 円、対前年度 1 億 4,949 万 8,000 円、14.0 パーセントの増、うち補助事業分は 6 億 6,088 万 5,000 円、前年度比 11.3 パーセントの減となります。

これに前年度からの繰越明許分 1,400 万 1,000 円を合わせますと、総額で 12 億 2,805 万 6,000 円となり、対前年度 761 万 6,000 円の増となります。

当初分の特別会計、企業会計を含めた投資的経費の総額は 14 億 5,899 万 8,000 円となります。

次に、基金の繰入額は 5 億 9,759 万 3,000 円で、対前年度 1 億 1,740 万 8,000 円、24.5 パーセントの増となります。内容といたしましては、新規就農者等支援事業、地域農業支援事業、農業振興資金貸付金及び利子補給事業、酪農施設電源確保緊急対策事業に農業振興基金から 2,347 万 6,000 円、保育料軽減事業、ドローン購入事業、学校給食費多子世帯軽減事業、本のまち夢づくり講演会費として、個性あるふるさとづくり基金から 4,022 万 8,000 円のそれぞれ運用を図ってまいります。

基金の平成 30 年度の見込みは、当初の取り崩し額に対し、地方交付税の大幅な減額等により、全額積戻しができる状況ではございません。

以上が平成 31 年度予算の概要であります。本町の将来を見据えた事業や緊急の諸課題に積極的に取り組み、町民生活に密着した事業の推進と町民生活の安定に全力を傾注した予算編成となりました。

一方、町財政は平成 30 年度において、普通交付税、臨時財政対策債合わせて前年比 1

億3,395万7,000円の減収となり、平成31年度の予算編成に影響をしております。

歳出を見ても、社会保障費等が増加傾向にあり、本町の財政環境は厳しさを増しております。更なる財政運営の効率化が求められておりますが、職員一丸となって努力してまいりたいと考えています。

以上、大綱の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これより、提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第21号平成31年度本別町一般会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

ただいま副町長より予算の大綱につきまして御説明を申し上げましたので、私からは事項別明細書により、新規事業を中心に、増減の著しい部分に絞って御説明をいたしますので、御了承願いたいと存じます。

まず、予算書の1ページをお開きください。括弧書きの朗読は省略させていただきます。

平成31年度本別町一般会計予算。

平成31年度本別町の一般会計の予算は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億3,124万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成31年3月5日、提出となります。

では、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

各科目にわたります、1節の報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費については、添付資料の給与費明細書で説明させていただきます。

213ページをお開きください。1、特別職に係る給与であります。本年度の欄を御覧ください。長等は3人、町長、副町長及び教育長であります。議員は12人で、その他の特別職は527人、計は542人で、報酬から共済費までの総額は1億783万5,000円で、対前年401万7,000円の増となっておりますが、議員報酬等が168万3,000円の増、その他特別職が218万5,000円の増になっているものであります。

214ページを御覧ください。2、一般職であります。職員数は前年度より2名減の127人、給料4億7,168万円、職員手当4億3,915万3,000円、共済費1億7,482万8,000円で、合計は10億8,566万1,000円となり、対前年4,931万3,000円、4.8パーセントの増であります。

増減の主なものとしたしましては、勤勉手当の支給率改正による増、退職手当組合負担金精算納付金5,994万7,000円の増が主なものであります。

以下、職員手当の内訳及び次ページ以降の給料及び職員手当の増減額の明細等については、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の48ページ、49ページをお開きください。

歳出であります。各科目の給与費等の説明は省略をしておりますので御了承願います。

52ページ、53ページをお開きください。12節役務費中、55ページをお開きください。上から16行目になります。事業系ごみ処理手数料176万3,000円は、平成31年4月からごみの収集方法が変更されることに伴い、可燃ごみ、プラスチック等の事業系ごみの処理手数料を計上するものであります。

飛びまして、62ページ、63ページをお開きください。7目交通防災対策費15節工事請負費1億5,617万8,000円は、防災行政無線整備事業として、今年度より2カ年計画で防災行政無線のデジタル化を進めるもので、別添の予算説明資料の1ページを御覧ください。右側中段にございます事業説明でございます。全体事業費3億3,996万6,000円を平成31年度からの2カ年で債務負担行為を設定し、平成31年度は親局設備、遠隔制御装置、再送信子局3局、戸別受信機800台を整備し、平成32年度に屋外拡声子局16局、戸別受信機2,200台の整備を行ない、アナログ設備を撤去するものであります。なお、戸別受信機につきましては、初年度800台は土砂災害警戒区域居住世帯、指定避難所、関係機関等へ設置し、次年度の2,200台については、設置を希望される世帯に無償で貸与する計画となっております。

以下、この表での説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、63ページをお願いいたします。一番下段にございます、18節備品購入費防災用資機材ドローン37万8,000円は、個性あるふるさとづくり基金に寄付をいただいた方の意向により、災害対策用として1台を購入するものであります。

64ページ、65ページをお開きください。2段目の8目企画費7節賃金中、嘱託賃金1,414万3,000円は5名分を計上しておりますが、これまでの移住サポートセンター1名、地域おこし協力隊3名を任用しておりましたが、新たに地域おこし協力隊1名を増員するものであります。

66ページ、67ページをお開きください。中段にあります13節委託料業務委託料のうち施設運営200万円は、4月1日にオープン予定のしごと体験交流館について、機械警備業務及び管理清掃業務の委託を行なうものであります。

飛びまして、86ページ、87ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、次のページになります、中段にございます19節負担金補助及び交付金中、補助金社会福祉協議会一般分5,601万7,000円、対前年1,624万7,000円の増額は、勇足高齢者住宅備品購入費補助221万2,000円、地域密着型特別養護老人ホーム開設に向けた人件費として2,355万7,000円を計上したことによるものであります。

飛びまして、92ページ、93ページをお開きください。2項老人福祉費1目老人福祉総務費19節負担金補助及び交付金中、95ページをお開きください。一番下段にあります勇足高齢者住宅建設費405万7,000円は、社会福祉法人本別町社会福祉協議会が金融機関より借り入れる勇足高齢者住宅建設事業資金に係る元利償還金への助成であります。

飛びまして、108ページ、109ページをお開きください。4目発達支援センター費、次のページをお願いいたします。上段にございます17節公有財産購入費83万円は、児童発達支援センター用地として、隣接しています国有地235.14平方メートルを購入するものであります。

飛びまして、120ページ、121ページをお願いいたします。2項清掃費2目塵芥処理費12節役務費中、廃棄物処理手数料533万4,000円は、銀河クリーンセンター直接搬入分に係る、くりりんセンターでのごみ処理手数料等となります。

19節負担金補助及び交付金十勝圏複合事務組合5,105万5,000円は、平成31年度より、十勝圏複合事務組合が運営する帯広市のくりりんセンターへごみの搬入を行なうことから、加入負担金1,474万5,000円、運営分担金3,447万1,000円等を負担することによるものであります。

その下の池北三町一般廃棄物共同処理事業3,408万3,000円は、銀河クリーンセンターの資源ゴミ、ストックヤード等に係る経費を負担するものであります。

飛びまして、124ページ、125ページをお願いいたします。5款労働費1項1目労働諸費13節委託料中季節労働者雇用対策業務委託料280万1,000円は、冬季間の雇用対策として、中央小学校物置1棟、北6丁目集会場1棟の解体業務を行なうもので、延べ86人の雇用創出を見込んでおります。

126ページ、127ページをお願いいたします。一番下段にあります6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費13節委託料農業振興地域整備計画変更535万7,000円は、

平成26年度に策定した計画の見直しを行なうもので、平成32年度までの2カ年で実施するものであります。

130ページ、131ページをお願いします。4目畜産業費19節負担金補助及び交付金中、補助金の一番下にございます、酪農施設電源確保緊急対策事業、農業振興基金事業66万4,000円は、長期停電時でも非常用発電機を稼働し、搾乳体制が取れるよう酪農施設への配電盤の設置に対して補助するもので、今年度は15基を計画しております。

下段の5目農地費、133ページをお願いします。13節委託料中、調査設計委託料明渠排水700万円、15節工事請負費農地耕作条件改善事業4,800万円は、勇足元町地区明渠排水延長63メートル、共栄地区明渠排水延長400メートルを改修するもので、財源内訳は、道補助金3,025万円、地方債2,470万円、一般財源5万円となっております。

その下にあります19節負担金補助及び交付金中、道営防災減災事業1,870万円は、美里別東地区の明渠排水整備を行なうものです。

道営畑地帯総合整備事業1,972万円は、本別2地区の調査測量を行なうものであります。

下段の6目営農用水管理費、135ページをお願いします。15節工事請負費中、美蘭別営農用水施設環境整備工事592万円は、施設侵入防止柵の設置、防除施設量水器整備工事403万円は、防除施設量水器8基を整備するものであります。

2段下にあります19節負担金補助及び交付金道営美蘭別地区営農用水事業1億2,177万7,000円は、事業期間平成25年度から平成34年度までとなっております。

本年度の事業は、道営事業費として、管路工事延長7,000メートルで3億9千万円、非農事業費分として1,400万円となっております。

事業費は、町負担分1億2,177万7,000円で、地方債が1億2,170万円、一般財源が7万7,000円であります。

一番下段にあります、2項林業費2目林業振興費、137ページをお願いします。13節委託料業務委託料林道橋梁点検210万円は、林道施設の個別施設ごとの長寿命化計画を策定するため、橋梁点検業務を委託するものであります。

その下にあります地域林政支援活動500万円は、地域林政アドバイザー制度を活用し、林地台帳の精度向上業務、森林経営管理制度に基づく森林所有者への経営管理意向確認調査などを実施するものであります。

138ページ、139ページをお開きください。7款1項商工費2目商工業振興費、141ページをお願いします。19節負担金補助及び交付金中、下から6行目の企業誘致奨励事業1,338万6,000円は、対前年1,164万4,000円の増額であります。固定資産税相当額奨励金756万3,000円、雇用促進奨励金80万円、利子相当額奨励金502万3,000円を計上しております。

下段の3目観光費143ページをお願いします。一番下段にあります19節負担金補助

及び交付金中、観光協会補助金1,936万9,000円は、対前年度196万1,000円の増額であります。高齢者就労センターの解散により公園ボートの維持運営、遊歩道の監視に係る経費161万5,000円を増額するものであります。

飛びまして、150ページ、151ページをお願いします。2目道路維持費13節委託料中、調査設計委託料町道歩道拡幅化バリアフリー100万円は、道路詳細設計延長150メートルを委託し、工事請負費中、153ページにあります町道歩道拡幅化工事240万円は、町道北西1条通り改良舗装延長40メートルを実施するものです。

下段の町道補修工事2千万円は、対前年200万円の増額ですが、町内全域で面積は2,300平方メートルを見込んでおります。

中段の3目道路新設改良費2億3,686万9,000円は、対前年5,048万1,000円の減額となっております。

別添の予算説明資料を御覧ください。5ページをお開きください。右側中段、事業説明でございますが、事業路線は、町道美蘭別活込横断道路改良延長50メートル、暫定土工延長330メートル、町道東中西中間道路暫定土工延長290メートルと補償、町道美里別川沿道路改良延長160メートル、舗装延長140メートルと補償、町道負笹西4線道路改良延長230メートルと補償、町道山手町通り改良延長55メートル、調査設計委託と補償、事務費を含めた総事業費2億642万6,000円の5事業であります。

左側の財源内訳ですが、事業費2億642万6,000円、国庫支出金1億2,715万7,000円、地方債6,800万円、一般財源1,126万9,000円となっております。

以下、この表の説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、153ページをお願いします。下段の4目橋りょう維持費13節委託料7,400万円、15節工事請負費1億9,928万7,000円、公有財産購入費100万円は、別添の予算説明資料の11ページをお開きください。右側中段の事業説明の欄でございますが、本別町管内橋りょう長寿命化事業といたしまして、義経橋ほか全7橋の橋りょう補修、架換工事1億9,928万7,000円、山田橋ほか3橋の橋梁補修、架換調査設計委託4,320万円、第3号橋ほか51橋橋梁点検3千万円等、合計で、事務費を含めた総事業費2億7,439万7,000円となります。

左側の財源内訳ですが、事業費2億7,439万7,000円、国庫支出金1億6,643万円、地方債8,160万円、一般財源2,636万7,000円となっております。

予算書に戻りまして、156ページ、157ページをお開きください。一番下段にあります5項住宅費1目住宅管理費、159ページをお願いします。15節工事請負費山手町団地特定公共賃貸住宅改善事業、個別改善1,285万2,000円は、屋根、外壁改善工事1棟8戸を行なうもので、その下の新町団地公営住宅改善事業、個別改善1,106万6,000円は、屋根改善工事3棟12戸を行ない、長寿命化を図るものであります。

160ページ、161ページをお願いいたします。2目公営住宅建設費6,634万5,000円は、対前年7,578万7,000円の減額となります。

予算説明資料で説明をさせていただきたいと思います。

21ページをお開きください。右側の中段、事業説明でございますが、16号棟木造平屋建1棟2戸面積168.49平方メートル、駐車場整備改良舗装2台、道路整備舗装延長86.87メートル、建替設計委託、事務費を含む総事業費は5,464万8,000円となります。

以下、この表での説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、160ページ、161ページをお願いします。9款1項消防費2目非常備消防費、飛びまして165ページをお願いします。

18節備品購入費被服費備考資金組合団員用被服購入1,000円は、北海道備荒資金組合を通じ、消防団員用の防火服93着を防寒性、安全性に優れたものに更新するものであります。

飛びまして、168ページ、169ページをお願いします。下段の4目諸費13節委託料学校施設長寿命化計画策定495万円は、町内小中学校5校の今後の維持保全、整備の方向性を検討し、現地調査を踏まえた施設評価に基づく長寿命化計画を策定するものです。

2段下の19節負担金補助及び交付金、171ページをお願いします。補助金中、本別高校の教育を考える会2,736万1,000円は、対前年134万4,000円の減額ですが、資格取得検定料補助、模擬試験受験料補助について半額補助から全額補助への見直し、オープンキャンパス参加補助については、回数制限の撤廃、自家用車利用も対象とする要件の拡大を行なっております。

2行下の本別中央小学校開校50周年を祝う会100万円は、記念式典、記念事業、記念誌発行に対して補助するものであります。

飛びまして、184ページ、185ページをお開きください。下段の4項社会教育費2目公民館費11節需用費消耗品費庁舎等171万8,000円は、勇足地区公民館講堂の椅子150脚を更新するものであります。

飛びまして、188ページ、189ページをお開きください。18節備品購入費普通自動車235万円は、公用車1台を更新するものです。

下段の3目図書館費8節報償費謝礼金講演会35万円は、本別町生まれ、帯広育ちの画家、絵本作家の、きくちちきさんを招き、講演会と児童対象の出前授業を開催するものです。

以上で歳出を終わりました、12ページ、13ページをお開きください。

○議長（高橋利勝） ここで暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、提案説明を願います。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、12ページ、13ページをお開きください。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますので御了承ください。

1款の町税につきましては、副町長から説明がありましたので省略をさせていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。2款地方譲与税1項自動車重量譲与税から、16ページの中段でございます9款1項地方特例交付金までは、平成30年度実績見込み及び地方財政対策を参考に、それぞれ計上しております。

次の10款1項1目の地方交付税につきましても、副町長から説明を申し上げましたので説明を省略させていただきます。

飛びまして、36ページ、37ページをお願いします。36ページから39ページにかけてでございますが、18款繰入金2項基金繰入金は、16基金で総額5億9,760万1,000円の繰り入れを計上しましたが、前年度と比較し1億1,740万8,000円の増額となっております。

主なものですが、36ページ、37ページを御覧ください。5目の農業振興基金につきましては、新規就農者等支援事業に2,216万円、地域農業支援事業に50万円、農業振興基金貸付金利子補給に15万2,000円、酪農施設電源確保緊急対策事業に66万4,000円、合計2,347万6,000円となっております。

7目の町有林振興基金は、町有林造林事業に1,000万円、38ページ、39ページをお願いいたします。9目の社会教育施設等整備基金は、勇足地区公民館講堂用の椅子購入に150万円、13目の個性あるふるさとづくり基金は、本のまち夢づくり講演会に35万円、保育料軽減事業に3,800万円、学校給食費多子世帯負担軽減に150万円、寄付者の意向によるドローン購入費に37万8,000円、合計4,022万8,000円をあてるものであります。

16目の職員退職手当基金5,000万円は、3年に1度の退職手当組合からの精算金に対応するため繰り入れております。

飛びまして、44ページ、45ページをお開きください。21款町債でございますが、次のページの計の欄を御覧ください。総額7億8,878万9,000円で、対前年9,247万9,000円、13.3パーセントの増となっております。

なお、臨時財政対策債などを除く普通建設事業でも、5億8,680万円で対前年1億7,610万円、42.9パーセントの増となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

6ページをお開きください。第2表、債務負担行為。事項、防災行政無線更新事業、デジタル化、期間、平成31年度から平成32年度、限度額3億3,996万6,000円。

下段の事項、社会福祉法人本別町社会福祉協議会が金融機関より借り入れる、勇足高齢者住宅建設事業資金に係る元利償還の助成、期間、平成31年度から平成40年度、限度額、社会福祉法人本別町社会福祉協議会が建設する勇足高齢者住宅の建設事業費6,100

万円を元金の限度額として、元金に係る利息との合計額。

次の事項、健康管理システム更新事業、期間、平成31年度から平成35年度、限度額712万9,000円。

事項、消防団員用防火衣一式更新事業、期間、平成31年度から平成35年度、限度額663万円。

事項、農業経営緊急支援資金に対する利子補給、期間、平成31年度から平成40年度、限度額、利子補給対象額7,820万円に対する利率年0.3パーセント以内の利子相当額。

次の7ページですが、第3表、地方債。起債の目的、公共事業等、限度額7,750万円。公営住宅建設事業、限度額2,480万円。一般補助施設整備等事業、限度額780万円。緊急防災・減災事業、限度額1億5,610万円。8ページをお願いします。辺地対策事業、限度額4,490万円。過疎対策事業、限度額3億4,390万円。臨時財政対策債、限度額1億3,378万9,000円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、平成31年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。よろしく、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（高橋利勝）** 次に、日程第8議案第22号平成31年度本別町国民健康保険特別会計予算について及び日程第9議案第23号平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

以上2件についての提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

**○住民課長（田西敏重）** 議案第22号平成31年度本別町国民健康保険特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、平成31年度における国保運営の概要について説明をいたします。

予算編成上の国保の加入状況見込みにつきましては、総体で被保険者数1,976名、内訳は一般被保険者数が1,975名、退職被保険者数が1名、世帯数を1,040世帯と見込んでおります。

前年度当初予算時における被保険者数と比較しますと10.8パーセント、239人の減となっています。

なお、加入割合は1月末現在の人口、世帯数で申しますと、被保険者数で28.0パーセント、世帯数で28.4パーセントの加入割合となっています。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,440万5,000円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

5ページ、6ページをお願いいたします。歳出の合計の欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして2,657万5,000円、2.2パーセントの減となっております。

次に歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについて歳出から説明させていただきます。

15ページ、16ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料中システム修正1,389万3,000円は、国保事務処理標準システム導入に伴う改修費を計上しております。

3つ下の行、19節負担金補助及び交付金の国保情報集約システム28万8,000円は、本別町の情報を国保連合会へ連携するシステムを運用するための負担金です。

次に、下段の1款総務費2項徴税費1目賦課徴収費、18ページをお願いします。19節負担金補助及び交付金58万4,000円につきましては、十勝滞納整理機構へ10件の依頼分を計上したものです。

下段の2款保険給付費1項療養諸費から次ページの2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭費については、全額北海道からの交付金で賄われるもので、北海道が過去3年間の実績から示した額を基に計上しております。

21ページ、22ページをお願いします。3款国民健康保険事業納付金1項医療給付費分、前年比1.0パーセント、232万7,000円減の2億3,633万2,000円、2項後期高齢者支援金等分前年比5.4パーセント、399万円の減で7,014万2,000円、3項介護納付金分前年比11.3パーセント、326万6,000円減の2,562万1,000円は、本町が北海道へ納める納付金でございます。

23ページ、24ページをお願いします。2段目の5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費13節委託料中、5行目の特定健康診査350万5,000円、特定保健指導33万円、特定健診未受診者対策373万3,000円は、国民健康保険被保険者の疾病の早期発見早期治療により医療費適正化を図るもので、未受診者対策についてはハガキの送付などにより健診の勧奨を図ってまいります。

戻りまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項国民健康保険税につきましては、次ページの一番上の段の計の欄、2億8,039万9,000円となっております。現年課税分につきましては、平成30年度決算見込みと比較し972万3,000円、3.4パーセントの減となっております。このうち、一般被保険者現年課税分2億7,730万8,000円と、9ページ下段の5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分2,673万7,000円の合計額3億404万5,000円が納付金の保険税分にあてられる財源となります。

中段の3款道支出金1項道補助金1目1節保険給付費等交付金、普通交付金7億2,244万2,000円は、広域化により北海道から全額交付される保険給付費等で、療養給付費、高額療養費、出産育児諸費などの費用にあてられます。

なお、31ページ以降の添付資料、給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号平成31年度本別町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第23号平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

本予算に入る前に、本特別会計の概要について説明いたします。

本医療制度は、全道の市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療給付の審査、支払いなどを行ない、広域連合の特別会計で医療給付に関する経費が予算化されております。

一方、市町村では保険料の徴収業務や各種申請、届け出など窓口取次業務を行い、本特別会計では被保険者から徴収した保険料と保険料軽減に係る公費補助分である保険基盤安定分及び広域連合事務費などを広域連合へ支出する予算内容となっております。

本町の後期高齢者医療における年間平均被保険者見込数については1,608人としております。前年度当初は1,609人で1人の減を見込んでおります。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,281万8,000円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により主なものについて、歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年比4.7パーセント、580万3,000円増の1億3,001万9,000円を北海道後期高齢者医療広域連合への納付金として計上し、このうち広域連合の事務費負担金として394万5,000円、保険料等が1億2,607万4,000円で、保険料の内訳として、保険料分が8,934万7,000円、保険基盤安定制度の軽減分が3,672万7,000円となっております。

戻りまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料は前年比7.9パーセント、653万2,000円増の8,934万7,000円を計上しております。本町における後期高齢者医療の年間平均被保険者見込数1,608人分の保険料は、一人当たり平均5万5,563円の収納を見込んでおり、全道平均の一人当たり保険料6万5,022円の85.5パーセント程度となっております。

2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、対前年比1.1パーセント、483万円減の4,311万9,000円で、歳出で説明いたしました保険基盤安定繰入金3,672万7,000円とその他一般会計繰入金639万2,000円の合計であ

ります。

以上で、議案第23号平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議案第21号平成31年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第23号平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日14日議事予定の議案第24号から議案第29号まで説明を受けてから、平成31年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することとしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号平成31年度本別町一般会計予算について、ないし議案第23号平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日14日議事予定の議案第24号から議案第29号まで説明を受けてから、平成31年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することを予定いたします。

---

#### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後1時55分）

# 平成31年本別町議会第1回定例会会議録（第4号）

平成31年3月14日（木曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

日程第 1	議案第 24号	平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第 2	議案第 25号	平成31年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第 3	議案第 26号	平成31年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第 4	議案第 27号	平成31年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第 5	議案第 28号	平成31年度本別町水道事業会計予算について
日程第 6	議案第 29号	平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

## ○会議に付した事件

日程第 1	議案第 24号	平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第 2	議案第 25号	平成31年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第 3	議案第 26号	平成31年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第 4	議案第 27号	平成31年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第 5	議案第 28号	平成31年度本別町水道事業会計予算について
日程第 6	議案第 29号	平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

## ○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者の職氏名

町長 高橋正夫 副町長 大和田収

会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	菊地敦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	田西敏重	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	大槻康有	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	井戸川一美	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	小坂祐司	総務課長補佐	三品正哉
建設水道課長補佐	小出勝栄	教育長	佐々木基裕
教育次長	久保良一	社会教育課長	阿部秀幸
学校給食共同調理場所長	坪忠男	農委事務局長	郡弘幸
代表監査委員	畑山一洋	選管事務局長	村本信幸

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷺巢正樹

総務担当主査 越後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第24号ないし日程第6 議案第29号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第24号平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし、日程第6 議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上、6件についてを一括議題とします。

これより、各会計について、順次提案理由の説明を求めます。

議案第24号平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第24号平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億8,184万4,000円と定めるもので、対前年度比0.9パーセント増となったところであります。

平成31年度の介護保険事業特別会計は、第7期介護保険事業計画の2年度目として、平成30年度の給付見込みを勘案しつつ、おおむね計画に基づき執行することとなります。

第1号被保険者につきましては、前年度より9人少ない2,869人を見込み、高齢化率は41.1パーセントと推計しております。

それでは、事項別明細書により、歳出から主な内容につきまして御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

3、歳出。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料中、地域包括ケアプロジェクト推進事業300万円は、本別応援サイトの運営およびサイトの内容の拡充などに係る経費であります。前年度比800万円の減額となっているのは、地域医療みらい塾、星空キャンプといった首都圏からの人材確保策等の見直しによるものです。

19節負担金補助及び交付金中、下から2つ目の本別町介護従事者就業支援等補助金724万円は、介護の有資格者が継続して1年以上就業した場合に支払われる就業支援補助金の該当者がふえるため、前年度より増額しての計上となっております。

15ページ、16ページをお開きください。下段の2款保険給付費1項介護サービス諸費は介護保険事業計画に基づくもので、1目介護サービス給付費は居宅及び施設介護サービス給付費の合計ですが、居宅介護サービス給付費につきましては平成30年度の給付見込みを勘案し、前年度と比べ51万7,000円、0.06パーセント減の8億229万5,000円を計上しております。

17ページ、18ページをお開きください。

3款地域支援事業費1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費13節委託料中地域包括ケアプロジェクト推進事業は、壮年期から高齢期まで一貫した介護予防・健康づくりを推進する事業ですが、平成31年度は実施方法を見直すことにより40万円を計上しております。

19ページ、20ページをお開きください。2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増額は、平成30年4月の人事異動により職員が2名から4名に増加したことによるものです。

以上で歳出を終わりました、7ページ、8ページをお開きください。

2、歳入であります、1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料1節現年度分は2,869人、1億8,285万2,000円を見込んでおります。

9ページ、10ページをお開きください。7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の総額は1億7,892万7,000円で、前年度と比較し1,726万6,000円、10.7パーセント増となっております、2節地域支援事業繰入金のうち交付金限度額超過分が2,599万3,000円、前年度比1,506万9,000円の増となっているのは、歳出でも御説明いたしました、地域包括支援センターの人件費の増加が主な理由であります。

次の段の3節その他一般会計繰入金が、前年度比467万3,000円減の2,695万5,000円となっているのは、地域包括ケアプロジェクト推進事業に係る委託料の減額によるものです。

次の段の4節低所得者保険料軽減繰入金が前年度比665万1,000円増の875万4,000円となっているのは、平成31年度からの消費税増税見込みにより、軽減される保険料段階が拡大されることによるものです。

なお、23ページからの添付資料につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、議案第25号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 議案第25号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,325万7,000円と定めるもので、前年度と比較しまして299万7,000円、率にして1.0パーセントの増になったところであります。

それでは、事項別明細書により新たなもの、増減の大きい部分につきまして、歳出から御説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開き願います。

3、歳出ですが、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2億5,400万6,000円は、前年度と比較しまして298万6,000円、率にして1.2パーセントの増となっております。

増額の主なものは、11ページ上段、2節給料は給与改定、昇給によるもの、その下7節賃金中準職員賃金は人事異動や給与改定によるもの、パート等賃金調理員は嘱託調理員からパートへの職務変更によるものでございます。

中段11節需用費中燃料費は単価改正によるもの、その下修繕料車両は公用車2台の車検による増となっております。

12ページ、13ページをお開き願います。上段12節役務費中手数料の事業系ごみ処理はこれまで生ごみ処理のみでしたが、ごみの収集方法変更に伴い、可燃ごみ、不燃ごみ等の事業系ごみの処理による増となっております。

10ページ、11ページにお戻り願います。減額の主なものは、上段3節職員手当等は人事異動等による減、その下7節賃金中、予算書上の計上はございませんけれども、先ほど説明しました嘱託賃金調理員につきましては、職務変更による皆減となっております。

14ページ、15ページをお開き願います。中段2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費3,712万1,000円は、総合ケアセンターの居宅介護支援事業所の運営経費でございまして、増額の主なものは2節給料、4節共済費は、給与改定、昇給によるものでございます。

減額の主なものは、11節需用費中修繕料、車両の車検修理及びその下12節役務費中車検手数料、同じく自賠責保険料並びに予算書上ありませんけれども、27節の公課費、自動車重量税が皆減となっているところでございます。

2目介護予防支援事業費213万円は、地域包括支援センターの介護予防支援事業所の運営経費で、前年同様の予算計上となっております。

次に歳入にまいります。6ページ、7ページにお戻り願います。

2、歳入ですが、上段1款サービス収入1項1目介護給付費収入2億121万6,000円は、対前年5万5,000円、率にして0.03パーセントの微増となっております。

その下、2目自己負担金収入3,827万9,000円は、対前年309万9,000円、率にして8.8パーセントの増となっております。食費・居住費の介護給付費との負担割合調整による増となっております。

次に8ページ、9ページをお開き願います。上段4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金5,353万5,000円は、前年度より16万7,000円、率にして0.3パーセントの減となっております。しかしながら、先ほど述べました歳出のうち、人事異動や給与改定による人件費等の増がありましたものの、歳入の自己負担金収入がふえ

たことによる減となっているところがございます。

これで、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、18ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、平成31年度本別町介護サービス事業特別会計の予算説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（高橋利勝）** 次に、議案第26号平成31年度本別町簡易水道特別会計予算について。

大槻建設水道課長。

**○建設水道課長（大槻康有）** 議案第26号平成31年度本別町簡易水道特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

簡易水道事業の本年度の給水計画でございますが、給水戸数、給水人口は、勇足、仙美里、美里別、3カ所の簡易水道を合わせまして457戸の1,256人となっております。年間の総配水量は23万立方メートルの計画をしております。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,136万1,000円と定めるもので前年度より116万6,000円の増となったところがございます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものでございます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8千万円と定めるものであります。

それでは事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。1款1項簡易水道費1目一般管理費11節需用費中、光熱水費の電気料は燃料費調整単価の値上がりによるもので、対前年29万6,000円増の875万3,000円を見込んでおります。

13節委託料中保守点検等委託料の、次のページをお願いいたします。上段の計装設備は、3年から5年おきに行なっております保守点検対象機器がふえたことによる、対前年103万3,000円増の276万9,000円となっております。

2目維持修繕費11節需用費修繕料213万5,000円の対前年比59万4,000円の増は、防除施設の修繕や漏水事故が昨年多かったことから、早急に対応ができますよう増額をしております。

13節委託料の590万7,000円は、3カ年で行なっております水道管路管理システム整備で、本年度は仙美里と西美里別地区の台帳を整備し、簡易水道区域については全て

完了となります。

15節工事請負費2,078万3,000円の工事内容は、計量法による8年ごとの量水器更新工事で、102カ所対前年27カ所の増となっております。勇足簡易水道では浄水場のナンバー2次垂注入ポンプ及び制御装置の更新工事と取水井整備として、井戸の洗浄や排泥管整備及び水位計を更新する工事を実施するものでございます。

また、美里別簡易水道では、町道美里別川沿道路改良工事に伴います配水管移設工事を161メートル実施するもので、工事請負費の合計は対前年76万円の減となっております。

続きまして、16節原材料費172万2,000円は、量水器更新工事の量水器102基分の購入費で、対前年64万円の増となっております。

16ページ、17ページをお願いいたします。3款1項公債費1目元金では対前年599万4,000円増の3,628万5,000円となっており、2目利子では対前年71万9,000円減の1,054万円となっております。

次に8ページ、9ページにお戻りください。

歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道費負担金390万円は町道美里別川沿道路の道路改良に伴う補償費ですが、約79パーセントの補償率となっております。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料1節現年度分は、対前年11万円減の4,050万7,000円を見込んでおります。

下段の4款1項繰入金1目一般会計繰入金は、対前年592万1,000円増の6,493万3,000円となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。下段の7款1項町債1目簡易水道事業債は、前年度より670万円減の1,110万円となっております。

次に4ページをお開きください。

第2表、地方債であります。起債の目的、簡易水道事業、限度額を1,110万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りでございます。

なお、添付資料の説明は省略をさせていただきます。

以上、平成31年度本別町簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

**○議長（高橋利勝）** 次に、議案第27号平成31年度本別町公共下水道特別会計予算について。

大槻建設水道課長。

**○建設水道課長（大槻康有）** 議案第27号平成31年度本別町公共下水道特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

平成29年度末における下水道の普及状況ですが、公共下水道計画区域内の下水道普及率は99.17パーセントで、水洗化率は91.31パーセント、浄化槽の普及率は49パ

一セントで、両方合わせた汚水処理人口の普及率は82.82パーセントとなっております。  
予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億798万7,000円と定めるもので、前年より2,130万6,000円の増となったところであります。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものであります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものでございます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。下段の1款総務費2項施設管理費1目管渠管理費11節需用費中、修繕料、管渠・ポンプ所汚水ポンプ453万8,000円の対前年77万8,000円の増は、3年に1回実施する南部、東部マンホールポンプ所のポンプ修繕に北部マンホールポンプ所のポンプ底蓋修繕を追加したことによる増額でございます。

2目処理場管理費、次のページ、15ページ、16ページをお願いいたします。13節委託料の業務委託料中、下水道管理センター3,362万6,000円の対前年139万8,000円の増は、終末処理場の水処理反応タンク内の底に溜まっております汚泥の清掃業務の実施、及び終末処理場維持整備業務委託費の消費税の増税によるものでございます。

3目個別排水処理施設管理費1,428万円、対前年67万円の増額は、浄化槽の管理基数の増加により、手数料及び保守点検委託料の対象数量がふえたことによるものでございます。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費、次の17ページ、18ページをお願いいたします。15節工事請負費中、公共下水道污水管渠新設工事3,627万円は国道242号道路改良工事に伴う污水管渠移設工事及び町道山手町通り改良工事に伴う污水管渠移設工事やマンホール等の改修工事でございます。

その下段の公共下水道污水管渠更新工事1,980万円は、東部マンホールポンプ所機器更新工事で污水ポンプ2台と制御操作盤を更新するものでございます。

公共下水道終末処理場機器更新工事3,600万3,000円は、高圧気中、負荷開閉器、引込受電盤、接地端子盤、外2機種 of 更新工事を実施するものでございます。

18節備品購入費803万円は、停電時にマンホールポンプ所6カ所を稼働させるため

の可搬式の発電機を2基購入し、停電などの災害時に備えるためのもので、社会資本整備総合交付金事業の補助金の対象となっております。

2目個別排水処理施設新設費、次の19ページ、20ページをお願いいたします。15節工事請負費3,072万4,000円の対前年1,259万4,000円の増は、浄化槽新設を例年5人槽から10人槽の8基の整備で提案をさせていただいておりますが、本年度は8基の内、40人槽1基の予定があり、また労務、資材単価等の値上がりや消費税の増税により増額となっております。

3款1項公債費1目元金は、対前年970万2,000円減の2億2,873万円で、2目利子は、対前年489万9,000円減の3,908万8,000円となっておりますが、いずれも既往債の支払い完了によるものでございます。

次に9ページ、10ページにお戻りください。

歳入であります。2段目の1款分担金及び負担金2項負担金1目公共下水道費負担金3節公共下水道事業工事負担金2,165万円は、歳出で説明いたしました国道と町道の改良工事に伴います移設工事の補償費によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料は6,579万7,000円で、2目個別排水処理施設使用料は1,251万円の対前年67万9,000円減で見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目土木費国庫補助金3,420万円、対前年1,050万円の減は社会資本整備総合交付金の事業量の減によるものでございます。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金は、対前年609万6,000円減の2億2,871万8,000円となっております。

次の11ページ、12ページをお願いいたします。下段の7款1項町債1目土木債は、前年度より1,800万円増の1億4,160万円となっております。

次に4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。平成31年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担については、期間を平成31年度から平成36年度までと定め、限度額を貸付残額に対する利子相当額とし、下段の平成31年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償については、期間を平成31年度から平成36年度までと定め、限度額を貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とするものでございます。

次に5ページの第3表の地方債につきまして、起債の目的、公共下水道整備事業の限度額を4,360万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額を2,760万円に、下水道事業資本費平準化債の限度額を7,040万円にするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りでございます。

なお、添付資料の説明は省略をさせていただきます。

以上、平成31年度本別町公共下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、議案第28号平成31年度本別町水道事業会計予算について。  
大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第28号平成31年度本別町水道事業会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第2条の業務予定量は、給水戸数を2,600戸、年間総給水量を51万6,726立方メートル、1日の平均給水量を1,412立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、原水及び浄水施設整備事業費272万8,000円、配水施設整備改良事業費5,936万7,000円、営業設備整備事業費1,747万9,000円を予定しているところでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款水道事業収益と、支出の第1款水道事業費は、それぞれ対前年1,162万9,000円減の1億5,285万9,000円と定めるものであります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,561万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,865万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額695万3,000円で補てんをするものであります。

収入の第1款資本的収入では、対前年5,508万7,000円増の5,738万7,000円、支出の第1款資本的支出は、対前年6,168万2,000円増の1億2,299万9,000円と定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。第7条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、配水施設整備改良事業の限度額は4,700万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りであります。

第8条の一時借入金につきましては、限度額を1億円と定めるものでございます。

第10条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で、対前年545万4,000円減の3,436万2,000円であります。

第11条の一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、高料金対策として対前年579万7,000円減の2,627万8,000円であります。

第13条のたな卸資産の購入限度額は536万3,000円と定めるものでございます。  
次に、予算説明書により、主な事業内容の説明をさせていただきます。

19ページ、20ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は、対前年385万7,000円減の1億1,714万9,000円を見込んだところでございます。

2項営業外収益、対前年772万7,000円の減は、一般会計補助金の減額が主な要因となっております。

21ページ、22ページをお願いいたします。支出であります。1款水道事業費1項

営業費用1目原水及び浄水費委託料保守点検等委託料、水道施設管理計器の対前年43万3,000円の減は、浄水計器を2年から5年ごとに保守点検しているため、31年度は点検対象機器が減ったことによるものでございます。

次に、23、24ページをお願いいたします。2目配水及び給水費442万8,000円の減は、主に人件費の減によるもので、下段の下から4段目、委託料の対前年46万4,000円の減は、3年ごとに、弥生町ポンプ場、向陽町ポンプ室、山手町ポンプ場及び浦幌坂配水池の機器の保守点検を行なうもので、31年度は向陽町ポンプ室の電気計装設備の保守点検を行うものでございます。

次に、27、28ページをお願いいたします。中段の5目減価償却費448万5,000円の減額は、主に構築物の減価償却費の減によるものでございます。

6目資産減耗費35万1,000円の減額は、固定資産除却費の内、機械及び装置の量水器更新工事による除却資産の減によるものでございます。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費145万5,000円の減額は、財政融資資金等の償還額の減額によるものでございます。

次に、31ページ、32ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入であります。1款資本的収入1項1目企業債、対前年4,470万円の増は、支出の配水施設整備改良費の工事請負費等の増額によるものでございます。

2項出資金1目他会計出資金、対前年204万9,000円の増は、平成28年度発生の災害復旧事業債の元金償還の開始によるものでございます。

3項工事負担金1目負担金、対前年833万8,000円の増は、国道242号道路改良工事に伴います、水道管移設工事に対する補償費の計上によるものでございます。

支出であります。1款資本的支出1項建設改良費1目原水及び浄水施設整備費、工事請負費40万5,000円は、浄水場水処理室の照明器具の更新工事でございます。

2目配水施設整備改良費、委託料1,060万8,000円は、中長期的な視点に立った、計画的、効率的な水道施設の改築、更新や維持管理の計画であるアセットマネジメント計画の策定と、給水区域連絡管整備工事に伴います調査設計を行なうものでございます。

工事請負費4,799万3,000円は、病院のある弥生町高台の給水区域と西美里別館水を連絡管で繋ぐことで、災害時等の緊急時にも給水に支障がないよう連絡管整備工事を行なうものでございます。また、道道美里別本別停車場線水道管更新工事では、本別高校教員住宅から弥生会館までの老朽管の更新工事を行ないます。

国道242号道路改良工事に伴う水道管移設工事につきましては、道道本別留辺薬線交差点改良事業に伴う国道242号の拡幅工事で北6丁目から北7丁目などの区間で、旧鉄道側に拡幅されることにより、既設の歩道部分の水道管の移設を行なうものでございます。

3目営業設備費1,747万9,000円は、計量法により8年で更新する量水器の更新工事と量水器の購入費で、本年度は384台の更新を行ないます。また、老朽化している水道メーター検針機器の機器更新を行なうものでございます。

2項企業債償還金につきましては4,342万5,000円であり、年度末の未償還元金は9億4,416万2,000円となる見込みでございます。

以上、平成31年度本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

業務の予定量、第2条であります。病床数は、一般病床60床、年間入院患者数1万8,300人、年間外来患者数4万656人を予定いたしました。1日平均患者数では、入院患者数で50人、外来患者で168人となり、前年と比較しますと入院は前年同数、外来で22人減少しておりますが、前年度実績等を勘案しながら見込んだところであります。

新年度の診療体制は、内科医師2名、外科2名、耳鼻咽喉科1名の常勤医師5人体制で運営をしていく予定であります。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款病院事業収益は10億8,928万3,000円で、前年度当初比4,620万2,000円、4.1パーセントの減、支出の第1款病院事業費用は12億5,925万4,000円で、前年度当初比2,916万3,000円、2.3パーセント減としたところであります。

収益収支は、差引き1億6,997万1,000円の赤字予算の計上となり、主たる要因は前年度実績を勘案した患者数の減です。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入は6,231万9,000円で、前年度当初比2,533万8,000円、28.9パーセントの減、次の2ページになりますが、支出の第1款資本的支出は9,941万2,000円で、前年度当初比2,218万9,000円、18.3パーセント減の予算といたしました。

一時借入金。第8条、一時借入金の限度額は4億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条は、職員給与費7億7,564万7,000円、交際費45万円とするものであります。

他会計からの補助金。第11条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、一時借入金支払利息14万8,000円、医師看護師等研究研修経費200万円、退職手当組合事前納付金629万円、基礎年金拠出金公的負担経費1,674万9,000円、公立病院改革推進に要する経費275万円であります。

たな卸し資産の購入限度額、第13条は、1億7,681万9,000円と定めるものであります。

次に、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。

22、23ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入であります。1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益は4億2,181万5,000円で、前年度比3.7パーセント減、1日平均単価を2万3,050円で見込んだところであります。2目外来収益は2億9,397万9,000円で、前年度比9.0パーセント減、1日平均単価は7,230円で見込んだところであります。

3目その他医業収益3節一般会計負担金1億6,075万3,000円、下段2項医業外収益2目他会計補助金2,793万7,000円、及び次の24、25ページ、上段の3目負担金交付金9,931万円を合わせました2億8,800万円は、一般会計からの繰入金で、前年度と同額となっております。

7目繰入金1節国民健康保険特別会計繰入金1,001万2,000円は、国保特別会計から繰入れを受けるもので、内訳は健康管理センター事業に係る医師人件費分600万円及び国保調整交付金401万2,000円を当初予算で見込むものであります。

次に26、27ページ、支出であります。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費は7億7,564万7,000円、前年度比0.1パーセント増の計上といたしました。給与費の内訳は、正職員が59名、臨時職員等が45名で、総数104名の予算計上となります。

下段の8節負担金385万1,000円、諏訪中央病院専門研修プログラム負担金ですが、今年度、諏訪中央病院より総合診療医の研修派遣を6カ月間受け入れるための負担金です。

2目材料費1節薬品費6,290万3,000円、前年度比24.9パーセント減及び2節診療材料費7,209万3,000円、前年度比2.3パーセント減は、前年度の実績を勘案したものです。

下段、3目経費ですが、次の28、29ページをお開きください。上段、2節報償費4,226万3,000円は、前年度比129万9,000円の減であります。放射線代替技師の派遣回数減が主なものであります。

中ほど、11節修繕費583万1,000円は対前年度比164万円の減ですが、医師住宅屋根修繕164万2,000円の減によるものであります。

30、31ページの15節委託料ですが、対前年847万円の減ですが、電子カルテシステム保守396万8,000円減、泌尿器科医師派遣225万円減が主たる要因です。

続きまして、34、35ページ、2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費3節リース債務支払利息336万7,000円は、本別町複数施設一括省CO2化事業による債務負担行為に伴う利息分です。

以上で、収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、40、41ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出であります。1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費204万円は、内視鏡洗浄消毒装置を1台購入予定です。本装置は消化管内視鏡を洗浄、消毒する装置で、平成17年に導入し、耐用年数4年のところ本年度で14年を経

過し、耐用年数を超えて使用している状況にあり、老朽化しているため更新するものです。事業費は204万円で、財源内訳は交付金が80万2,000円、医療施設整備基金が43万2,000円で、一般財源が80万6,000円であります。

すぐ下の4目リース債務支払額377万7,000円ですが、本別町複数施設一括省CO2化事業による債務負担行為に伴う元金分です。

次に、予算書の38、39ページに戻っていただきまして、収入であります、1款資本的収入2項出資金1目他会計出資金5,879万円は、企業債償還元金の3分の2を一般会計から出資を受けるものであります。次の3項負担金1目他会計負担金229万1,000円を合わせた6,108万1,000円が資本的収支に係る一般会計からの繰入額となり、収益的収支と合わせました一般会計からの繰入金の総額は、前年度比837万3,000円、2.3パーセント減の3億4,908万1,000円となります。

4項繰入金1目他会計繰入金80万2,000円は、器械、備品購入に係る国保調整交付金を国保会計から繰り入れを受けるものでございます。2目医療施設等整備基金繰入金43万2,000円も同じく機械、備品購入に係る購入財源として基金から繰り入れることとしたものであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 以上で、各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております、議案第24号平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし、議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、及び昨日13日議事とした、議案第21号平成31年度本別町一般会計予算について、ないし議案第23号平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について以上9件については、議長を除く11名の委員をもって構成する、平成31年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号平成31年度本別町一般会計予算について、ないし議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、議長を除く11名の委員をもって構成する、平成31年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました、平成31年度各会計予算審査特別委員会の正、副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に大住啓一議員、副委員長に阿保静夫議員と決定いたしました。

以上、報告いたします

---

#### ◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回、3月22日の会議は、議事の都合により、特に、午後1時30分に繰り下げて開くことにいたしました。

これをもって、通知済みとします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労様でした。

散会宣告（午前11時02分）

# 平成31年本別町議会第1回定例会会議録（第5号）

平成31年3月22日（金曜日） 午後1時30分開議

## ○議事日程

- 日程第 1 (平成31年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)  
議案第21号 平成31年度本別町一般会計予算について  
議案第22号 平成31年度本別町国民健康保険特別会計  
予算について  
議案第23号 平成31年度本別町後期高齢者医療特別会  
計予算について  
議案第24号 平成31年度本別町介護保険事業特別会  
計予算について  
議案第25号 平成31年度本別町介護サービス事業特別  
会計予算について  
議案第26号 平成31年度本別町簡易水道特別会計予算  
について  
議案第27号 平成31年度本別町公共下水道特別会計予  
算について  
議案第28号 平成31年度本別町水道事業会計予算につ  
いて  
議案第29号 平成31年度本別町国民健康保険病院事業  
会計予算について
- 日程第 2 議案第30号 平成30年度本別町一般会計補正予算（第16回）につ  
いて
- 日程第 3 請願第 1号 スクールバス利用距離要件見直しについての請願
- 日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
(産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 6 議員派遣の件

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 (平成31年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)  
議案第21号 平成31年度本別町一般会計予算について  
議案第22号 平成31年度本別町国民健康保険特別会計

			予算について
		議案第 2 3 号	平成 3 1 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
		議案第 2 4 号	平成 3 1 年度本別町介護保険事業特別会計予算について
		議案第 2 5 号	平成 3 1 年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
		議案第 2 6 号	平成 3 1 年度本別町簡易水道特別会計予算について
		議案第 2 7 号	平成 3 1 年度本別町公共下水道特別会計予算について
		議案第 2 8 号	平成 3 1 年度本別町水道事業会計予算について
		議案第 2 9 号	平成 3 1 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第 2	議案第 3 0 号		平成 3 0 年度本別町一般会計補正予算（第 1 6 回）について
日程第 3	請願第 1 号		スクールバス利用距離要件見直しについての請願
日程第 4			常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
日程第 5			議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第 6			議員派遣の件

○出席議員（11名）

議長	1 2 番	高 橋 利 勝	副議長	1 1 番	藤 田 直 美
	1 番	水 谷 令 子		2 番	柏 崎 秀 行
	3 番	梅 村 智 秀		4 番	石 山 憲 司
	6 番	大 住 啓 一		7 番	山 西 二三夫
	8 番	黒 山 久 男		9 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（1名）

5 番 篠 原 義 彦

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田	収
会計管理者		花房永実	総務課長	村本	信幸
農林課長		菊地敦	保健福祉課長	飯山	明美
住民課長		田西敏重	子ども未来課長	大橋	堅次
建設水道課長		大槻康有	企画振興課長	高橋	哲也
老人ホーム所長		井戸川一美	国保病院事務長	藤野	和幸
総務課主幹		小坂祐司	総務課長補佐	三品	正哉
建設水道課長補佐		小出勝栄	教 育 長	佐々木	基裕
教 育 次 長		久保良一	社会教育課長	阿部	秀幸
学校給食共同調理場所長		坪 忠 男	農委事務局長	郡	弘幸
代表監査委員		畑 山 一 洋	選管事務局長	村 本	信 幸

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 鷲 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開議宣告（午後1時30分）

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案第21号ないし議案第29号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第21号平成31年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件を一括議題とします。

以上、9件について委員長の報告を求めます。

平成31年度各会計予算審査特別委員会大住啓一委員長、御登壇ください。

○各会計予算審査特別委員長（大住啓一）〔登壇〕 報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、平成31年3月14日第1回定例会において付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件。

- ①議案第21号平成31年度本別町一般会計予算について。
- ②議案第22号平成31年度本別町国民健康保険特別会計予算について。
- ③議案第23号平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。
- ④議案第24号平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算について。
- ⑤議案第25号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。
- ⑥議案第26号平成31年度本別町簡易水道特別会計予算について。
- ⑦議案第27号平成31年度本別町公共下水道特別会計予算について。
- ⑧議案第28号平成31年度本別町水道事業会計予算について。
- ⑨議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

2、予算審査特別委員会開催日。

平成31年3月18日、19日、20日。

3、審査の結果。

- ①議案第21号平成31年度本別町一般会計予算について、原案可決。
- ②議案第22号平成31年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。
- ③議案第23号平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。
- ④議案第24号平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

⑤議案第25号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案可決。

⑥議案第26号平成31年度本別町簡易水道特別会計予算について、原案可決。

⑦議案第27号平成31年度本別町公共下水道特別会計予算について、原案可決。

⑧議案第28号平成31年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

⑨議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決であります。

以上、報告といたします。

○議長（高橋利勝） お諮りします。

本案9件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準103により省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定いたしました。

これから、議案第21号平成31年度本別町一般会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第21号平成31年度本別町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第21号平成31年度本別町一般会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第22号平成31年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 22 号平成 31 年度本別町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者 10 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 22 号平成 31 年度本別町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第 23 号平成 31 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番(阿保静夫)〔登壇〕 議案第 23 号平成 31 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論をしたいと思えます。

委員会でも申し上げたとおり、本医療制度は 75 歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして負担増と差別の医療を強いる、世界でも類のない医療保険制度だと思えます。

高齢者の生活は、御承知のように、年金の減、消費税、医療、介護の負担増など、厳しさは増す一方です。そのような中でも、国は本制度における低所得者への保険料の軽減措置、特例などをどんどん削る方向です。

高齢者の暮らしが厳しくなる中で、本来国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめていることは、決して容認できるものではありません。

よって、本会計予算には、地方からの声としても反対の意思を示すべきだと考えております。

御賛同のほど、よろしく願います。

○議長(高橋利勝) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番(梅村智秀)〔登壇〕 平成 31 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行ないます。

議員のですね、重点項目として熱心に取り組まれていると、そういったところについては敬意を表するところでございますが、何度申し上げれば伝わるのかなというところでございますけれども、そもそも、おっしゃっているのは制度に対しての疑義であり、本町に

において、この制度を主体的に運営している立場ではないと。よって会計内容、予算内容についての不備等が認められるものではない。また、繰り返しこうした制度についての疑義を呈されるのであれば、本町としてどのように後期高齢者を支えていくかという具体的案を示されるべきであると。そうでなければなお、この後期高齢者の医療を支えるという実態に対して、混乱を招くことになりかねません。

よって、本案については賛成をいたします。

議員諸兄姉の御賢察を賜り、本討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで、討論を終わります。

これから、議案第23号平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者9人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第23号平成31年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第24号平成31年度本別町介護保険事業特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第25号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第25号平成31年度本別町介護サービス事業特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第26号平成31年度本別町簡易水道特別会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号平成31年度本別町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第26号平成31年度本別町簡易水道特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第27号平成31年度本別町公共下水道特別会計予算について

の討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第27号平成31年度本別町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第27号平成31年度本別町公共下水道特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第28号平成31年度本別町水道事業会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号平成31年度本別町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第28号平成31年度本別町水道事業会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第29号平成31年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

---

### ◎日程第2 議案第30号

○議長(高橋利勝) 日程第2 議案第30号平成30年度本別町一般会計補正予算(第16回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第30号平成30年度本別町一般会計補正予算(第16回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、消費税率引き上げに伴う低所得者等への影響緩和対策等に係る準備経費として、国の補正予算(第2号)によりプレミアム付商品券発行事業の準備関係経費として補正するものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,904万円とする内容であります。

4ページ、5ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。2款総務費1項総務管理費8目企画費83万9,000円の増額補正は、プレミアム付商品券発行事業の準備に必要な事務用消耗品、システム改修、システム用パソコン1台のリース代を計上するものであります。

上段の1、歳入であります。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金83万9,000円の増額補正は、プレミアム付商品券発行事業の準備関連経費に対して交付されるものであります。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正であります。1、追加、2款総務費1項総務管理費プレミアム付商品券発行事業83万9,000円は、国の指示により全額を翌年度へ繰り越すもので

あります。

以上、平成30年度本別町一般会計補正予算（第16回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、繰越明許費一括とします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの説明で概要はわかりました。消費税増税を予定していて、その影響で低所得者にかかわる部分を緩和しようという趣旨の内容だと思いますけれども、そういうのにお金使うのに、どうして上げるのかなという疑問はあるのですけれども、具体的に伺います。

5ページです。需用費から委託料、使用料、賃借料ということで、パソコンはわかりません。14節の使用料の借上料のパソコンは、パソコンを借りますということなのでわかりました。11節と13節の中身ですね。消耗品費とあるのですけれども、一般事務用で5万2,000円、83万円のうちのかなりの部分を占めているのかなと。

それから、委託料ですが、システム修正と。システムを修正しなければならないような中身なのかどうか、その辺もちょっとわかりません。

その結果として、このプレミアム付商品券がどのような形で発行されていくのか。100パーセント補助ということのようですが、その辺が実際の現場での扱いも、新たな仕事加わるのかなというふうに思っているのですけれども、その辺のもう少し詳しい中身についてですね。実際に職員の方がこれに携わると思うのですけれども、これらの一連の作業をするにあたっては、今までのプレミア券発行とはちょっと違うのではないかなというイメージがあるものですから、その辺をちょっとわかりやすく説明していただきたいと思いますし、このことによって、実際の対象となる戸数何かも、一定数を考えているのかなというふうに思うのですけれども、これによってどのような形で支援、金額的にですね、例えば1人の方が支援になるのか、その辺も何かおぼろげなものですから、そこも少し、今の段階でわかる範囲であるかもしれませんが、その辺をちょっともう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 阿保議員の御質問にお答えいたします。この度のプレミアム付商品券事業につきましては、阿保議員もおっしゃられましたように、消費税の引き上げに伴う消費税対策の一環ということでございまして、これについては所得という部分でいきますと、今国から示されているのはですね、住民税非課税世帯の方、それから10月1日から消費税が引き上げになるわけですが、9月30日までにお生まれになるお子さん、それから、それを含めて3歳未満の方を対象として、子育てをしている世帯にあつては、お子様の育てている数の額面に相当する部分を商品券として購入していただくというようなことございまして、基本的には今、非課税の部分でいきますと、過去の臨時

福祉給付金の実績を想定いたしまして1,537名ということで、今想定しているところでございます。

また、3歳未満の子が属する世帯といたしましては、2月末現在で今127名を想定しておりまして、今後4月以降、またお生まれになられる方も当然、数としては加わっていくこととなります。

基本的に今、国のほうで示しているこのプレミアム付商品券でございますけれども、額面といたしまして、販売額として2万円の商品券で2万5,000円分のプレミアム付の商品券ということで想定しているところでございまして、低所得者に配慮した部分については、これは分割として、5回まで分割して購入することができるということでございまして、4,000円で購入して5,000円相当の買い物ができるということでございまして、5回まででいきますと、2万円で2万5,000円の商品券の購入ができるということでございます。

そうしまして、この部分でございますが、低所得者の方、それから子育て世帯ということで、今仮に1,537名の方、それからお子さま育てている127名の方が該当となりますと、1,664が対象ということになりまして、仮に皆さまがそのプレミアム商品券を御購入されたということを仮定いたしますと、額面でいきますと4,160万円相当ということの数字となってくることとなります。

一方、阿保議員がおっしゃられていました、これまでのプレミアム商品券の関係でございますけれども、これは商工費のほうでも予算組まさせていただきますが、これについては、1万円の購入に対して1万1,500円の商品券ということになりまして、15パーセントのプレミアということで、これについては5,000セット販売予定ということでございまして、この発行総額となるのが5,750万円相当となることとなります。

今私どもで考えているのは、基本的にはこの消費税対策でございますので、10月1日からこの商品券が使えるようなことということになりまして、今商工会でこれまでも進めてきた商品券事業については、10月の中旬から販売してきた経過がございます。基本的にはその購入された商品券、基本的には同じように地元の商店でお使いになられるように、今商工会ともそういった使い方のほうで、同じように使えるようなことが進められるように、今調整中でございますが、基本的には同じ方法といいますか、使われる方にとっては、いきいき商品券と同じような使い方ができるというようなところで、今調整中でございます。

それから、補正予算の中身でございますけれども、需要費といたしまして55万2,000円を計上させていただきます。これにつきましては、4月以降すぐ、こういった準備のほうを進めたいというふうに今考えておりまして、用紙類ですとか、用紙を印刷するインク類、これらに該当する方々への通知する封筒、それから雑消耗品等々で予算を組んでおりまして、用紙類といたしましては、大きなものとしては55万2,000円の需用費のうち半分ぐらい、26万2,000円が用紙類の予算として計上しているところでござ

います。

また、委託料でございますけれども、これは先ほど言いました、子育てされている世帯の抽出、あるいは所得の関係の抽出ということでございまして、臨時福祉給付金システム、過去にあった物をこれにあわせて改修する費用といたしまして、委託料の電算の部分で計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 商工会のほうでは、今までのプレミアム商品券は発行するという事で準備を進めていくということで、これについてはもう何回もやっていることで、それぞれ非常に効果があるということで認識しています。それで今回、率直に伺いますけれども、商工会のほうで扱っていただける、この15パーセントプレミアと、この何て名前つければいいのでしょうかね、消費税対策プレミアム券とでもあえて言わせてもらいますけれども、この扱いというのは、例えば窓口はどうなのかというのがまず第1点です。

それから、今御説明いただいたのは、簡単に言うと券をつくる業務、あるいは名簿を揃える業務の事務的なことのお金がここに計上されたというふうに、簡単にちょっと素人言い方で申しわけないのですけれども、業務をやるためのお金が計上された。それで、先ほど私の聞き取った金額では4,160万円相当のプレミアム券になるということなので、4,160万円という本体はいつどのような形で、まさか町の持ち出しということではないと思うのですけれどもね、それが、今言ったことは2つのことを言ったつもりでございますけれども、今までの業務とか、窓口の関係はどうなのかということと、使われる本体の金額はどこから来るのかということです。

それから、そもそも一般論ですけどね、消費税の影響を受けるのは、今おっしゃったような方々ですよ、本当に。そこにこういうことをやるということであれば、ここから先はね、それぞれの議論なので一般質問にまわってしまうので、消費税のあり方そのものが問われるかなと思うのですけれども、それは違う議論なので、ここでは言いません。いずれにしても現場で、そういう性質のものなのに、そういう業務がふえると。私、担当だったらいい迷惑だなと思っちゃうのですけれども、その新たな業務もふえるということでいえば、町長のほうでいえば人員配置何かも影響して来るのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についての対応、そういうお金というのはこの中には入っていませんよね。そういうようなことも含めてどうなっているのか、実態として伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 阿保議員の御質問にお答えいたします。今回補正させていただきましたのは、いわゆる30年度分の事務費ということでございます。準備ということで経費を計上させていただきまして、実は新年度に入っても、またこれ新年度からまたそういった事務がございますので、新年度31年度分については31年度の事務費がまた内示される見込みとなっております。その部分につきましては、その辺が確定した段階で、

また補正予算として計上させていただくことといたしまして、その中身としましては、阿保議員今御心配いただきました人件費の部分、それから実質またそういったお知らせをするための通信運搬費、いわゆる郵便料であるとか、それから私先ほど言いました、商工会のほうと連携してやりたいというふうに今お話しさせていただきましたが、商工会のほうにお手伝いいただく販売手数料であつて、それからお店屋さん、それから使われた商品券、当然換金していかなくてはなりませんので、そういった部分の手数料、またそれに係る、付随した事務費ということが出て来ようかと思しますので、そういった部分の補正をまた考えているところでございます。

また、阿保議員おっしゃられていましたプレミアム分、例えば先ほど言いました対象者の方に、実際は元となる数字は当然購入していただくので、実質的な25パーセント分のプレミアム分の負担につきましては、これは国費のほうで精算がされるということになっておりまして、それは実績報告を上げて精算事務がされるということとなっているところであります。

その手続の流れでございますけれども、今検討しているのはですね、それぞれ国のプレミアムの商品券事業でございますけれども、購入が可能な方につきましては、別途私どものほうからお知らせといたしますか、通知を発送させていただいて、そして先ほど言いたいくいき商品券と、使っていただけるお店は基本的には共通することになりますので、今商工会のほうに、そちらの販売といたしますか、そういったものを委託する中で対応していきたいというふうに、今考えているところであります。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 3度目の質疑なものですから、ちょっと加えますけれども、要するに商工会関係の15パーセントプレミアのついた物と、25パーセントになるのかな、今回のこの商品券が両方走る形ですね、同じ時期にね。その券の色とか形とか、デザイン違うから物が違うのしょうけれども、私はそれ現場で混乱しないのかなと、すごい心配ですね。同じ物を買うにしても、券が違うわけですから、どうなのかなということが、まずその1点。これから詰めていくと思われましても、その点がまず第1点。

それから、物品を購入することによって、町の経済にも当然プラスの方向で行くということは、いろんなことでこれまでの取り組みでもそのとおりだったと思うし、商品券でいろいろやって来ているのは、現実としてやって来ているので、それは本町独自の取り組みとして進んで来ていると思っています。先ほど、今積算では、人数で低所得者が1,537名、3歳児までで147名で、合わせて1,664名という話です。この方々が、そういう立場の方々が、町に対するいろんな公共料金が生じているときに、このプレミア商品券で支払うということは可能なのかなのか。要は、繰り返し言いますけれども、消費税の影響というのは本当に、所得の低い人ほどかかるものだという理解はされているので、その部分がそういう公共料金や何かの支払いにもちゃんと使えるよということであればですね、その辺は少しはいいのかなというふうに思うのですけれども。いずれにしても多用

途に使えないと、その人の生活全般に使えないと、国が言うことを全部いいとはいいませんけれども、言っていることがちゃんと現場で生かされないような気がするのですが、元首がそこまで詰めているかどうかちょっとわからないのですが、議案として提案された以上は、どうなのですかということで伺いたいと思います。3回目なので、これで終わります。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 阿保議員の御質問にお答えいたします。阿保議員御心配いただいたように、やはり現場で混乱、窓口ですら、そういった部分がないように、例えば色を変えるですとか、それから事故を防ぐための防止策ということも、担当レベルで今協議させていただいているところでもございまして、基本的にはそういった間違いのないようなやり方を、万全を期していきたいというふうになら考えているところでもございます。

それから使い方でもございますけれども、基本的にはこれ国のほうから、Q&A含めて今示されているところで、まだ制度としてもいろいろ取り扱い、各市町村からもいろんな質問事項等もあって、そういった見解が今まだ示されているところでもございます。その中でも例えば当然、転売、譲渡、そういったものはだめですよですとか、使い方等についても、商品券で商品券を買うのはだめだとか、いろいろそういったものも示されているところでもございます。

したがって公共料金ということで、そういったお話ありましたけれども、基本的には国費事業ということでございますので、基本的には指示、内示された中での執行ということにならざるを得ないのかなというふうには今思っているところでもございまして。それぞれまた、場合によってはまた示されるものがあつた中では、またそういった部分も考えられますけれども、今現在そういった形では対応はできないのかなというふうになら考えているところでもございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第30号平成30年度本別町一般会計補正予算（第16回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号平成30年度本別町一般会計補正予算（第16回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第3 請願第1号

○議長（高橋利勝） 日程第3 請願第1号スクールバス利用距離要件見直しについての請願を議題とします。

ただ今議題となっております、スクールバス利用距離要件見直しについての請願は、総務常任委員会に付託して、閉会中の継続審査としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、スクールバス利用距離要件見直しについての請願は、総務常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布した所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

---

#### ◎日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定

いたしました。

---

◎日程第6 議員派遣の件

○議長（高橋利勝） 日程第6 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

---

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成31年第1回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

閉会宣告（午後2時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月22日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 石 山 憲 司